

本市は、伊勢神宮御鎮座のまちとして栄え、悠久の時を刻む神宮林や大台ヶ原を源にする清流宮川などの豊かな自然や、先人たちが育んできた歴史や文化に富んだまちです。また、年間800万人を超える観光客にお越しいただき、まちは賑わいを醸し出しています。

その一方、他の地方都市と同様、人口減少、少子高齢化が進行し、持続可能なまちづくりにとって大きな課題となっています。

さらに、価値観の多様化や家族形態の変容等に伴う地域社会におけるつながりの希薄化は、まちが備えていた互助機能を低下させ、迫り来る大地震や社会的孤立の増加等と相まって、市民の生活不安へとつながっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、伊勢市の特性・潜在力を活かしたまちづくりを、市民と行政が一体となり総力を挙げて進めることで、活力と魅力に溢れる持続可能なまち「伊勢市」の実現につながるものと考えます。

そこで、市民の皆様と共有するまちづくりの行動指針として、2029年度を目標年次とする第3次伊勢市総合計画を策定し、「私たちが担うまち」「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち」「地域の誇りをつなぐまち」をまちづくりの基本理念に据え、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を本市が目指す将来像として基本構想に掲げました。

この3つのまちづくりの基本理念を常に意識し、未来を担う子どもたちへの教育、誰もが安心して暮らせるための地域医療・福祉、都市基盤整備や観光、産業の振興など各政策分野の施策に取り組むとともに、人口減少や自然災害の備えなど大きな課題については、政策分野の枠を越えて連携し、取り組んでまいりたいと存じます。

そして、市民の皆様とまちづくりの基本理念を共有し、ともに考え、様々な「つながり」によって誇りと安らぎを育み、子どもたちの笑顔があふれ、幸せに年齢を重ねられるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、慎重かつ熱心に御審議いただきました伊勢市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、地域審議会や伊勢市子ども未来会議、市民意識調査やワークショップ、パブリックコメントなどを通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年7月

伊勢市長 鈴木健一



目次

■はじめに	1
1 計画策定の背景	
2 計画の構成と期間	
3 計画の進行	
4 私たちの伊勢市	
5 計画の前提となる伊勢市の社会状況	
6 市民意識	
7 まちづくりの主要課題	
I 基本構想	17
○ まちづくりの基本理念	
○ まちの将来像	
II 前期基本計画	21
○ 序章	
1 前期基本計画の構成	24
2 前期基本計画の取組方針	25
3 財政収支見通し	28
○ 分野別計画	
分野別計画の見方	32
分野別計画体系図	34
第1章 市民自治・市民交流	37
第2章 教育	47
第3章 環境	59
第4章 医療・健康・福祉	67
第5章 防災・防犯・消防	81
第6章 産業・経済	91
第7章 都市基盤	103
第8章 市役所運営	121
III 参考資料	129

■はじめに

1 計画策定の背景

伊勢市総合計画は、伊勢市が行う政策や事業の根拠となる最上位計画となるもので、まちの将来像やまちづくりの基本理念を明らかにし、市政運営の基本的方向を示すものです。

総合計画は、これまで地方自治法第2条第4項の規定によりその基本部分である「基本構想」について、市町村が議会の議決を経て定めるよう義務付けられていましたが、平成23年（2011年）、地方自治法が一部改正され、この策定義務は廃止されました。

本市では、新市施行後、平成20年（2008年）に第1次総合計画を、平成26年（2014年）に第2次総合計画を策定し、第1次計画策定の際、市町村合併前に策定した新市建設計画の「まちづくりの基本方針」を計画期間の定めのない基本構想として位置付け、これまでまちづくりを進めてきました。

そして、この間の社会経済情勢の変化等により、今次基本構想を見直すものですが、今後の市政を取り巻く状況を踏まえ、長期的な市のビジョンを持ち、行政だけでなく市民とともに共有し、計画的に取組を進めていくことが、これまで以上に必要となると考えて、平成29年（2017年）3月に伊勢市総合計画条例を制定し、市の主体的な意思により総合計画を策定することとしました。

2 計画の構成と期間

第3次伊勢市総合計画は、伊勢市総合計画条例第2条の規定に基づき、基本構想・基本計画・実施計画の3層により構成します。

構成	概要
基本構想	市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したもの また計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成41年度（2029年度）までの12年間とします。
基本計画	基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したもの また計画期間は4年間とし、前期計画と中期計画と後期計画を策定します。 前期基本計画【平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）】 中期基本計画【平成34年度（2022年度）～平成37年度（2025年度）】 後期基本計画【平成38年度（2026年度）～平成41年度（2029年度）】
実施計画	基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示したもの 2年間で計画スパンとした毎年度ローリング方式で策定します。

4 私たちの伊勢市

伊勢市は、平成 17 年（2005 年）11 月に、古くから神宮にゆかり深い歴史を共有してきた旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御園村の 1 市 2 町 1 村の新設合併により、誕生しました。

その地勢は、北は伊勢湾に面し、中央に県内最大の河川である“清流”宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけては、朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺山が連なり、西には大仏山丘陵が広がるなど、豊かな自然に恵まれています。

○神宮ご鎮座のまち

伊勢のまちは、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた神宮ご鎮座のまちとして栄えてきました。

「おかげ参り」が流行した江戸時代には、当時の日本人の 6 人に 1 人が伊勢を訪れたと言われ、「伊勢に行きたい 伊勢路がみたい せめて一生に一度でも」と伊勢音頭に唄われているように人々の憧れの地でありました。

この地域の風土に育まれた歴史・文化資産や自然環境が持つ高い資源性、その知名度、これらが作り出す地域の強力なイメージは、他の地域にないものであり、今なお多くの人々を魅了しています。

また、このまちには神宮とともに歴史を刻んできた街並みや民俗行事、風習などが息づき、それらが他のまちとの違いを生み出し、まちの「誇り」として培われています。

○伊勢志摩圏域の中核都市

伊勢市は、伊勢志摩圏域の中核都市の役割を担っています。中核的な医療、教育、観光、商業、公共施設等によるサービス機能、その他行政及び民間分野における都市機能が本市に集積していることから、通勤・通学圏、地域医療や商業などのサービス圏は圏域全体に広がっており、圏域に暮らす人々の生活を支えています。



5 計画の前提となる伊勢市の社会状況

○総人口の推移

伊勢市の人口は、昭和 60 年（1985 年）の 138,672 人をピークに減少に転じており、平成 27 年（2015 年）の人口は 127,817 人となっています。

「伊勢市人口ビジョン」において将来展望した数値に比べ、平成 27 年（2015 年）の数値は減少幅が小さかったものの、減少傾向は今後も続くと予測されます。

その一方で、世帯数は、平成 27 年（2015 年）においても増加しており、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより、世帯の構成人数の減少は続いています。



年次	人口(人)	男(人)	女(人)	人口増減率(%)	世帯数
昭和 35	123,311	57,729	65,582	-	26,765
40	128,242	60,247	67,995	4.0%	30,235
45	130,326	61,478	68,848	1.6%	33,757
50	134,910	63,891	71,019	3.5%	36,821
55	137,296	65,008	72,288	1.8%	39,535
60	138,672	65,398	73,274	1.0%	41,019
平成 2	138,298	65,102	73,196	-0.3%	42,585
7	138,404	65,293	73,111	0.1%	45,457
12	136,173	64,413	71,760	-1.6%	46,957
17	134,973	63,856	71,117	-0.9%	49,045
22	130,271	61,482	68,789	-3.5%	49,361
27	127,817	60,467	67,350	-1.9%	50,938

※平成 17 年数値は、その後境域変更された区域の世帯数・人口は含まない

資料：国勢調査

○年齢別人口の推移

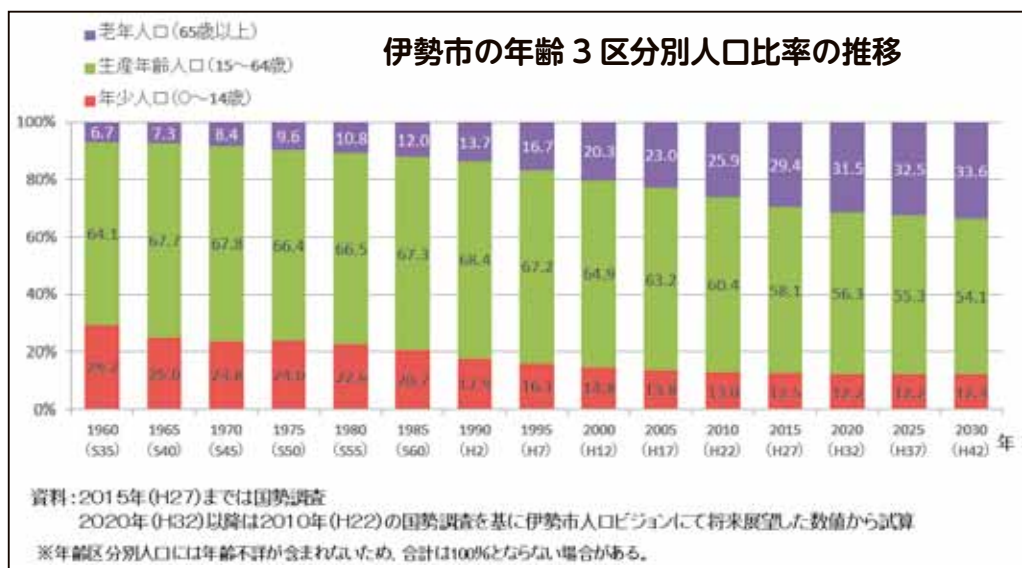
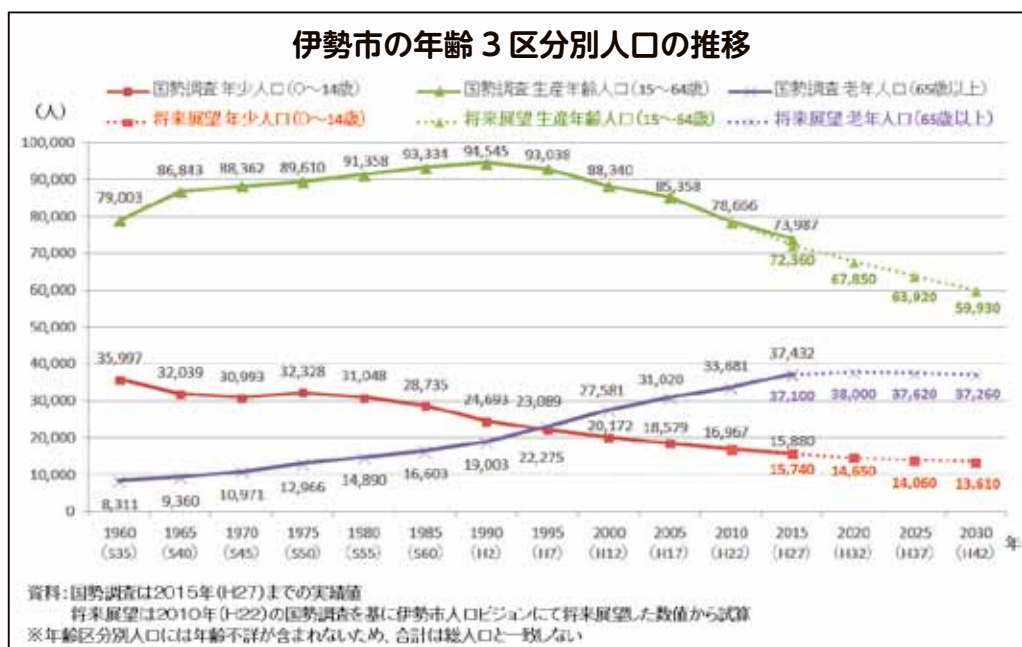
生産年齢人口（15～64歳）は平成2年（1990年）の94,545人（総人口比68.4%）をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）国勢調査では73,987人（総人口比58.1%）となっています。

年少人口（0～14歳）は第2次ベビーブーム頃の昭和50年（1975年）には一時増加したものの、以降は減少が続いています。

老年人口（65歳以上）は、平成7年（1995年）に年少人口を上回り、一貫して増加が続いています。

年齢3区分別人口比率は、生産年齢人口比率と年少人口比率の低下が続いており、老年人口比率が高まっています。

平均寿命の伸びや生産年齢人口が順次老年期に入ってきていることなどから、老年人口が増加しており、それを支える現役世代の負担増加や経済活動の低下などが懸念されます。また、将来の担い手となる年少人口も減少傾向にあり、将来的にさらに現役世代への負担が高まること懸念されます。

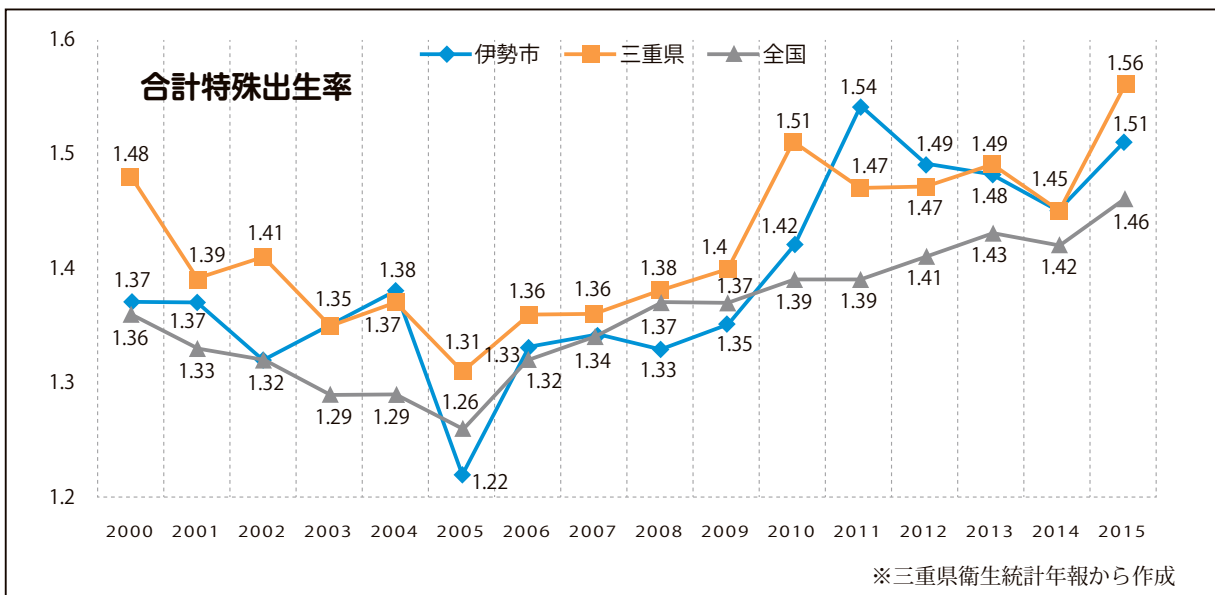
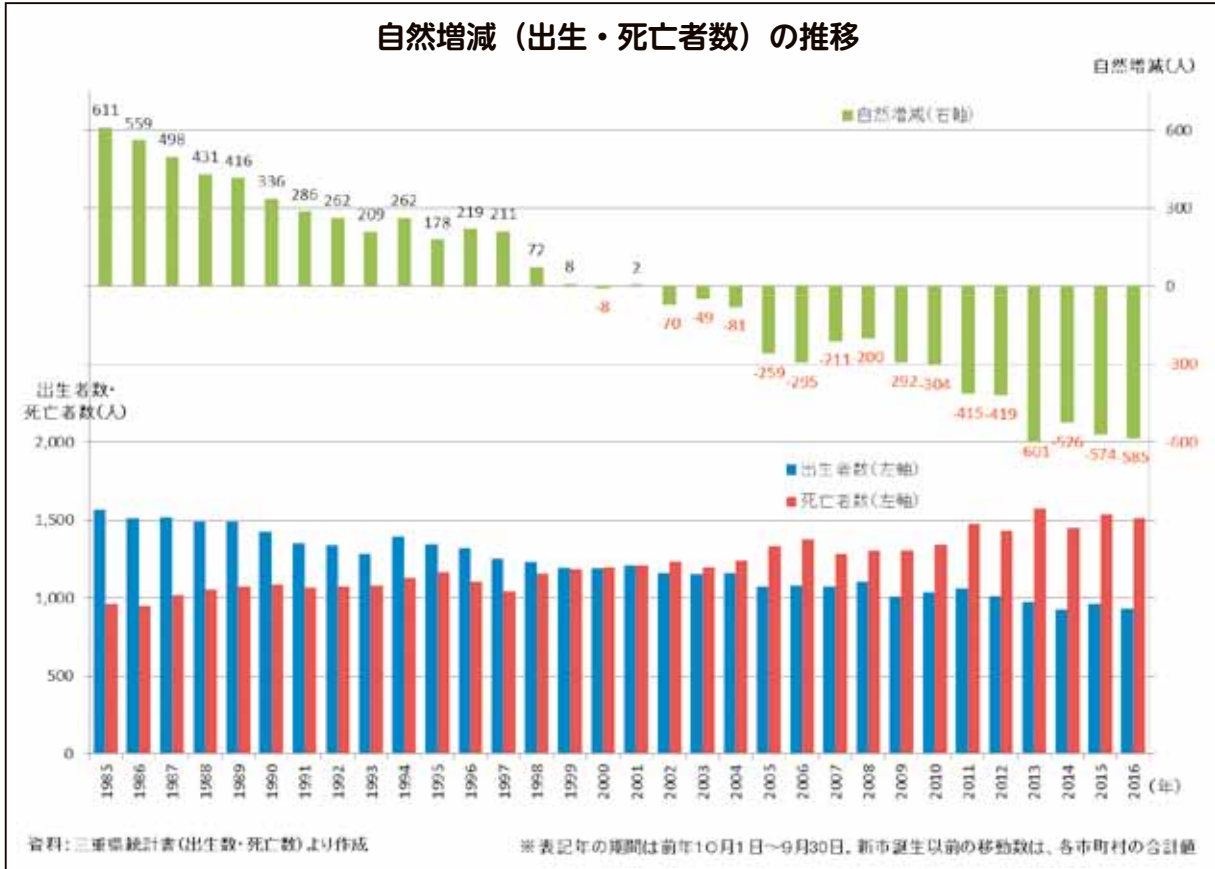


○自然増減（出生数・死亡数）の推移

出生者数と死亡者数の差による「自然増減」は、平成12年（2000年）頃までは、出生者数が死亡者数を上回る「自然増」でしたが、昭和60年（1985年）以降、出生者数はほぼ一貫して減り続けており、平成14年（2002年）以降は、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」が継続し、減少数も拡大傾向にあります。

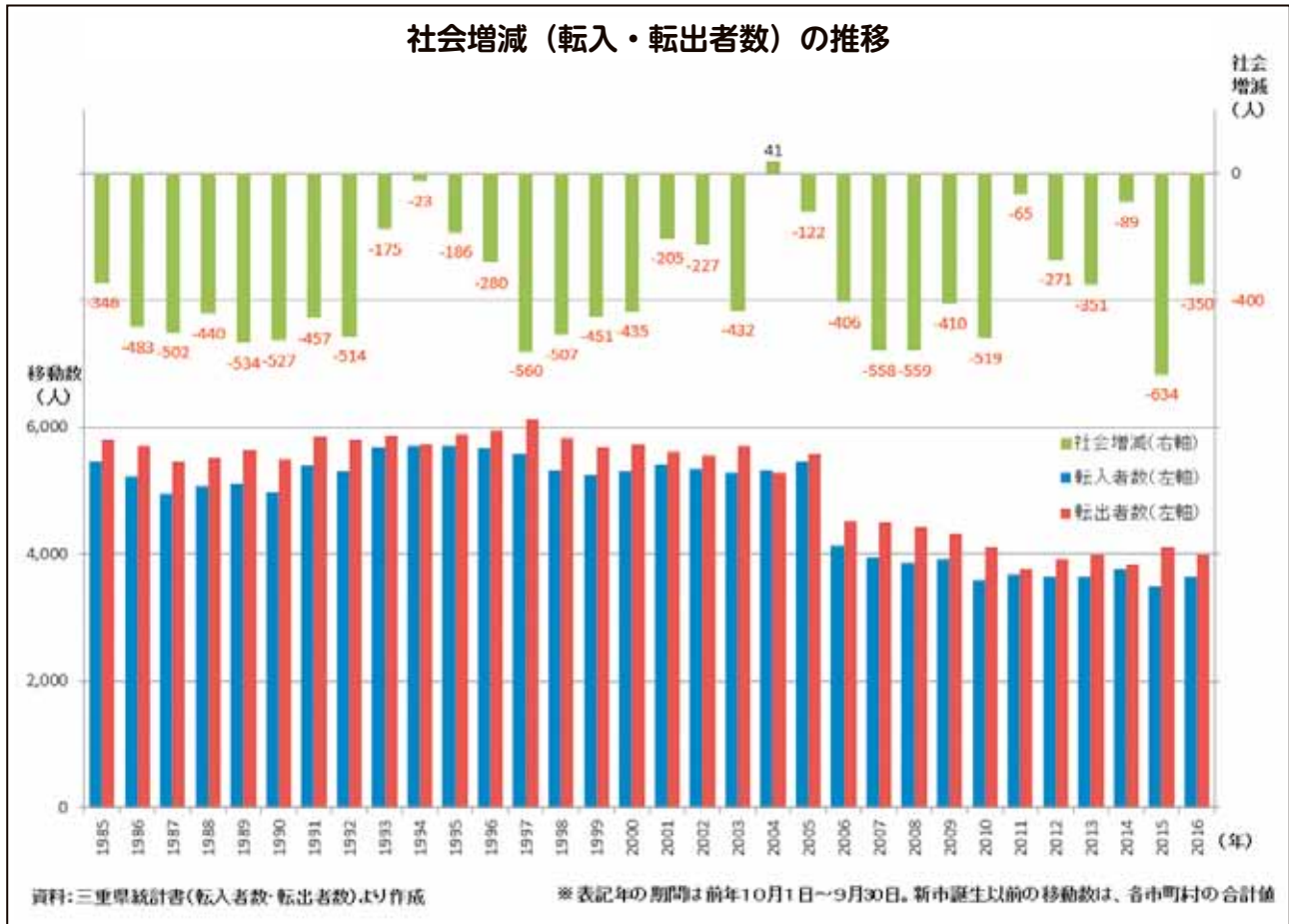
合計特殊出生率は、平成17年（2005年）に1.22と最も低く、以降は回復傾向にあり、全国と比べると概ね高く、三重県と似た状況が続いていますが、人口置換水準（※）である2.07人には届いておらず、この状況が長年続いています。

※人口置換水準…人口が長期的に増減しない出生の水準



○社会増減（転入・転出）の推移

転入者数と転出者数の差による「社会増減」は、平成16年（2004年）に唯一「社会増（転入超過）」となった以外は、社会減が続いており、常態化しています。



○人口分散型の進行

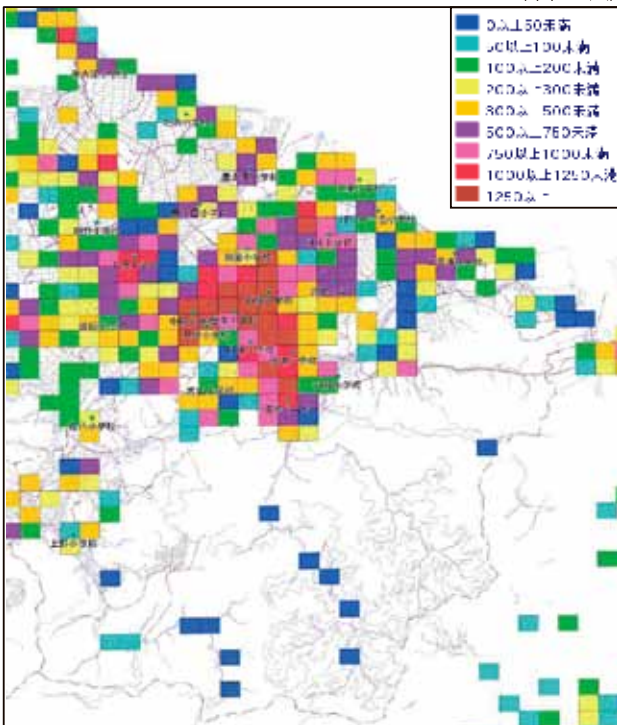
国勢調査の結果を 500 mメッシュで表示したのによると、伊勢市の人口密度は、伊勢市駅・宇治山田駅周辺から山田上口駅・宮町駅周辺で最も集積し、また宮川駅周辺においても人口の集積が見られます。

しかし、平成 12 年（2000 年）と平成 27 年（2015 年）の図を見比べると、全体的に居住地域が拡大、拡散している状況が見られ、人口減少が進むなか、世帯数が増加し、1 世帯当たりの人員が減少している事態が図からも見て取れます。

【伊勢市全域の人口分布の推移】

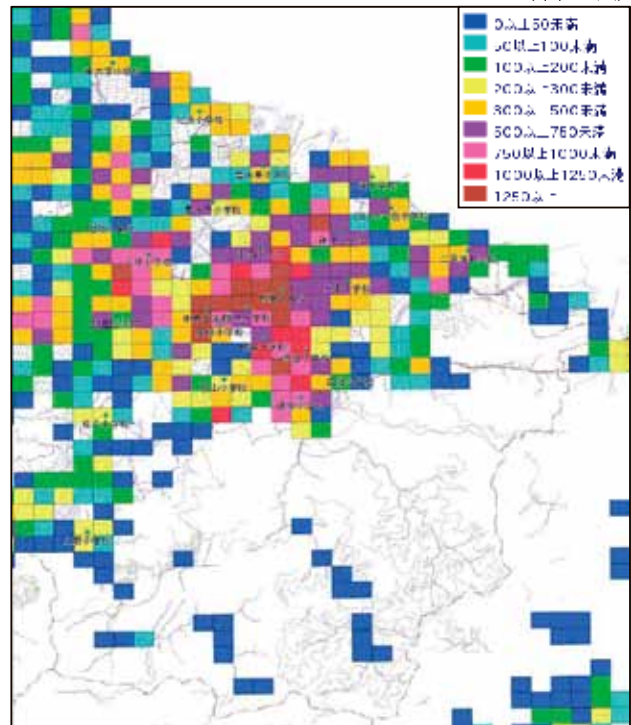
≪平成 12 年≫

(単位：人)



≪平成 27 年≫

(単位：人)



○伊勢市に人の流れを生み出す社会の動き

伊勢のまちは、神宮式年遷宮が執り行われる20年周期により、発展してきていると言われています。次回の御遷宮の年にあたる平成45年（2033年）までに予定されている、伊勢市に人の流れを生み出す社会の動きは下記のとおりです。

伊勢志摩サミットの開催〔平成28年（2016年）5月〕や、世界水準のナショナルパーク化を目指す国立公園8モデルに伊勢志摩国立公園が選定されたこと〔平成28年（2016年）7月〕も含め、今後の社会的事象を本市のまちづくりに生かすことが必要です。

平成30年度（2018年度）	新名神高速道路（四日市一亀山間）が開通予定 全国高等学校総合体育大会が三重県を中心に東海4県で開催
平成32年度（2020年度）	東京オリンピック・パラリンピックの開催 全国中学校体育大会の開催
平成33年度（2021年度）	国民体育大会（三重とこわか国体）、 全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）が三重県で開催
平成38年度（2026年度）	お木曳き行事
平成39年度（2027年度）	リニア中央新幹線（東京一名古屋間）が開通予定
平成45年度（2033年度）	第63回神宮式年遷宮



○伊勢市の産業

本市は、宿泊、飲食サービスなど観光関連の産業をはじめ卸・小売業や製造業、建設業などが主な産業で、多くの人々がそれらの事業所で働いています。

平成26年度経済センサス基礎調査によると、中小企業・小規模企業が全事業所の99.9%を占める本市において、第1次産業・第2次産業・第3次産業の全体に占める割合は、事業所数でそれぞれ0.3%・16.5%・83.2%、従業者数ではそれぞれ0.3%・22.7%・76.9%となっており、観光都市である伊勢市は、県全体と比べて第3次産業の割合が高くなっています。

第1次産業の農業では、水稻をはじめ青ネギやいちごなどの生産が盛んであり、若手の就農者も育成されています。また、漁業ではアサリ採貝漁業や品質の高い海苔養殖が営まれています。

しかし、従事者の高齢化や経営が安定しないこともあり、第1次産業は縮小傾向が続いています。

産業大分類別の事業所数・従業者数

平成26年7月1日現在

区 分	事業所数 (所)				従業者数 (人)			
	伊勢市		三重県		伊勢市		三重県	
		構成比		構成比		構成比		構成比
※全産業 (国・地方公共団体を含む)	7,035	100.0%	83,092	100.0%	61,576	100.0%	876,974	100.0%
農 業 ・ 林 業	19	0.3%	546	0.7%	197	0.3%	5,882	0.7%
漁 業	2	0.0%	85	0.1%	18	0.0%	1,186	0.1%
第 1 次 産 業 計	21	0.3%	631	0.8%	215	0.3%	7,068	0.8%
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	-	-	54	0.1%	-	-	484	0.1%
建 設 業	576	8.2%	8,316	10.0%	3,382	5.5%	47,924	5.5%
製 造 業	582	8.3%	8,021	9.7%	10,611	17.2%	211,146	24.1%
第 2 次 産 業 計	1,158	16.5%	16,391	19.7%	13,993	22.7%	259,554	29.6%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	12	0.2%	171	0.2%	226	0.4%	4,517	0.5%
情 報 通 信 業	39	0.6%	460	0.6%	383	0.6%	5,400	0.6%
運 輸 業 , 郵 便 業	99	1.4%	2,010	2.4%	1,846	3.0%	44,101	5.0%
卸 売 業 , 小 売 業	1,948	27.7%	20,417	24.6%	13,154	21.4%	150,068	17.1%
金 融 業 , 保 険 業	121	1.7%	1,353	1.6%	1,238	2.0%	19,032	2.2%
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	556	7.9%	4,039	4.9%	1,286	2.1%	14,090	1.6%
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	240	3.4%	2,782	3.3%	1,417	2.3%	17,315	2.0%
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	898	12.8%	9,865	11.9%	6,759	11.0%	75,319	8.6%
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	607	8.6%	7,250	8.7%	2,218	3.6%	37,075	4.2%
教 育 , 学 習 支 援 業	289	4.1%	3,545	4.3%	4,068	6.6%	40,401	4.6%
医 療 , 福 祉	534	7.6%	6,084	7.3%	8,535	13.9%	109,495	12.5%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	46	0.7%	759	0.9%	303	0.5%	8,897	1.0%
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	415	5.9%	6,466	7.8%	4,137	6.7%	57,688	6.6%
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	52	0.7%	869	1.0%	1,798	2.9%	26,954	3.1%
第 3 次 産 業 計	5,856	83.2%	66,070	79.5%	47,368	76.9%	610,352	69.6%

資料：経済センサス基礎調査

また、近年、有効求人倍率が高水準にある本市では、第2次産業の建設業、製造業や、第3次産業の中でも運輸業やサービス業において人手が不足している一方で「働きたいところがない」といった声が聞かれるなど、求人と求職のミスマッチが生じていると考えられます。

そのようななか、国は地方創生による持続的な成長を実現するため、「観光」を国の成長戦略と地方創生の大きな柱と位置付け、政策を打ち出しています。「観光」は、宿泊、飲食や小売など関連する産業の裾野が広いことから、「観光」の振興を進めることで、国内外の観光需要の拡大による地域における消費拡大や雇用の創出などが期待でき、伊勢市の産業が大きく発展する可能性を秘めています。

○自然災害の脅威

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、南海トラフを震源とする大規模地震が発生し本市を襲う可能性が指摘されており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%とされています。

この地震が理論上最大クラスで発生した場合、県の被害想定では、本市においては、死者数は最大で約7,900人、全壊・焼失建物棟数は最大で約41,000棟にのぼる等、甚大な被害が予想されています。

また、地震以外についても、台風や気候変動による短時間豪雨の多発が全国的に甚大な被害をもたらしており、本市においても平成29年（2017年）10月の台風第21号では、死者1名、床上浸水約400件、床下浸水約700件を含む約1,800件の浸水被害が発生し、災害救助法の適用を受けています。

山・川・海に囲まれる本市では、河川の増水や氾濫による水害や、土砂災害などにも備えなければなりません。



平成29年台風第21号被害（宇治山田駅前）

6 市民意識

市民が日常生活の中で感じていることを意見として伺い、まちづくりの参考にさせていただくため、市民意識調査やワークショップなどを実施しました。

伊勢市が目指すべき将来のまちづくりの方向性を表すイメージとして、市民意識調査結果では、「安全・安心」、「神宮のまち」、「心の豊かさ」、「活力・にぎわい」が上位となっています。また、伊勢市全体の発展の方向性としては、「安心して長生きできる医療や福祉の充実したまち」、「災害に強いまち」、「伝統文化を保全・活用した歴史・文化のまち」が上位となっており、特にまちの将来を担う10代の若者からは、「伝統文化を保全・活用した歴史・文化のまち」を選ぶ声を多くいただきました。

また、「総合計画策定に向けたワークショップ」では、将来のまちの姿として、安全・安心なまちを基本に、観光によって賑わい、地域の祭りや行事が継承され、地域の人々のつながりが深いまちといった、『昔からの伊勢のまちの姿』を望む意見や、若者が定住し、子育てがしやすく、高齢者が快適に暮らせるまちなど、『人口構造の変化に対応したまち』を求める意見を多くいただきました。

小中学生による「伊勢市こども未来会議」などでは、「環境保全」「安全」や地域の「活力」が強く意識され、「地域のつながり」「人と人とのつながり」による「やさしいまち」を求める意見や「伊勢をもっと知ってもらいたい」との伊勢を愛し伊勢に誇りを持つ未来に明るい意見が多く出されました。

今後は、これらの意見を反映したまちづくりを推進していく必要があります。

伊勢市が目指すべき将来のまちづくりの方向性を表す市民のイメージ

順位	イメージ	回答数	順位	イメージ	回答数
1	安全・安心	527	6	歴史・伝統文化	164
2	神宮のまち	404	7	健康・長寿	148
3	心の豊かさ	302	8	楽しい・笑顔	136
4	活力・にぎわい	299	9	やさしさ	135
5	自然豊か	249	10	生きがい	128

※資料出所：「総合計画策定に向けた市民意識調査」



7 まちづくりの主要課題

○子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもたちは、地域の活力であり、未来へ誇りをつなぐ担い手であることから、少子化の進行を食い止めなければ、直接的に人口減少につながり、まちの存続に関わります。

少子化の背景には、結婚・出産に対する価値観の変化による晩婚化・未婚化の進行、子育てに対する負担感の増大、経済的理由などがあるとされます。

出会い支援をはじめ、切れ目のない子育て支援、健康・医療や教育環境の充実、地域力による安全・安心な生活環境、仕事と子育てを両立できる環境の整備など、さまざまな観点から総合的な取組を進め、結婚、出産、子育てに夢や希望をもてる環境を構築していくことが必要です。

○超高齢社会への対応

平成 22 年（2010 年）の国勢調査を基にした「伊勢市人口ビジョン」では、平成 42 年（2030 年）には、本市の総人口に占める老年人口の割合が 33.6% となり「3 人に 1 人が高齢者」になるという推計が出ています。本市は、本格的な超高齢社会に入りつつありますが、今後は高齢者単身世帯増も予想されています。

このことから、高齢者やその家族が安心して介護、医療が受けられるような体制整備はもちろん、高齢者が孤立せず、地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、地域全体での見守りや支えあいができる地域づくりが求められています。

また、現在の高齢者は、以前の同年代に比べ、元気で活動的に過ごしている人がたくさんいます。高齢者が、セカンドライフを楽しむと同時に社会活動の一端を担うことで、「自分らしく暮らし続ける」ことを可能にすることから、健康づくり・介護予防の促進等を進めながら、地域活動や働く場といった活躍の場や生涯学習の場などの超高齢社会に対応した「生きがい」の創出が必要です。

○地域のつながりの再生

まちはコミュニティの集合であり、その構成員である個人や地域による連帯や互助により、住みやすく安心した生活が営まれます。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行や生活の多様化、価値観の変化などにより、日々の活動からの新しいつながりが生まれる一方で、地域のつながりの希薄化が進み、地域住民間での親しい付き合いや助け合いという家族や地域で相互に支えあう機能が失われてきています。

災害時の助け合いや子育て、高齢者や障がい者の生活介助をはじめ、社会的孤立を生まないためにも、地域のつながりは非常に重要です。

また、地域が抱える課題は地域によって異なるとともにさまざまな分野にわたっているため、身近な地域で合意形成しながら、自らの地域は自らが創るという考えのもと、住民一人ひとりがまちづくりへの参画意識を高め、住民自治と地域活動を促進していく必要があります。

○集約型都市構造の促進と公共交通体系の整備

車社会の進展等を背景に都市機能が郊外へ拡散するなど都市構造に関わる問題が全国的に生じ、本市においても、中心市街地や集落地域における人口の空洞化・高齢化が進行しました。都市機能の拡散は、低密度の市街地を拡大させ、非効率的な公共施設やインフラ整備によって公共投資などの都市経営コストが増加することになります。また人口減少、高齢化が著しい地域では、空き家の増加やコミュニティを維持できなくなることなどが懸念されます。

市街地の拡大と高齢化は、高齢者などの移動手段を有しない市民にとって、移動困難な地域が増加することになり、市民意識調査を見ても「移動手段の確保」に対する不安が高まっています。

一方、多くの観光客を迎え、観光地周辺においては交通渋滞が起こるなど市民生活に支障を来している状況であり、パーク&バスライドなど渋滞対策とあわせ、公共交通機関の利用促進に取り組んでいますが、観光客の二次交通の更なる充実も図らなければなりません。

今後、市街地や地域拠点に誘導区域を定め、都市機能や居住を計画的に誘導して緩やかに集約型都市構造への転換を図り、将来にわたって持続可能で暮らしやすい生活圏を構築するとともに、公共交通体系の見直しを図り、移動しやすいまちづくりを進めることが必要です。

○選ばれるまちづくり

若い世代の多くが「伊勢が好き」「伊勢に住み続けたい」と思っているにもかかわらず、進学や就職による転出傾向が見られ、人口減少の大きな一因となっていることから、若者やファミリー層にとって「伊勢」を魅力あるまちにし、「住みたい」「住み続けたい」場所として選ばれるまちづくりを推進していかなければいけません。

子育て支援策や教育環境の充実、安心で快適な住環境など他市町との差別化を図りながら、新たなビジネス創出を支えたり、安定した雇用の受け皿を整えたりするなど、魅力的な「しごと」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立していくことが必要です。

そのためには、地域に存在する多様な資源を幅広く掘り起こし、有機的に結び付けた地域産業の育成が課題です。

また、伊勢のまちは、20年に一度執り行われる式年遷宮を契機に発展をしてきましたが、過去の状況を見ると、ご遷宮が終わった後の観光客の減少に伴い、まちの活力が低下していく傾向にありました。

しかし、平成25年(2013年)の式年遷宮後、継続したPRに加え、伊勢志摩サミットの開催によるメディア露出もあり、引き続き多くの観光客が訪れています。さらに今後は大きなスポーツイベントが控えていることから、これらのチャンスを生かした戦略的なシティプロモーションを展開し、何度でも「訪れたい」場所として選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

○自然災害への備え

平成23年(2011年)の東日本大震災の発生は、我が国の広域にわたり甚大な被害をもたらし、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波であったことから、理論上最大となる災害を想定した防災・減災対策が必要なことを学びました。

市民の生命を守るため、個人や家族で災害から身を守る「自助」、隣近所や自治会及びまちづくり協議会など地域の助け合いやNPO及び企業ボランティアなどによる「共助」、公的機関による「公助」のあり方を確立し、地震・津波、短時間豪雨等に備え、市民一人ひとりの防災意識の向上、適切な避難行動、地域における協力体制の構築、被害を最小限に抑える施設整備など、ハード・ソフト両面における対策を講じることが喫緊の課題です。

また、災害発生前からの地域と連携した取組が重要な災害時要配慮者対策や、児童生徒に対する防災教育などは、継続的に取り組む必要があります。

そして、災害時の帰宅困難者には、観光客も多く含まれることから関係団体や企業と連携した帰宅困難者対策の構築も課題です。

さらに、防災・減災対策や被災した場合の早期復旧を可能とするために、大きな災害が起きることを前提にしたまちづくりや取組を考える必要があります。

○有形・無形の歴史的・文化的資産の継承と活用

伊勢市固有の有形・無形の歴史的・文化的資産は、長い歴史の中で連綿と培われてきた祖先の営みを知り、現在・未来に伝える貴重な“財産”であり、それらがまちのイメージを作り、人を惹きつける魅力となっています。

本市では、歴史・文化を生かしたまちづくりが行われ、また、世代を超えて伝統芸能などが継承されている地域もあるものの、少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などにより、継承への不安の声が聞かれます。

本市の誇る歴史・文化を後世に伝え、国内外にその価値を広く浸透させるために、歴史的・文化的資産の保存・継承を進めるとともに、市民がその価値をより深く理解し、市民の共有財産としての愛着と誇りを育ていけるよう、教育や啓発に努めることが必要です。

また、観光をはじめ、さまざまな分野において歴史的・文化的資産を活用した積極的な取組が求められます。

I 基本構想

まちづくりの基本理念

古来、気候風土が穏やかなこの伊勢の地は、風光明媚で海、山、里の幸に恵まれ、「^{うま}美し国¹」と呼ばれてきました。先人たちが守り続けてきた自然や伝統、培われてきた文化やおもてなしの心、そしてそれらが醸成するまちの誇りを受け継ぎ、さらに次世代へ継承していくことが、今を生きる私たちの責務です。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展等が招く生活への不安や、予測される地震などの自然災害への不安を解消し、安心できるまちづくりが必要となっています。

そして何よりもまちづくりの主役である市民²が、伊勢のまちに誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくる必要があります。

「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、3つの「まちづくりの基本理念」を次のとおり掲げます。

① 私たちが担うまち ~伊勢人³の心意気~

伊勢のまちでは、鳥居前町として発展してきた「宇治」や「山田」で、古くから自治組織が設立されるなど、独自のまちづくりが行われてきました。その気風を現在に引き継ぎ、各地においては、地域の特性を生かした様々なまちづくりが展開されています。

まちづくりは、市民の幸せを実現するものであり、市民が主役となり、主体的に進めていくことが基本です。まちの課題を自らの課題として受け止め、その課題解決に向けてそれぞれが持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することによって、活力に満ちた個性豊かで魅力的なまちを実現することができます。

市民と行政がお互いに役割を認め合うなかで、市民誰もが主体者として活躍できるまちを目指します。

- 1 美し国：日本書紀に『天照大神、倭姫の命におしえて曰く「この神風の伊勢の国は常世の浪の重浪^{しきなみよ}帰する国なり、かた国の美し国なり、この国に居らむとおもう」とのたまう。』とあり、当地域のことを指します。
- 2 市民：本基本構想では、住民だけでなく、事業者、市内在勤者・在学者及び市内で活動する団体等も含んだ広い意味で捉えています。
- 3 伊勢人：市民を指しています。ここでは強調して“伊勢人”と呼びます。

②人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち

～おかげさまの心⁴～

全国の人々をお迎えする伊勢のまちは、人々の交流を支えに時代と共に歩んできました。人と人との交流は、様々な分野の活動に刺激を与え、まちを動かす大きな活力を生み出します。まちが発展し、いつまでも魅力的であり続けるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

また、現在の地域社会は、少子高齢化や人口減少、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などにより、地域住民相互のつながりが希薄化し、地域社会で支えあう力が弱まりつつありますが、大規模災害の発生時など様々な場面では、人と人との強い結びつきが安心の基盤となります。助け合える地域のつながりにより人々は安心して住み続けることができます。

時代とともに培われた「おもてなしの心」や、家族・地域・社会における「思いやりの心」「支えあいの心」を大切に、「おかげさまの心」を育む人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまちを目指します。

③地域の誇りをつなぐまち ～神宮ゆかりの地～

神宮ゆかりの地としての歴史的・文化的資産、伊勢志摩国立公園の自然資源、その知名度、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはないものであり、伊勢へ人を惹きつける求心力となっています。

常に原点に立ち帰りながら、絶えず新たに生まれ変わり続ける神宮の式年遷宮のように、先人から受け継いだこの豊穡の地を次世代へとつなぎ、これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指します。

まちの将来像

3つの「まちづくりの基本理念」を踏まえ、人と人、地域と地域、過去と未来をつなぎ、本市が目指すまちの将来像を以下に定めます。

つながりが誇りと安らぎを育む
魅力創造都市 伊勢

4 おかげさまの心：本基本構想では、いつもまわりの人々との絆や環境に支えられているという感謝の心を指します。

Ⅱ 前期基本計画

序 章

1 前期基本計画の構成

基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向け、前期基本計画では、政策分野を8つに分け、分野別計画を置き、それぞれを「章」として位置づけています。また、7つのまちづくりの主要課題は、各政策を横断する重点的な課題として位置づけています。



各章の目指す姿

第1章	市民自治・市民交流	市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち
第2章	教育	郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち
第3章	環境	豊かな環境を将来につなぐまち
第4章	医療・健康・福祉	誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち
第5章	防災・防犯・消防	みんなで築く安心して暮らせるまち
第6章	産業・経済	産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち
第7章	都市基盤	誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち
第8章	市役所運営	市民から信頼される市役所

2 前期基本計画の取組方針

各章の目指す姿の実現に向けて、8つの政策分野のそれぞれの取組を進めるとともに、7つのまちづくりの主要課題の解決のために、それぞれの政策分野を越えて連携し、子どもたちの笑顔があふれ、お年寄りが幸せな老後を暮らせるまちづくりを進めます。

子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齢）まちづくり
 ～笑子・幸齢化のまちづくり～

7つのまちづくりの主要課題の解決のために

① 子どもを産み育てやすい環境づくり

～結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して、産み育てられる環境をつくります

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・結婚の希望をかなえる支援 ・親と子の健康支援 ・保育体制の充実 ・教育環境の充実 ・子どもが安心して遊べる環境整備 ・働きながら育てられる環境整備 	第1章第3節 人権尊重・男女共同参画
	第2章第1節 学校教育
	第2章第2節 社会教育
	第3章第2節 環境保全
	第4章第1節 医療・健康
	第4章第4節 子育て支援
	第5章第2節 防犯
	第6章第4節 就労・雇用
	第7章第1節 道路
第7章第4節 住環境	

② 超高齢社会への対応

～健康で生きがいを持ち、安心して老後を過ごすことができる“幸齢”環境を整えます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくりの支援 ・健康づくり、介護予防の促進 ・地域福祉の充実 ・介護、医療体制の充実 	第2章第2節 社会教育
	第2章第3節 スポーツ
	第4章第1節 医療・健康
	第4章第2節 地域福祉
	第4章第5節 高齢者福祉
	第5章第4節 交通安全
	第6章第4節 就労・雇用
	第6章第5節 消費者行政
第7章第2節 交通環境	

③ 地域のつながりの再生

～活力と安心を感じられるまちを目指し、地域のつながりの活性化に取り組みます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の推進 ・地域ぐるみ教育の体制づくり ・民俗行事の保存、継承に係る支援 ・地域福祉の充実 ・災害に備える地域づくり 	第1章第1節 地域コミュニティ
	第1章第2節 市民活動
	第2章第1節 学校教育
	第2章第4節 文化
	第3章第3節 環境教育
	第4章第2節 地域福祉
	第5章第1節 防災・減災
	第5章第2節 防犯

④ 集約型都市構造の促進と公共交通体系の整備

～持続可能で暮らしやすい生活圏を構築し、移動しやすいまちづくりを進めます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークの形成 ・立地適正化計画の推進 ・市街地の整備 ・公共施設マネジメントの推進 	第6章第3節 観光
	第7章第1節 道路
	第7章第2節 交通環境
	第7章第4節 住環境
	第7章第5節 市街地整備

⑤ 選ばれるまちづくり

～「住みたい・住み続けたい・訪れたいまち」に選ばれるまちづくりを進めます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の充実 ・自然環境、生活環境の保全 ・障がい者福祉の充実 ・子育て環境の充実 ・高齢者福祉の充実 ・雇用の場の確保、地域産業の育成 ・観光振興 ・市街地の活性化 ・安全・安心な水の供給 ・シティプロモーションの展開 	第1章第3節 人権尊重・男女共同参画
	第1章第4節 国際交流・多文化共生
	第2章第1節 学校教育
	第3章第2節 環境保全
	第4章第1節 医療・健康
	第4章第3節 共生
	第4章第4節 子育て支援
	第4章第5節 高齢者福祉
	第5章第4節 交通安全
	第6章第1節 農林水産業
	第6章第2節 商工業
	第6章第3節 観光
	第6章第4節 就労・雇用
	第7章第2節 交通環境
	第7章第4節 住環境
	第7章第5節 市街地整備
第7章第6節 上水道・下水道	

⑥ 自然災害への備え

～自然災害への備えを充実し、地域防災力を高めます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・災害における地域づくりの推進 ・防災教育の充実 ・地球温暖化防止、気象環境変化の理解向上 ・災害時要配慮者対策の推進 ・防災意識の普及・定着 ・災害応急対応の充実 ・災害に強い観光地づくり ・災害から身を守る都市基盤づくり ・災害に強いライフラインの整備 	第1章第1節 地域コミュニティ
	第1章第2節 市民活動
	第1章第4節 国際交流・多文化共生
	第2章第1節 学校教育
	第3章第1節 循環型社会
	第4章第3節 共生
	第4章第5節 高齢者福祉
	第5章第1節 防災・減災
	第5章第3節 消防・救急
	第6章第1節 農林水産業
	第6章第3節 観光
	第7章第1節 道路
	第7章第2節 交通環境
第7章第3節 河川・排水	
第7章第4節 住環境	
第7章第6節 上水道・下水道	

⑦ 有形・無形の歴史的・文化的資産の継承と活用

～地域の誇りを未来へつなげるため、歴史的・文化的資産の継承と活用に取り組みます

主な取組	関連する施策
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の学習 ・伊勢の歴史文化の啓発 ・文化財等の保存・活用 ・歴史文化を活用した観光振興 ・良好な景観の保全、形成 	第1章第1節 地域コミュニティ
	第2章第1節 学校教育
	第2章第2節 社会教育
	第2章第4節 文化
	第6章第2節 商工業
	第6章第3節 観光
	第7章第4節 住環境

3 財政収支見通し

歳入については、人口減少に伴う労働力人口の減少による市税等の減収、地方交付税の合併算定替特例措置の段階的な縮減等により、一般財源の大きな伸びが見込めない状況です。

歳出については、高齢化の進行等による扶助費の増加や、小中学校の統合整備、本庁舎改修のほか、新病院の建設などの大型公共事業が集中したことに伴う公債費の増大が見込まれる状況です。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	H30	H31	H32	H33
地方税	16,150	16,142	16,174	15,638
地方譲与税	330	330	330	330
各種交付金	2,521	2,662	2,815	2,815
地方交付税	10,590	10,810	11,210	11,300
分担金及び負担金	665	665	665	665
使用料及び手数料	709	744	744	744
国庫支出金・県支出金	9,659	9,381	9,096	9,637
繰入金	3,110	1,158	987	2,578
地方債	8,298	4,892	6,251	4,010
諸収入・その他	741	857	857	857
歳入合計	52,773	47,641	49,129	48,574

注) 各種交付金・・・利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金
 諸収入・その他・・・財産収入、寄附金、繰越金、諸収入など

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	H30	H31	H32	H33
人件費	8,251	8,132	8,029	8,254
職員給与	5,920	5,916	5,953	5,869
退職金	590	475	334	632
その他	1,741	1,741	1,742	1,753
扶助費	10,737	10,821	10,911	11,160
公債費	5,637	5,655	5,873	5,997
小計（義務的経費計）	24,625	24,608	24,813	25,411
物件費	7,346	7,414	7,482	7,482
維持補修費	334	338	341	344
補助費等	6,686	5,647	6,179	6,363
積立金	63	63	63	63
投資及び出資金、貸付金	1,866	114	66	80
繰出金	4,763	4,688	4,706	4,806
投資的経費	7,090	4,769	5,479	4,025
歳出合計	52,773	47,641	49,129	48,574

注) 人件費のうちその他には、共済組合等負担金、特別職給与、議員及びその他委員等報酬などを含みます。

歳入

- 地方税【市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税】
現行制度を基本に推計し、固定資産税は、評価替に伴う影響を反映しています。
- 各種交付金【地方譲与税、地方消費税などの国からの交付金】
現行制度を基本に推計し、地方消費税交付金は、消費税率の改正を見込んでいます。
- 地方交付税【地方財政の均衡を図るため一定の基準に基づく国からの交付金】
普通交付税は、現行制度に基づき合併による普通交付税の特例により算定し、合併特例債に係る交付税措置を見込んでいます。
- 分担金及び負担金【事業の受益者等からの徴収金など】
過去の実績等により推計しています。
- 使用料及び手数料【施設の使用料や住民票交付に係る手数料など】
過去の実績等により推計しています。
- 国庫支出金・県支出金【特定の事業に対し用途を限定した国・県交付金】
現行制度が継続するものとし推計しています。
- 繰入金【貯金（基金）の取り崩しによる繰入金など】
年度間調整財源である財政調整基金の繰り入れを見込んでいます。
- 地方債【国や金融機関からの借入金】
通常地方債に加えて、現行の地方財政制度を基に、平成 32 年度までは、新市建設計画事業に伴う合併特例債を見込み推計しています。

歳出

- 人件費【市長、副市長、議員、職員のほか各種委員にかかる経費】
平成 30 年度の給与ベースを基礎とし、退職者補充を見込み推計しています。
- 扶助費【児童、高齢者、障がい者などの福祉サービスに要する経費】
社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、その他に区分し、対象人口の変化等を考慮して推計しています。
- 公債費【借入金の返済に要する経費】
平成 28 年度までの既借入分の償還計画をベースに、平成 29 年度以降借入見込分の償還見込額を加算し推計しています。
- 物件費【消耗品、備品の調達や、光熱水費、通信料、業務委託等に要する経費】
過去の実績等により推計しています。
- 補助費等【各種団体に対する補助金や企業会計への繰出に要する経費】
一部事務組合への負担金、病院、上・下水道事業への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。
- 繰出金【各種会計間において支出される経費】
国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計等への繰出し等、今後の所要見込額を考慮しつつ、過去の実績等により推計しています。
- 投資的経費（普通建設事業費）【道路、公園、学校などの建設事業に要する経費】
過去の実績等を基に、今後、予想される普通建設事業の所要見込額を考慮し推計しています。

分野別計画

分野別計画の見方

第1章 市民自治・市民交流

第1節 地域コミュニティ

地域の連携を深め、地域活動を活性化します

関連するまちづくりの主要課題（P13～P15参照）を表示しました。



計画の最終年度（平成33年度）に、政策の目指す姿に近づいたかどうかを推し量るための指標を設定しました。

節の目指す4年後の数値指標

地域活動に参加したい市民の割合 42%（平成29年度 37%）

現況

社会全体の状況、動向や伊勢市の状況、問題点等を整理しました。

地域コミュニティを形成していくうえで、私たちを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加など厳しい状況になってきています。将来的にもこの傾向は、続くとみられ、住民と行政が互いに助け合い、対応していかなければなりません。

地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤であり、防犯防災活動、地域文化の継承などにもつながり、自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会などの地縁団体が主な担い手です。その中でも自治会は活動の中心的存在ではありますが、加入率が全国的に低下の一途をたどっています。課題の解決など自治会の活動を活発にして、地域の活性化を図る必要があるため、本市では、転入時などに加入促進チラシを配布するなど啓発に取り組んでいます。

また、平成27年（2015年）4月に「ふるさと未来づくり条例」を制定し、この条例に基づき、小学校区を基本として、各地域に「まちづくり協議会」を設置し、住民が参画、連携して地域の課題を自立的・主体的に解決する取組を進めています。

このような取組の中で、地域ごとに育まれた郷土への愛を持ち続け、地域に伝わる文化や伝統を引き継いでいくことも支援しています。



政策の目指す姿を実現するための計画期間の4年間で取り組むべき課題について整理しました。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	11 A	地域自治に主体的に参画する機運の向上
◎	11 B	地域コミュニティ活動の推進

計画期間の4年間で取り組むべき課題の解決に向けた方向性を整理しました。

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	11 A	地域自治の理解を深めるための啓発活動を進めながら、まちづくり協議会等の活動を「広報いせ」やホームページ、チラシで市民に周知します。
◎	11 B	各自治会への施設整備等の助成をはじめ、地域のつながりの醸成に資する各自治会やまちづくり協議会の防災活動や伝統文化の継承等を支援します。

重点課題が「改善」「解消」に向かっていることを推し量る指標を設定しました。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
まちづくり協議会の認知度の向上	52%	54%	56%	58%	60%	「市民アンケート」による	地域コミュニティの活性化

数字は以下の時点で把握できる数値が入ります

現状値	H29	H30.1.1 に把握できる数値
年度別目標値	H30	H31.1.1 に把握できる数値
	H31	H32.1.1 に把握できる数値
	H32	H33.1.1 に把握できる数値
	H33	H34.1.1 に把握できる数値

分野別計画体系図（8章－33節）



5 防災・防犯・消防

みんなで築く安心して暮らせるまち

51 防災・減災 P82

市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

52 防犯 P84

市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

53 消防・救急 P86

火災などの災害から市民を守る
消防・救急体制の整備を推進します

54 交通安全 P88

交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します

6 産業・経済

産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

61 農林水産業 P92

地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します

62 商工業 P94

中小企業・小規模事業者の発展を促します

63 観光 P96

さまざまな観光客を迎え入れ、
賑わいがあふれるまちを目指します

64 就労・雇用 P98

働きたい人が働ける環境づくりを進めます

65 消費者行政 P100

消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

7 都市基盤

誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

71 道路 P104

幹線道路及び生活道路の整備を推進します

72 交通環境 P106

移動しやすい交通環境の整備を推進します

73 河川・排水 P108

河川・排水施設を良好に保全します

74 住環境 P110

市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

75 市街地整備 P112

中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します

76 上水道・下水道 P114

安全・安心な水の供給と、快適な生活環境の整備を推進します

8 市役所運営

市民から信頼される市役所

81 行財政運営 P122

積極的に情報発信するとともに、
持続可能な行財政運営を進めます

82 行政組織力 P124

職員のプロ意識を向上させ、
行政全体の組織力強化を推進します

第1章

市民自治・市民交流

目指す姿：市民が自分たちのまちのことを考え、行動できるまち

第1節

地域コミュニティ

地域の連携を深め、地域活動を活性化します

第2節

市民活動

個人やNPO等の市民活動を促進します

第3節

人権尊重・男女共同参画

人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

第4節

国際交流・多文化共生

国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます



地域のつながりの再生



自然災害への備え



歴史的・文化的遺産の継承と活用

第1節

地域コミュニティ

地域の連携を深め、地域活動を活性化します

節の目指す4年後の数値指標

地域活動に参加したい市民の割合 42% (平成29年度 37%)

現況

地域コミュニティを形成していくうえで、私たちを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加など厳しい状況になってきています。将来的にもこの傾向は、続くとみられ、住民と行政が互いに助け合い、対応していかなければなりません。

地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤であり、防犯防災活動、地域文化の継承などにもつながり、自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会などの地縁団体が主な担い手です。その中でも自治会は活動の中心的存在ではありますが、加入率が全国的に低下の一途をたどっています。課題の解決など自治会の活動を活発にして、地域の活性化を図る必要があるため、本市では、転入時などに加入促進チラシを配布するなど啓発に取り組んでいます。

また、平成27年(2015年)4月に「ふるさと未来づくり条例」を制定し、この条例に基づき、小学校区を基本として、各地域に「まちづくり協議会」を設置し、住民が参画、連携して地域の課題を自立的・主体的に解決する取組を進めています。

このような取組の中で、地域ごとに育まれた郷土への愛を持ち続け、地域に伝わる文化や伝統を引き継いでいくことも支援しています。



この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	11 A	地域自治に主体的に参画する機運の向上
◎	11 B	地域コミュニティ活動の推進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	11 A	地域自治の理解を深めるための啓発活動を進めながら、まちづくり協議会等の活動を「広報いせ」やホームページ、チラシで市民に周知します。
◎	11 B	各自治会への施設整備等の助成をはじめ、地域のつながりの醸成に資する各自治会やまちづくり協議会の防災活動や伝統文化の継承等を支援します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
まちづくり協議会の認知度の向上	52%	54%	56%	58%	60%	「市民アンケート」による	地域コミュニティの活性化



地域のつながりの再生



自然災害への備え

第2節

市民活動

個人や NPO 等の市民活動を促進します

節の目指す 4 年後の数値指標

市民活動団体数 200 団体（平成 28 年度 182 団体）

現況

近年、地域課題の多様化とともに、対応にも機動性や柔軟性が求められるようになり、NPO やボランティア等、市民活動団体の存在意義が高まっています。

本市では、平成 23 年（2011 年）4 月に策定した「伊勢市協働の基本ルール」を指針として、行政と多様な主体との協働、また民間主体同士の協働を推進しています。

NPO やボランティアなどの市民団体も多くあり、本市は活動団体を支援する拠点として「いせ市民活動センター」を設置しており、市民団体の相談を受けるほか、情報収集や情報提供、活動場所の提供、交流促進などを行っています。

また、平成 26 年（2014 年）6 月には「伊勢市ボランティアセンター」を設置している伊勢市社会福祉協議会と協定を結び、常設型の「伊勢市災害ボランティアセンター」を立ち上げました。平成 29 年（2017 年）10 月の台風 21 号による災害に際しては、家財道具の片付け等、被災者からの依頼に対し、ボランティアのマッチングを行いました。

今後は「いせ市民活動センター」を中心とした支援事業を進めつつ、社会福祉協議会の「伊勢市ボランティアセンター」と役割を分担し、連携していくことが必要です。



いせ市民活動フェスティバル

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	12 A	市民活動に対する市民意識の醸成
◎	12 B	市民活動の促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	12 A	市内における市民団体の活動の周知や、協働のあり方に係る普及啓発に取り組みます。
◎	12 B	市民活動を促進するため、活動団体に対し各種支援制度の周知を図ります。また、団体や有識者の意見を踏まえた支援の見直しを行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
市民活動事業参加者数	21,660人	22,100人	22,500人	23,000人	23,400人	各事業参加者数の計	意識が醸成された市民の数として成果の目安になるため



第3節

人権尊重・男女共同参画

人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します

節の目指す 4年後の数値指標

人権を侵害されたと思う市民の割合の減少 5ポイント減（平成29年度16%）

現況

人権尊重の基本的な精神は、一人ひとりがお互いを思いやり、様々な違いや価値観を認め合うことにあります。こうした考え方が浸透し、誰もが人権尊重の思いを抱くことによって、「住んでよかった」「住んでみたい」と思える安心・安全な地域コミュニティの形成に繋がっていきます。

今後とも、講演会を中心とした各種啓発事業を通して、伊勢市のまちづくりに対する市民の意識の醸成に取り組んでいきます。

また、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、すべての人に共通する人権課題です。

本市においては、伊勢市男女共同参画推進条例に基づき、施策の着実な推進に努めてきましたが、市民の意識の中には、ジェンダー（社会的性別）に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。さらに、政策・方針決定過程への女性の参画や家庭・職場等における男女共同参画も十分に進んでいない状況です。

社会問題である少子化は、ライフスタイル及び価値観の多様化や経済的な面による未婚化、晩婚化、出産にかかわる年代の人口減少が要因となっています。



いせ出会い支援センター

本市では、平成27年(2015年)10月に「いせ出会い支援センター」を設置し、希望する男女が幸せな家庭を築き共生できる社会の実現を目指して、仕事と家庭・子育ての両立など結婚に関する相談や出会いの場となるイベントの情報提供、セミナーの開催、従業員の結婚を支援する企業とのネットワークの構築などに取り組んでいます。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	13 A	人権啓発活動への参加促進
◎	13 B	男女共同参画の推進
◎	13 C	出会い支援センターの利用促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	13 A	市民が関心を示すようなテーマの講演会や啓発イベントを企画し、人権に興味を持つ機会を提供するとともに、参加者の増員に努めます。
◎	13 B	男女共同参画意識普及の更なる推進を図ります。また、政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、市民が参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、人材の育成や把握に努めます。
◎	13 C	出会い・結婚を支援するため、「いせ出会い支援センター」を活用し、出会い・結婚に関する情報発信、相談受付等を継続して行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
啓発事業の参加者数	970人	1,010人	1,060人	1,110人	1,160人	講演会等における参加人数の計	人権に関心を示す市民の数として、成果の目安になるため



第4節

国際交流・多文化共生

国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます

節の目指す4年後の数値指標

市民の国際交流への関心度 50% (平成29年度 45%)

現況

近年、全世界でグローバル化が進み、国を越えた活動が当たり前になってきています。日本も例外ではなく、インターネットの普及や訪日外国人旅行者の増加等により、社会全体が外国文化に触れやすい時代になってきています。

そのようななか、平成28年(2016年)5月に開催された「伊勢志摩サミット」は、子どもたちをはじめ、市民が世界を間近に感じるすばらしい機会となりました。これを契機に、市民がより世界に目を向け、国際理解を深められるよう、事業を実施していくことが求められています。

市内に暮らす外国人住民の数は、平成16年度(2004年度)以降1,300人台を維持していましたが、平成21年度(2009年度)のリーマン・ショック後減少傾向にあり、平成29年(2017年)10月末現在は、863人となっています。

しかし、神宮の外国人参拝者数が平成28年(2016年)に初めて10万人を超えるなど、本市を訪れる外国人は増加しており、他国の方々と接する機会は、今後ますます増えると考えられます。

行政サービスの周知や災害対応など、普段の生活の中で、外国人が情報弱者とならないよう、支援する取組が必要とされています。



伊勢市国際フェスティバル

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	14 A	国際交流、多文化共生社会の理解の推進
◎	14 B	在住外国人に向けた各種支援

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	14 A	市民の理解度を深めるため、他国の人々や文化に手軽に触れることができるイベントの開催や啓発活動に取り組みます。
◎	14 B	多言語での行政サービスの周知や外国人対応の避難訓練など、在住外国人への各種支援を当事者の声を聞き取りながら行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
国際交流事業参加者数	2,605人	2,680人	2,760人	2,850人	2,930人	各事業参加者数の計	理解する市民の数として成果の目安になるため

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市協働の 基本ルール	多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的とし、策定したルールです。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～
	主担当課	市民交流課
伊勢市人権 施策基本方針	人権施策を効果的に実施するにあたり、様々な分野の現状や課題を踏まえ、基本施策や分野別施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成 24 年（2012 年）～
	主担当課	人権政策課
伊勢市国際化 推進指針	今後の国際化に対応したまちづくりを推進するための施策の方向性を明らかにすることを目的とし、策定した指針です。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～
	主担当課	市民交流課
第 3 次伊勢市 男女共同参画 基本計画	伊勢市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度）
	主担当課	市民交流課

第2章

教育

目指す姿：郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち

第1節

学校教育

心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます

第2節

社会教育

生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります

第3節

スポーツ

ライフステージに合わせてスポーツを楽しむ環境の充実を図ります

第4節

文化

郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります

第2章 教育

第1節

学校教育

心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます



子どもを
産み育てやすい



地域のつながり
の再生



選ばれる
まちづくり



自然災害への
備え



歴史的・文化的
資産の継承と活用

節の目指す 4 年後の数値指標

子どもたちの学校生活満足度 小学生 68.0%、中学生 72.0%
(平成 29 年度 小学生 63.9% 中学生 69.5%)

現況

新幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日公示）では、これからの学校には、教育基本法に示されている目的及び目標の達成を目指しつつ、一人ひとりの幼児・児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

これからの新しい時代の担い手となる本市の子どもたちが、日々変化する社会情勢の中で、世界に目を向け、夢を描き、その実現に向けて自らの手で自らの人生を切り拓く力や、多様な価値観を受け入れ、他者と共に社会を生き抜く力を身につけた「心豊かでたくましい子ども」に育っていくことが私たちの願いです。

そのために、学校教育では、全ての子どもたちが学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに意欲を持って取り組むとともに、安心して学校生活を送れるよういじめや不登校を生まない学習環境を整えるために家庭・地域と連携・協働して取り組む必要があります。

一方、少子高齢化・核家族化等の進行により、本市では児童生徒数の減少による学校の小規模化が進んでいます。こうした状況を受け、本市では「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」を策定し、子どもたちにとってより望ましい教育環境となるよう小中学校の適正規模化・適正配置に取り組んでいます。

この 4 年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	2 1 A	確かな学力と社会参画力の育成
★◎	2 1 B	豊かな心の育成
◎	2 1 C	健やかに生きていくための身体の育成
◎	2 1 D	特別支援教育の推進
◎	2 1 E	安全で安心な教育環境づくり
◎	2 1 F	信頼される学校づくり

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	21 A	子どもたちの主体的・対話的で深い学びを実現させ、確かな学力を育むとともに、新たな価値を創造していく力、社会において自立していく力を育みます。また、グローバル化時代を生き抜き、夢や志を実現できるよう、外国語教育を中心とした国際理解教育を進めます。さらに伊勢を愛し、伊勢を大切に思う心を育み、自分たちの力で伊勢をより良くしていこうとする社会参画力を育成するとともに、社会の変化に対応する力をつけるために ICT を活用した情報教育、キャリア教育等を推進します。
★◎	21 B	人を人として大切にし、かけがえのない生命を尊ぶ精神を基盤にした道徳教育や人権教育、地域の一員としての自覚を養うことにつながる郷土の学習、主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけられるような環境教育等に取り組むことを通して豊かな心を育んでいきます。
◎	21 C	食育や健康教育、体力の向上の取組を通して、子どもたちが、生涯にわたり、たくましく健やかに生きていくための身体の育成に努めます。
◎	21 D	発達障がいを含む全ての障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう特別支援教育の推進を図ります。
◎	21 E	安全で安心な生活を送るために、いじめや不登校を生まない学習環境を整えるとともに、子どもたちを取り巻くあらゆる環境に潜む危険に対し、学校・家庭・地域が連携し予測・回避・協働につながる力を育む防災教育に取り組みます。また、防犯教育、交通安全教育等も含め、発達段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組みます。
◎	21 F	家庭や地域社会と連携し、共に協力して学校づくりを進めます。また、教職員の資質向上や授業改善に努めるとともに、時代に即応した快適な教育環境を整えるために、教育施設・設備の整備・充実、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」を推進し、信頼される学校づくりに努めます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値					指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33			
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 78.3% 中学校 73.0%	小学校 80.0% 中学校 75.0%	小学校 82.0% 中学校 77.0%	小学校 84.0% 中学校 79.0%	小学校 85.0% 中学校 80.0%	小学校6年生、中学校3年生に行った「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の質問において肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合	児童生徒の自己肯定感の高さが示されるため	
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学校 91.1% 中学校 93.5%	小学校 92.5% 中学校 94.0%	小学校 93.5% 中学校 94.5%	小学校 94.5% 中学校 95.0%	小学校 95.5% 中学校 95.5%	小学校6年生、中学校3年生に行った「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の質問において肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合	児童生徒の自己有用感の高さが示されるため	

第2章 教育

第2節

社会教育

生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります



子どもを
産み育てやすい



超高齢社会
への対応



歴史的・文化的
資産の継承と活用

節の目指す 4年後の数値指標

市民1人当たりの社会教育施設の年間利用回数 2.20回（平成28年度 1.76回）

現況

社会教育法では、地方公共団体の任務として、全ての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めうるような環境を醸成することを求めています。本市では、生涯学習センターや図書館等を運営し、学習機会と学習環境の充実を図っています。社会構造の変化や社会の複雑化が今後も進み、価値観や行動様式が多様化すると見込まれるなか、生涯学習社会の実現に重要な役割を担う社会教育においても、より細分化・高度化していく学習ニーズへの適切な対応が求められています。また、今後の社会教育の役割として、社会の多様化に伴う複雑化した地域の課題を解決する人材の育成が求められていますが、学習成果を活用できる機会が少ないこともあって、個人の学習活動に留まってしまいがちなのが現状です。社会教育施設の利用回数についても、人口減少や高齢化に伴うサークル活動の縮小化などもあり、減少傾向にあります。

図書館は、あらゆる世代を対象に、生涯にわたって自主的な学習を支援する「知の拠点」として、利用度が高くなっていますが、特に近年は、地域が抱える課題解決を支援するため、医療・健康、福祉や歴史的・文化的資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められています。

一方、子どもの読書環境に関しては、科学技術の進歩、情報化の進展により大きく変化しており、テレビ、ゲームなど映像による活字離れが憂慮された時代から、パソコン、携帯電話、スマートフォンの普及による新たな読書離れへと変化は急激に進んでいることから、本市では、「第3次伊勢市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいるところです。今後、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進する必要があります。

青少年健全育成においては、近年における家族形態の変化や大人自身の地域との関わりの希薄化により、青少年が家庭や地域から社会規範を学ぶ機会が少なくなっており、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。青少年相談センターが行う街頭指導において、年々指導人数が減少しているものの、スマートフォンをはじめとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、現実の人間関係に疲れてしまうなど新たな問題も見られます。

この4年間で取り組む課題 ☆：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
◎	22 A	学習機会と学習環境の充実
★◎	22 B	子ども読書活動の推進
◎	22 C	青少年の健全育成

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
◎	22 A	家庭や地域の教育力の低下や地域文化の担い手不足といった社会的課題を学習し、その成果を生かせる機会を充実させます。また、地域における社会教育活動の推進のためにも、公民館、生涯学習センターや図書館などをはじめとする社会教育施設が、社会教育の活動拠点として積極的に活用されるよう、必要な施設の整備や内容の充実を図り、学習環境の整備に努めます。
★◎	22 B	子どもに読書を強制するのではなく、子どもが自ら進んで本を手に取り、読書を楽しく充実したものと感じ、生涯にわたる読書習慣を身につけることによって、心の豊かさや知恵を獲得できるような環境を整備するため、家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの発達段階に応じた取組を推進します。
◎	22 C	青少年の健やかな成長を支援するためには、関係機関・団体・地域住民等が青少年の非行・被害の防止に関する理解と認識を深め、啓発活動や街頭指導の推進により、子どもたちへの関心を喚起し、周りの大人が声をかける機会を充実させるなど、子どもたちと積極的に関わっていく取組を推進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
1ヶ月に1冊以上読書をする子ども（中学生）の割合	87.9%	88.5%	89.0%	89.5%	90.0%	全校対象にアンケートを実施し、1ヶ月に本を1冊以上読んだと回答した子ども（中学2年生）の割合	読書離れが顕著な中学生の読書習慣の定着度が表されるため



絵本の読み聞かせ（おはなし会）



ライフステージに合わせてスポーツを楽しめる環境の充実を図ります

節の目指す 4年後の数値指標

週1回以上スポーツ（運動）を行っている市民の割合 43.0%（平成29年度 32.3%）

現況

平成23年（2011年）6月に「スポーツ基本法」が制定され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

このような理念の実現のため、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要であるとされ、スポーツの推進に関する基本計画（スポーツ基本計画）が策定されました。

また、三重県では、平成27年（2015年）4月に県のスポーツ推進の拠り所となる「三重県スポーツ推進条例」が施行され、「スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである」と、スポーツの価値が明確に位置づけられました。

本市においては、市民の運動実施率の向上、運動をする人とならない人の二極化の解消、体力の向上など、平成23年（2011年）に策定した「伊勢市スポーツ推進計画」に掲げた目標が十分達成されているとは言えない状況にあります。

そのため、今後もスポーツ関係団体等と連携しながら、市民の誰もがその目的に合わせ、生涯にわたって健康で生きがいを持って、スポーツに親しむことができる環境づくりを、より一層進めていく必要があります。

また、平成30年（2018年）には三重県を中心に「全国高等学校総合体育大会」が、平成33年（2021年）には「第76回国民体育大会（三重とこわか国体）」の開催が控えていることから、競技力の向上や開催に向けての体制を整えていくことも必要となっています。

このことから、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5カ年を計画期間とする、第2期伊勢市スポーツ推進計画を策定し、諸課題の解決に向け取り組んでいます。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	23 A	スポーツ活動の充実
◎	23 B	スポーツ関係団体の強化と連携強化
	23 C	スポーツ施設の利便性の向上

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	23 A	スポーツを「する人」、「みる人」、「支える人」の輪が広がるように、イベントの実施や各種大会、教室等の開催支援を行うなど、生涯にわたって健康で生きがいを持ってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の充実を図ります。
◎	23 B	多様化するニーズに対応できるように、スポーツ推進委員連絡協議会や体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体の育成や支援を行います。
	23 C	利用者の安全・安心を確保し、快適に利用していただけるよう努めるとともに、施設整備においては、施設の現状を把握し適切に対応していきます。さらに、平成33年（2021年）の第76回国民体育大会（三重とこわか国体）に向けて、国体施設基準にあった施設整備を行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
スポーツ大会等への参加人数	5,052人	6,250人	7,500人	8,750人	10,000人	市主催大会等への参加人数	スポーツに親しむきっかけづくりに寄与するため



ニュースポーツ体験会



地域のつながりの再生



歴史的・文化的遺産の継承と活用

節の目指す 4 年後の数値指標

文化・芸術事業の満足度 80.0% (基準値 なし)

現況

伝統文化は、それぞれの地域において時代を越え地域をつなげる役割も担いながら受け継がれてきましたが、人々の価値観の変化や少子高齢化社会の到来により、担い手の確保が困難な時代を迎えています。伊勢市には、神宮ご鎮座のまちとして、多くの参宮客を迎える中で生まれ育ってきた独特の歴史・文化があります。地域では、民俗芸能など古くから伝わる伝統的な行事を守り受け継いできましたが、将来に向けていかに保存継承していくかが課題となっています。

また、将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術に接する機会を拡充していく必要があります。

文化芸術の振興については、「文化芸術基本法」に基本的な施策が示され、同法に基づき、平成 27 年（2015 年）には、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」が定められ、平成 32 年度（2020 年度）までの文化政策の方針が明示されています。

本市では、文化施設での公演事業や、博物館等において地域の特性を生かした企画展の開催などを通じて、文化芸術に親しむ機会を提供してきました。

引き続き、市民の皆さんに向けた音楽や演劇、伝統芸能など、多彩で魅力的な文化芸術公演の開催や、子どもたちが本物の文化を体験できる学び場の提供など文化活動の活性化に努めています。

さらに、文化庁の推進する「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現」に向け、本市における取組として、多様な文化芸術活動の継承と発展をめざし、優れた文化芸術や伝統文化を身近な場所で味わい、親しむ機会の拡充を図る必要があります。



お木曳き行事(川曳)



カルチャーフェスティバル

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
◎	24 A	文化財（有形・無形）等の保存・活用
	24 B	文化芸術に親しむ機会の拡充
◎	24 C	文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者の育成
★◎	24 D	文化施設の整備と利用推進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
◎	24 A	伊勢市固有の文化、民俗芸能などに市民が触れる機会を設け、文化財と伝統文化の保存継承及び整備活用を支援し、伊勢の魅力を高めていくことを目指します。
	24 B	市民が文化芸術に親しむとともに、日頃の文化芸術活動の成果を発表する場として、伊勢市芸術祭を開催します。また、上質な音楽や演劇等を提供することを目的とした文化芸術公演を開催します。
◎	24 C	小中学校等に文化芸術活動に関わる個人又は団体を派遣し、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供し、子どもたちの豊かな創造力やコミュニケーション能力を養います。
★◎	24 D	施設整備の更新を計画的に行うとともに、文化施設の利用推進を図り、質の高い文化振興と地域の発展を目指します。また、市民が地域の歴史や文化について興味や関心を持ち、楽しみながら学べるよう、博物館や美術館等の活用と文化財や史跡を実際に見て学ぶ活動を推進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
市博物館施設の入館者数	20,793人	22,000人	23,000人	24,000人	25,000人	文化振興課所管の博物館施設の入館者数	伊勢の歴史文化等への興味・関心の高まりを表すため

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱	伊勢市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標となる方針を定め、次代を担う人材の育成や地域の教育力の向上など、教育の振興を図ることを目的とし、策定した大綱です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）
	主担当課	企画調整課
第 2 期伊勢市教育振興基本計画	中長期的な視点から、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示すもので、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための指針となるものです。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）
	主担当課	教育総務課
伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画	学校の小規模化による課題を解消し、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 24 年（2012 年）～
	主担当課	学校統合推進室
伊勢市人権教育基本方針	真に人権が尊重される伊勢市を創造し、人権文化を醸成していく教育を推進していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 19 年（2007 年）～
	主担当課	学校教育課
伊勢市いじめ防止基本方針	いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題を克服していくことを目的とし、策定した基本方針です。	
	計画期間	平成 27 年（2015 年）～
	主担当課	学校教育課
伊勢市通学路交通安全プログラム	児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の環境改善を目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	平成 27 年（2015 年）～
	主担当課	学校教育課
第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画	第 2 期伊勢市教育振興基本計画に基づき、子どもが「夢」を育める環境づくりを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度）
	主担当課	社会教育課

計画名	計画概要	
第2期伊勢市 スポーツ推進 計画	市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに合わせて、自分のスタイルを持ってスポーツを楽しみ、生き生きとした生活を送ることができる社会を目指すことを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）
	主担当課	スポーツ課
伊勢市全市 博物館構想	様々な博物館・博物館収蔵品の情報を広く発信し、訪れる人々に様々な伊勢の文化にふれていただき、伊勢の文化人との交流を図り、この交流により新しい伊勢の文化を創造していくことを目的とし、策定した構想です。	
	計画期間	平成20年（2008年）～
	主担当課	文化振興課

第3章

環境

目指す姿：豊かな環境を将来につなぐまち

第1節

循環型社会

資源の有効活用及び循環型のまちづくりを進めます

第2節

環境保全

豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

第3節

環境教育

環境を守り育てる文化の醸成を図ります



第1節

循環型社会

資源の有効活用及び循環型のまちづくりを進めます

節の目指す 4年後の数値指標

市民1人1日当たりの家庭系燃えるごみ排出量 540.77 g (平成28年度 562.67 g)

現況

自然災害を引き起こす異常気象の要因ともなる地球温暖化の進行、エネルギー需要の変化等、地球規模での環境変化が進むなか、市民一人ひとりが環境に配慮し、資源やエネルギーを大切にする持続可能な循環型社会づくりの要求が高まっています。

再生可能エネルギーについては、東日本大震災以降、固定価格買取制度の導入により、特に太陽光発電について急速に普及が進みましたが、平成29年(2017年)4月には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」改正等により、適正な事業実施の確保、自然景観等の考慮等、地域と調和した導入が求められています。

また、家庭部門のエネルギー消費は増加傾向にあり、省エネの取組のほか、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)(※)普及等の設備面での対策も進められています。

また、運輸部門においては、各国の自動車に対する環境規制強化の動きがあるなか、自動車メーカーの電気自動車シフトが加速しています。

このような状況のなか、本市においては、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」に基づき、太陽光発電設置に係る補助、また、電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会による電気自動車等の普及促進等の取組等、住民・事業者等と連携した取組を進めています。

廃棄物処理については、これまで3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組や個別リサイクル法等の法的基盤整備とそれに基づく取組等により、国民の意識向上や最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進んできました。

しかし、世界規模で資源制約が強まるなかで、天然資源の消費を抑制していくことがより強く求められるなか、循環型社会形成推進基本法においてリサイクルよりも優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の取組が遅れていること、また、廃棄物等から有効資源を回収する取組も十分に行われているとはいえ、仕組みも十分に整備されていないなどの課題があり、質の高い効率的なリサイクルを進める必要があります。

本市においては、燃えるごみの組成調査によると「まだ食べられるのに廃棄される“未利用食品(食品ロス)”」や「資源物である“紙類”」の割合が高い等の課題もあり、市民、地域組織、事業者、行政が主体的に、また連携してごみの減量・資源化に取り組むことが求められています。



ごみ分別啓発PRキャラクター
“かもしかのごみマスターズ”

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
◎	31 A	地域と調和した太陽光発電の普及推進
◎	31 B	省エネ活動の促進
◎	31 C	電気自動車等の普及推進
★	31 D	ごみの発生抑制
	31 E	ごみの資源化

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
◎	31 A	観光都市としての自然環境や景観などについて、設備規模に応じた必要な配慮が行われる「地域と調和した太陽光発電の普及」を推進します。
◎	31 B	市として率先して省エネ活動に取り組むとともに、暮らしや事業活動の転換に関する提案や情報提供に取り組みます。
◎	31 C	低炭素社会を目指し、住民・事業者等と連携しながら電気自動車等の普及を促進します。
★	31 D	ごみとなるものを出さない発生抑制（リデュース）を図るため、住民や事業者等への効果的な施策を推進します。
	31 E	リサイクル意識を高め、ごみの減量を図るため、分別実態等を踏まえた効果的な啓発等を推進します。また、新たなリサイクルについての情報収集・研究を進めます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
未利用食品の量	1,739 t	1,673 t	1,642 t	1,615 t	1,579 t	家庭系燃えるごみ量（収集量＋直接搬入量）×組成調査に基づく未利用食品の割合	ごみの発生抑制が表されます

※ ZEH…外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅



第2節

環境保全

豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくりを進めます

節の目指す 4年後の数値指標

勢田川 BOD 値 3.0 mg / ℓ (平成 28 年度 6.1 mg / ℓ ※中部地方整備局測定値)

現況

豊かな自然環境、快適な生活環境は、「住みたい」「住み続けたい」場所として選ばれるための基盤になるものです。

市域の 53% を占める森林や、全国一級河川水質調査で最も良好な水質となっている宮川等、この恵まれた自然を守り、後世に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政が連携協力し、その保全に取り組む必要があります。

一方で、市内の中心を流れる勢田川は大変汚れた水質に分類されています。その河川環境、水質改善のため、下水道整備や合併処理浄化槽の普及はもとより、宮川流域ルネッサンス事業、毎年 2,000 人以上の参加者がある勢田川七夕大そうじ等、様々な取組が続いています。このようななか、環境基準値を超過し続けていた勢田川も、基準値の水質を示す年度が見られるようになり、徐々に改善傾向に向かっています。

また、大規模な公害問題は発生していませんが、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、三重県が伊勢市の大気を測定した結果では、主に自動車の排気ガスが原因とされる光化学オキシダントが環境基準値を上回っており注視していく必要があります。また、油漏れなど水質事故が発生した場合は、自然環境等に大きな影響を与えないよう適切な対応が求められます。

身近な生活環境問題としては、空き地における雑草の繁茂による苦情や、犬猫等のペット飼育マナーについての相談が多く寄せられており、生活衛生環境に関して一人ひとりの意識向上が課題となっています。



勢田川七夕大そうじ

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	32 A	下水道・合併処理浄化槽の普及
◎	32 B	生活排水に関する住民意識の向上
◎	32 C	公害についての状況把握と水質事故等への適切な対応
◎	32 D	土地所有者の適正管理意識の向上
◎	32 E	ペット飼育マナーの向上

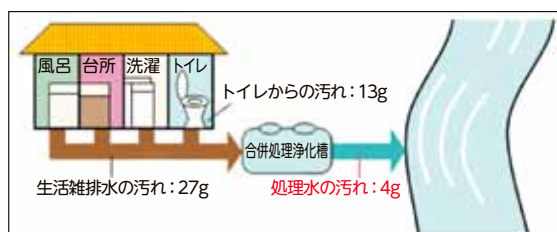
課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	32 A	補助金等により合併処理浄化槽の普及を進めます。
◎	32 B	広報やホームページはもとより、イベントや自治会単位で生活排水に関する説明会を実施するなど、きめ細かい啓発に努めます。
◎	32 C	市内における大気汚染、騒音・振動の状況を調査・把握し分かりやすい情報発信に努めます。また、水質事故が発生した場合は関係機関と連携し適切に対応します。
◎	32 D	空き地の適正管理について啓発に努めるとともに、必要に応じて土地所有者に連絡します。
◎	32 E	動物愛護週間等を通じて飼育マナーの向上に努める他、必要に応じて飼い主への直接訪問等により適正飼育の啓発に努めます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
汚水処理人口普及率	72.6%	74.7%	76.4%	79.0%	80.8%	(下水道処理人口＋合併処理浄化槽処理人口)/市総人口×100 ※環境省が実施する浄化槽等処理人口調査の算出方法による	伊勢市の生活排水処理の状況が表されます。

○合併処理浄化槽



第3節

環境教育

環境を守り育てる文化の醸成を図ります

節の目指す 4年後の数値指標

レジ袋辞退率 93.0% (平成28年度 90.7%)

現況

地球温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となる中、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育む教育・啓発が求められるとともに、家庭や事業所、地域の取組へとつなげていく必要があります。

本市では、環境学習の機会として、環境フェア等のイベント型によるもの、また、エコクッキング教室等の実践につながりやすいものなど、多様な機会の創出を図るとともに、事業所や大学等との連携により、地域が有する人材・学習教材等を活用した内容の多角化等を行っています。

また、学校教育においては、第2期伊勢市教育振興基本計画において、「豊かな心を持つ子どもの育成」を目標に「環境教育の推進」に取り組むこととしており、子どもたちが自らの問題としてとらえて、一人ひとりが自分にできることを考え、実践することにつながる環境教育に取り組んでいます。

地域における環境保全活動については、住民や団体などの様々な主体による勢田川七夕大そうじをはじめとした清掃活動や花の植栽活動等の活動が実施され、地域の環境改善とともに地域のつながりを育む機会となっており、さらに発展・拡大していくことが期待されています。



環境フェア



環境出前講座

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
	33 A	環境学習に関する機会充実と多様化
★	33 B	学校教育における環境教育の充実
◎	33 C	住民による環境保全活動の促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
	33 A	住民・事業所等の多様な主体、また、他分野との連携等により、様々な内容・機会の充実を図ります。
★	33 B	自ら考え、実践できる人づくりのため、各教科や総合的な学習の時間等における環境教育のほか、多様な主体との連携等により、体験・参加型の環境教育機会の充実を図ります。
◎	33 C	取組例に関する情報提供や相互交流の機会提供等の支援を行い、地域・グループによる主体的な環境保全活動の促進を図ります。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
企業と連携して環境教育を推進している小中学校の割合	52.9%	58.8%	61.8%	67.6%	70.6%	三重県教育ビジョンに関する調査において、企業と連携して、環境教育を推進していると回答した伊勢市の小中学校の割合	学校教育における環境教育の充実の状況が表されるため

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
第2期伊勢市環境基本計画	伊勢市環境基本条例に基づき、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた計画です。	
	計画期間	平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)
	主担当課	環境課
伊勢市ごみ処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を達成するために必要な長期的な目標及び施策の方向など、ごみの処理並びに資源化に関する基本事項を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めた計画です。	
	計画期間	平成30年度(2018年度)～平成39年度(2027年度)(予定)
	主担当課	清掃課
第2期伊勢市生活排水対策推進計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づき、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について計画的、総合的に推進することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度)
	主担当課	環境課
伊勢市地球温暖化防止実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域における自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項、また、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減について定めた計画です。	
	計画期間	平成24年度(2012年度)～平成32年度(2020年度)
	主担当課	環境課
伊勢市地域新エネルギービジョン	新エネルギーの導入及び普及・啓発を推進していくため、本市の地域特性に応じた新エネルギーの導入方針を定めるとともに、地域住民への普及・啓発を図り、地域レベルでの地球環境問題やエネルギー安定供給へ取組を進めるための指針として策定した計画です。	
	計画期間	平成20年(2008年)～
	主担当課	環境課

第4章

医療・健康・福祉

目指す姿：誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち

第1節

医療・健康

誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

第2節

地域福祉

地域みんなで支え合うまちづくりを進めます

第3節

共生

誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

第4節

子育て支援

全ての子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めます

第5節

高齢者福祉

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます



第1節

医療・健康

誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

節の目指す4年後の数値指標

健康寿命の延伸 男性 79 歳、女性 83 歳（平成 27 年 男性 77.8 歳、女性 80.3 歳）

現況

我が国の平均寿命〔平成 27 年（2015 年）〕は、男性で 80.75 歳、女性で 86.99 歳となり、世界で冠たる長寿国となりました。本市も全国平均とほぼ同じです。一方で、本市の健康寿命は、男性 77.8 歳、女性 80.3 歳と、平均寿命との差が女性では 6 歳近くあり、この間は生活の質が低下して医療や介護のサービスを受けながらの生活となります。最後まで自立した生活を送れるようライフステージに応じて疾病予防や健康増進、介護予防などに取り組み、この差を縮める必要があります。

こうしたなか、本市においては「伊勢市健康づくり指針」を策定し、「楽しく生活する中でも『長続きする』健康づくりを実践し、健康寿命の延伸を目指します」として、ライフステージに応じて母子の健康づくりや予防接種、生活習慣病の予防やがんの早期発見、高齢者の健康づくりや介護予防などを推進しています。

医療については、少子・高齢化など社会構造の変化に伴う医療ニーズに対応した地域医療体制の整備が必要となります。三重県地域医療構想の実現に向けて県や地域の医療機関、南勢志摩保健医療圏の市町等が協力連携していくことが求められています。

市立伊勢総合病院においては、現在新病院の建設が進められていますが、「市民の健康増進、生活の質（QOL）向上」を目指し、関係機関や団体と連携して地域医療を推進していくことが求められています。

医療体制整備が必要な反面、制度を持続可能なものとするため、誰もがいつまでも健康で自立した生活を送れるよう取組を進めることが重要です。



健康文化穴埋めクイズイベント

この4年間で取り組む課題 ☆：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	41 A	妊娠期から子育て期への切れ目ない支援の充実
◎	41 B	子どもの健やかな成長を支援する母子保健事業の充実
◎	41 C	主体的な健康づくりの推進
◎	41 D	生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
	41 E	予防接種の推進
	41 F	地域医療体制の確保
★◎	41 G	地域医療連携の推進（市立伊勢総合病院）
◎	41 H	福祉医療費制度による保健福祉の増進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	41 A	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ママほっとテラス（子育て世代包括支援センター）を拠点に母子保健コーディネーター（保健師）や助産師が中心となって、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を強化します。
◎	41 B	母子保健法に基づき、乳幼児の健全育成と虐待予防及び子育て支援を図るため、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を実施します。
◎	41 C	誰もが健康に生涯を過ごすことができるよう、健康づくりに取り組みやすい環境づくりと個人の主体的な健康づくりの取組を支援します。
◎	41 D	がん検診の受診勧奨や生活改善の普及啓発を行うとともに、生活習慣病の発症や糖尿病性腎症などの重症化を防ぐ取組を強化します。
	41 E	感染症予防の知識の普及や予防接種を促進し、感染症の発生及びまん延防止を図ります。
	41 F	看護師・准看護師や公的病院への支援を行うとともに一次救急・二次救急の地域医療体制の維持確保に努めます。
★◎	41 G	保健（予防）、医療・ケア、介護、福祉において、他の関係機関と協働して、市の施策を推進、遂行します。
◎	41 H	障がい者・こども・一人親家庭・寡婦などの医療費を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
助産師による産前産後相談の充実	1 か所	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	年1 か所ずつ設置	各総合支所の単位(身近な場所で相談できる機会を拡大する)
紹介率(病院)	59%	61%	63%	65%	67%	地域医療支援病院紹介率	病診連携の進捗度を表すため



第2節

地域福祉

地域みんなで支え合うまちづくりを進めます

節の目指す4年後の数値指標

暮らしの中で困りごとがあったとき相談するところがある市民の割合 90%
(平成29年度 80.6%)

現況

人口減少、少子・高齢化、核家族化の進展、家族形態や意識の変化と価値観や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、かつての「困ったときはお互いさま」「向こう三軒両隣」といった地域社会での結びつきが希薄となってきています。高齢者のみの世帯、ひきこもり、生活困窮家庭など生活に困っていても社会から孤立し、「SOS」の声を上げられない家庭が増加しています。必要な支援が届いていないケースや既存の制度では支援が難しい制度の狭間に陥っているケースも現れています。

こうしたなか、本市においては「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、『みんなの絆と“地域の力”で育む心豊かなまち』を基本理念に、「支え合い・助け合いによるまちづくり」に取り組んでいます。平成29年度（2017年度）からは、いせライフセーフティネット事業において、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による個別支援体制を充実し、困りごとのある方へ寄り添い、積極的な支援とともに、住民が主体的に地域の課題を把握し、関係機関と連携しながら解決する仕組みづくり（地域支援）を進めています。

平成30年度（2018年度）からは、地域包括ケアシステムの深化、地域住民との連携、必要な後方支援の実施による地域共生社会の実現に向けた取組の推進、身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備が求められています。

本市においても、人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指していく必要があります。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	42 A	身近な生活圏域に誰もが気軽に立ち寄り、相談できる窓口の設置
★◎	42 B	地域を支える人材・グループの支援、育成により、地域の担い手となる資源の確保
★◎	42 C	包括的な相談支援体制の構築

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	42 A	社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現します。
★◎	42 B	分野を超えて、人と資源がつながることで、地域の様々なニーズに応えられる資源の有効活用や活性化を実現します。
★◎	42 C	地域を基盤として、自治会、まちづくり協議会、民生委員、保健福祉の関係者、社会福祉協議会、市が一体となって多様な課題に応える包括的支援体制を構築します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値					指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33			
「福祉何でも相談窓口」の開設	—	3カ所	6カ所	9カ所	12カ所	小学校区・中学校区に年3地区ずつ設置	身近な生活圏域で困った時、気軽に相談できる地域の拠点づくりが必要	
フリースペースの充実	1カ所	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	本庁・総合支所単位に年1カ所ずつ設置	身近な生活圏域で高齢者、障がい者、ひきこもり等の居場所づくりが必要	
地域ネットワーク会議の設置	2圏域	3圏域	4圏域	4圏域	4圏域	地域包括支援センター圏域に1カ所ずつ設置	連携を強化し、地域で丸ごと支える体制づくりが必要	



伊勢市生活サポートセンターあゆみ



選ばれる
まちづくり



自然災害への
備え

第3節

共生

誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

節の目指す 4年後の数値指標

障がいの有無に関らず、誰もが暮らしやすいまちであると感じている市民の割合 60%
(平成29年度 20%)

現況

平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。障害者総合支援法などの改正と併せ、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められることとなりました。

本市においては「伊勢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、多くの市民が障がいについての理解を深め、社会的な障壁を取り除き、「だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」を基本理念に共生社会の実現に取り組んでいます。

そうしたなか、広く市民に障がいについての知識を普及啓発するため「障がい者サポーター事業」を実施しています。また、「伊勢市手話言語条例」制定を始めとしての意思疎通支援への取組や、就労支援、外出支援などの事業を実施しています。今後は福祉施設入所から地域社会での生活への移行が進められることから、共生社会への理解の促進を図るとともに、相談支援体制や地域での包括的な支援体制の強化が求められます。

日常生活の場や職場などで社会的障壁を取り除く「合理的配慮」が障害者差別解消法で規定されました。障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせるまちをつかっていくためには、地域社会全体で障がい者への偏見や差別を無くすことは勿論のこと、ハード・ソフト両面での取組を進めていく必要があります。

また、災害時に、支援の必要な障がい者が安全・確実に避難できるよう、個別避難計画の作成など、地域における災害時要援護者の支援体制づくりが必要です。



障がい者サポーター
シンボルマーク

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	43 A	障がいの理解促進と障がい者差別の解消
◎	43 B	重度障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所サービスの体制整備
◎	43 C	社会参加の促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	43 A	障がいの理解促進と差別の解消に向け、障がい者サポーター制度の普及啓発を行うとともに、障がい者サポーター登録者を増やし、「誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」の実現を目指します。また、伊勢市障害者施策推進協議会においてネットワークの構築及び差別の解消に向けた協議・検討をします。外見からはわかりにくい障がいのある人などが、適正な支援や必要な配慮を受けられるようにするため、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を推進します。
◎	43 B	指定管理者制度を導入している「重度身体障害者デイサービスセンター」のあり方を検証し、重度身体障がいのある人の生活介護や短期入所サービス等の体制整備を検討します。特定非営利活動法人や社会福祉法人による市内での施設整備計画が確実に実行されるよう、市補助金を交付するとともに、三重県と連携し報酬や人員・設備基準の情報提供等、様々な支援を行います。
◎	43 C	聴覚障がい等のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。また、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動や災害時の避難計画の作成等に対して支援を行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
障がい者サポーター登録者数	800人	1,000人	1,200人	1,400人	1,600人	各年度末時点の登録者数	制度の普及状況を表すため



第4節

子育て支援

全ての子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めます

節の目指す4年後の数値指標

伊勢市は子育てしやすいまちであると感じている市民の割合 60% (平成29年度 47%)

現況

本市の15歳未満の子どもの数は、平成29年(2017年)で15,443人、人口の12.1%を占めています。平成17年(2005年)の4市町村合併当時と比較して3,200人ほど減少しています。長期にわたる出生数の減少により少子化が進行し、人口減少や高齢化の進展によって、地域活力の低下を引き起こすことが懸念されます。また、核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、子どもを取り巻く犯罪の増加などにより、子どもの育つ環境が様変わりしています。この地域を将来に引き継いでいくため、未来の担い手である子どもを生み育てやすい環境を整備し、少子化に歯止めをかけることは喫緊の課題です。

本市では、「伊勢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むまちづくり」を基本理念に、妊産婦・子どもの健康づくり、多様な保育サービスの充実、地域の子育て支援体制の強化、放課後児童対策、子ども医療費助成制度など、妊娠・出産から乳幼児期・学童期・思春期まで地域全体で切れ目のない支援を実施しています。また、児童虐待やDV(配偶者等による暴力)などの相談支援体制として、こども家庭相談センターを設置するとともに、発達に課題を抱える子どもへの支援体制としてこども発達支援室を設置するなど体制整備を行ってまいりました。

社会環境が変化していくなかで、安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭に寄り添い、子育ての不安・負担を解消し、地域社会全体で子育て・子育てを支えていくことが必要です。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	44 A	就学前の子どもの教育・保育の充実
◎	44 B	放課後児童クラブの充実
★◎	44 C	地域で支える子育ての環境づくりの推進
◎	44 D	児童虐待・子ども家庭相談、女性・DV相談体制の強化
◎	44 E	社会的養護が必要な子どもの自立支援
★◎	44 F	一人親家庭の自立支援
◎	44 G	こども医療費(未就学児)窓口無料化の実施
◎	44 H	途切れのない児童発達支援体制の充実

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	44 A	保育ニーズに対応した保育所・認定こども園の整備に取り組みます。また、延長保育や一時保育など、多様な保育サービスを充実するとともに、障がいや疾病の有無に関わらず保育サービスが受けられる体制を整えます。
◎	44 B	小学校の統合も踏まえつつ、ニーズに対応して放課後児童クラブを整備し、放課後の子どもの居場所づくりを進め、子どもの健全育成を図ります。
★◎	44 C	子育て支援センターの充実などにより、子育て家庭の交流や多世代交流等を促進し、子育て・子育てを地域で支える機運を醸成します。
◎	44 D	児童虐待やDVなどに関する相談対応の専門性の向上を図り、子ども家庭支援体制を強化します。また、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を推進します。
◎	44 E	さまざまな事情により家庭で生活できない子どもが家庭と同じ養育環境で生活できるよう家庭的養護を推進します。また、施設や里親のもとで養育された子どもが社会で自立した生活ができるよう支援します。
★◎	44 F	一人親家庭が自立した生活ができるよう親の就労支援や経済的支援などに取り組みます。
◎	44 G	平成30年度（2018年度）中に未就学児の医療費の窓口負担を廃止し、早期治療と経済的負担の軽減を図ります。
◎	44 H	児童の発達に関する相談体制の強化及び関係機関の連携とともに、児童発達支援、放課後等デイサービス等が安全、安心に利用できるよう整備します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
一時保育実施箇所数	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所	一時保育実施箇所数	多様な保育サービスのひとつである一時保育の充実
子育て支援センター利用者数	49,235人	50,000人	50,000人	52,000人	52,000人	年間利用者数	子育て家庭の交流の場としての子育て支援センターの活用
高等職業訓練促進給付金受給者数	11件	13件	15件	17件	20件	高等職業訓練促進給付金受給者数	一人親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進する給付金であるため



第5節

高齢者福祉

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

節の目指す 4年後の数値指標

高齢者の生きがいつくりや介護サービスが充実したまちであると感じている市民の割合 60%
(平成29年度 24%)

現況

本市の65歳以上の高齢者の数は、平成29年(2017年)で38,947人、人口の30.4%を占めています。平成17年(2005年)の市町村合併当時と比較して8,000人ほど増加しています。高齢者の数は、平成33年(2021年)でピークを迎え、減少に転じますが、虚弱な人の割合が高くなる75歳以上の後期高齢者の数は、その後も増加し続けます。この間、人口減少が進むため団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)には、高齢化率は33%、市民の3人に1人が高齢者となると見込まれます。

このようななか、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活ができるような環境の整備が急務です。本市では、「伊勢市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」を推進目標として、住まいを中心に、医療・介護・介護予防・認知症対策・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

平成30年(2018年)4月から伊勢地区医師会で在宅医療と介護の連携拠点の取組が始まります。様々な職種が連携することで、支援が必要な高齢者を地域で支える体制づくりを進めてまいります。また、生活支援などの高齢者の支え合い体制の仕組みづくりは、介護予防や、地域づくりのうえからも重要なポイントとなります。そして増加する認知症高齢者対策も急がれます。団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)を見据え、医療や介護サービスを受けながらも地域で活躍し、自分らしく生き生きと生活することができる健康な高齢者を増やすことが地域の活性化につながることから、「地域包括ケアシステム」を更に推進していくことが求められます。

また、災害時に、支援の必要な高齢者等が安全・確実に避難できるよう、個別避難計画の作成など、地域における災害時要援護者の支援体制づくりが必要です。



地域の集いの場

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	45 A	地域包括ケアシステムの強化
◎	45 B	介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり
◎	45 C	安心して住み続けられる地域づくり
◎	45 D	介護サービスの充実による安心基盤づくり

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	45 A	高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアを推進します。地域包括ケアシステムを十分に機能させるために、認知症サポーター養成等を通じ市民の理解を深め、担い手を増やすとともに、在宅医療、認知症施策をはじめとする高齢者の在宅生活の支援サービスを充実します。
◎	45 B	高齢者が、いつまでも健康で幸せに暮らせることが、何よりも大切です。心身の健康を維持・増進し、介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと生きがいづくり、介護予防を推進します。
◎	45 C	高齢者が安心して暮らせる思いやりのあるまちを、地域の支え合いでつくります。地域福祉の理念に基づいて支え合いの仕組みづくりを促進し、身近な地域での住まいの確保、ユニバーサルデザインなどを推進します。また、災害対策として、支援が必要な高齢者等の個別避難計画の作成など、地域における災害時要援護者の支援体制づくりに努めます。
◎	45 D	高齢化の進行に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれることから、居宅サービス及び地域密着型サービスを中心とした在宅サービスの基盤整備を図るとともに、サービスの質的向上を図ります。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
認知症サポーター数	7,372人	8,700人	10,200人	11,700人	13,200人	各年度12月末時点の人数	認知症に対する市民の支援度合いを表すため

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市健康づくり指針 (健康増進計画)	「健康日本 21」や「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、生涯を健康で暮らせるような健康文化都市を目指し策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度 (2016 年度) ~平成 37 年度 (2025 年度)
	主担当課	健康課
伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度 (2018 年度) ~平成 34 年度 (2022 年度)
	主担当課	農林水産課
伊勢市地域福祉計画・ 伊勢市地域福祉活動計画	対象者別の福祉では、地域の福祉ニーズに十分に対応できなくなってきた状況を背景に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに支え合う関係やその仕組みをつくっていくことを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年度 (2014 年度) ~平成 30 年度 (2018 年度)
	主担当課	福祉総務課
伊勢市障害者計画、第 5 期 障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	障がいのある人が地域で安心して生活をするには、一人ひとりが必要とする福祉サービスを利用できる体制整備を進めていく必要があります。また、利用者本位の視点で施策を推し進めるため、これまで届かなかった意見を反映することにも配慮しなければなりません。これらの状況を考え、全ての障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指し策定した計画です。	
	計画期間	平成 27 年度 (2015 年度) ~平成 32 年度 (2020 年度) (障害福祉計画は平成 30 年度 (2018 年度) ~平成 32 年度 (2020 年度))
	主担当課	障がい福祉課
伊勢市子ども・子育て 支援事業計画	少子化など、子どもを取り巻く大きな社会環境の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成 27 年度 (2015 年度) ~平成 31 年度 (2019 年度)
	主担当課	こども課
就学前の 子どもの教育・ 保育に関する 整備方針	就学前の子どもが、保育所や幼稚園等の諸施設で、より充実した教育・保育が受けられるよう、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育環境を整えることを目指し策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年 (2014 年) ~
	主担当課	こども課

計画名	計画概要	
伊勢市 老人福祉計画・ 介護保険 事業計画	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が一体化して提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	介護保険課
新市立 伊勢総合病院 建設基本計画	新病院の建設を進めていくにあたり、地域医療を支えるための診療機能や規模、建設地、建設スケジュールなど、新病院建設を具体化するための方針を策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年度（2013 年度）～平成 31 年度（2019 年度）
	主担当課	新病院建設推進課

第5章

防災・防犯・消防

目指す姿：みんなで築く安心して暮らせるまち

第1節

防災・減災

市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

第2節

防犯

市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

第3節

消防・救急

火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します

第4節

交通安全

交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します



地域のつながりの再生



自然災害への備え

第1節

防災・減災

市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します

節の目指す 4年後の数値指標

避難所運営マニュアル策定の地域数 6地域（平成29年度 2地域）

現況

近年、将来発生が予測されている南海トラフ地震や、気候変動による台風の大型化、局地的豪雨の増加などこれまでの想定を超える自然災害の脅威により市民の不安は高まっています。これらの災害による被害を最小限に抑えるため、国や県が公表した想定される最大規模の被害想定を踏まえた防災・減災対策が進められています。

また、平成29年（2017年）10月の台風第21号では豪雨により、市内全域において浸水被害があり、正しい避難のあり方についての啓発が急務です。

これまで市も、災害から「いのちを守る」施策を最優先に、市民一人ひとりの防災意識の向上や日頃から隣近所で支え合うための地域づくりを目的とした防災講習会や訓練を実施してきました。そのほか応急活動に必要な物資や資機材の備蓄を実施し、また、避難困難者解消のための津波避難施設や市の災害対策の拠点となる防災センターを整備しました。市民アンケート調査の結果から見ると市民の防災意識はまだ低く、大規模災害時には行政による迅速な支援は難しく、個人で災害に備える「自助」、地域の助け合いである「共助」が最も重要であることから、引き続き積極的に自治会や自主防災隊に対する講習会やワークショップ、訓練を行うとともに、子供たちが将来にわたって災害時に適切な行動がとれるよう防災教育の推進を図る必要があります。

近年の大災害の教訓から、今後は災害から守った「いのちをつなぐ」施策として避難所運営や備蓄物資対策などが重要な市の課題と考えています。避難所対策では、避難所運営マニュアルの作成や要配慮者対策として福祉避難所の確保、避難生活を行う避難所の環境整備などが必要です。さらに、多くの観光客が訪れる市の特性として帰宅困難者対策も重要な対策です。また、備蓄物資対策では発災後被災者に物資を確実に届けるため、備蓄倉庫を整備するとともに物資や資機材の備蓄を計画的に進め、災害時物流体制を築かなければなりません。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	51 A	地域防災力の向上
◎	51 B	避難体制の強化
◎	51 C	防災拠点の整備

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	51 A	家庭での備蓄や災害時に正しい避難行動がとれるようになるなど市民一人ひとりの防災意識を高め、また、災害を意識した支え合う地域づくりのため、講習会やワークショップ、訓練を実施するとともに地域で行う防災活動を支援します。
◎	51 B	地域主体で運営することを前提とした避難所運営マニュアルの作成を推進し、高齢者や障がいのある方などの要配慮者対策として福祉避難所制度の整備、災害時のトイレの確保を含めた避難所環境の整備を行います。また、観光関係団体等と連携を図り帰宅困難者対策を進めます。
◎	51 C	発災後、被災者に物資を確実に届けるため、地域別に備蓄倉庫を整備するとともに物資や資機材の備蓄を計画的に進め、物流関係機関と連携を図りながら災害時物流体制を整備します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
防災講習等実施回数	139回	140回	145回	145回	145回	市の主催及び共催する防災講習、防災訓練及び防災イベントの合計回数	市民の防災意識の向上のため、さまざまな講習等を催していく。また、東日本大震災以降大幅に増えた講習会等の件数が、近年減少傾向にあるため現在の状況を維持し、啓発方法を工夫する。



伊勢市防災センター備蓄物資



ワークショップのようす



子どもを
産み育てやすい



地域のつながり
の再生

第2節

防犯

市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します

節の目指す4年後の数値指標

刑法犯認知件数減少率（平成28年比） 5%（平成28年 748件）

現況

全国の警察が認知した刑法犯認知件数は、平成14年（2002年）の285万3,739件をピークに14年間減少を続け、平成28年（2016年）には99万6,120件と、初めて100万件を下回りました。刑法犯全体の約7割を占めている窃盗犯は減少しているものの、近年、高齢者を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺が急増しており、被害防止対策が大きな課題となっています。

本市においても、刑法犯認知件数は平成26年（2014年）が1,018件、平成27年（2015年）が846件、平成28年（2016年）には748件と減少しており、認知件数がピークであった平成17年（2005年）の2,143件の約35%と、窃盗犯等は減少していますが、車上ねらいや自転車盗等の街頭犯罪は後を絶たない状況です。

また、特に近年多発している振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法等の消費者トラブル、子どもへの声かけ事案等も依然として発生しており、決して油断できる状況ではありません。

このようなことから、本市では、市民の防犯意識を向上させるため、伊勢警察署、伊勢度会地区生活安全協会及び自主防犯団体連絡会と連携し、地域安全講習会の開催や市内の商業施設等でチラシを配布するなどの街頭啓発を行っています。

また、回転灯が遠くからも目立ち、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装備車によるパトロールも実施しています。

自主防犯活動団体に対しては、防犯用品の貸出しや、防犯モデル地区を指定し、地域住民が連帯意識を高め、自主的な地域安全活動を推進できるよう支援を行っています。

さらに、環境整備として、夜間路上で発生する犯罪等を防止するため、自治会が設置する防犯灯に対して補助金を交付し、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進しています。



地域安全講習会



街頭啓発

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	52 A	防犯意識の醸成
◎	52 B	地域防犯体制の充実
◎	52 C	防犯環境の整備

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	52 A	関係機関・団体と連携し、自治会、老人会、PTA等を対象とした地域安全講習会の開催や啓発活動などの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に取り組みます。
◎	52 B	地域の防犯活動の要となる自主防犯団体の結成・活動・連携への支援を通し、地域の防犯体制の充実を図ります。
◎	52 C	夜間に路上で発生する犯罪等を防止するため、自治会等が行う防犯灯の設置や維持管理を支援し、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値					指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33			
地域安全講習会の実施回数	31回	35回	35回	35回	35回	35回	地域安全講習会の実施回数	市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑制するために実施しているため
青色防犯パトロールの実施回数	87回	95回	95回	95回	95回	95回	青色防犯パトロールの実施回数	市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑制するために実施しているため



自然災害への
備え

第3節 消防・救急

火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

伊勢市の消防力・救急体制に満足している市民の割合 90%以上
(平成 29 年度 消防力 93%、救急体制 86%)

現況

高齢化社会の進展に伴い、平成 28 年（2016 年）中の全国の火災による高齢者の死者数の割合が、67.8%を占めるなか、高齢化に伴う社会福祉施設の増加により、社会福祉施設の火災予防の徹底が必要とされています。また、人口構造の変化により、高齢者の救急需要が増加し、全国の平成 28 年（2016 年）中の救急出動件数、搬送人員数は、ともに過去最多となっています。

伊勢市消防本部管内では、平成 28 年（2016 年）中 51 件（前年 41 件）の火災が発生し、多くの被害がありました。火災を発生させない、発生した火災は最小限にとどめるために、事業所や地域、家庭など、それぞれの場で防火対策を推進していくことが重要です。

伊勢市消防本部管内における平成 28 年（2016 年）中の救急出動件数は、7,737 件（前年 7,488 件）で過去最多となりました。内訳は、65 歳以上の高齢者が 6 割以上を占めており、高齢者の救急需要増加対応体制の構築や救命処置など救急業務の高度化とともに、市民・消防・医療機関の「救命の連鎖（リレー）」による救命効果を高めることが必要となっています。



イベントでの応急手当等の講習

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	53 A	消防体制の充実
★◎	53 B	救急体制の充実
◎	53 C	火災予防対策の推進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	53 A	消防体制については、老朽化した消防車両や機械器具の更新及び消防団車庫の改修・建替を実施するとともに、消防職・団員の訓練研修を充実させ、消防力の充実・災害対応能力の向上を図ります。
★◎	53 B	救急救命士の増員と救急隊員の研修の充実により、救急業務の高度化を図るとともに、応急手当の普及を推進し、「救命の連鎖(リレー)」による救命効果を高めます。
◎	53 C	火災予防体制については、火災予防広報・啓発を積極的に行うとともに、事業所等による消防訓練を促進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
延焼阻止率	83%	84%	85%	86%	87%	(他に延焼しなかった建物火災件数 / 建物火災件数) × 100	住民及び消防隊の有効な消火活動の実施度合いが表される
応急手当講習受講者数	4,094人	4,010人	8,020人	12,030人	16,040人	第3次総合計画期間中における累計受講者数	救護意識の向上度合いが表される



第4節

交通安全

交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します

節の目指す4年後の数値指標

交通事故の人身事故発生件数減少率（平成28年比） 15%（平成28年 412件）

現況

本市は、平成17年（2005年）に伊勢市交通安全条例を制定し、市民の安全で快適な生活を実現するため、関係機関・団体等と一体となって交通安全対策を推進しております。

交通安全対策を積極的に推進した結果、市町村合併した平成17年（2005年）の死者数こそ14人でありましたが、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）までの5年間は9人以下となりました。

人身事故件数は、過去5年間を振り返った場合減少傾向にありますが、1日当たり1件以上の人身事故が発生し、交通事故総件数は依然として年間4千件を超える高い水準で推移していることから、交通事故は市民にとって身近な危険となっています。

交通事故の防止は、関係機関・団体さらには、市民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識し取り組まなければならない重要な課題であり、交通事故がない「住みたい・住み続けたい・訪れたいまち」伊勢市を目指し、人命尊重の理念の下、総合的かつ長期的な視野に立って各種交通安全教育や啓発活動を実施しています。

高齢者が安全、安心して生活ができるよう、全国的に発生している高齢歩行者の交通事故や高齢ドライバーが引き起こす交通事故を防止するため交通安全教育を実施し、また加齢による運動機能の低下等を理解していただき、運転免許証自主返納及び夜間・悪天候時等段階的運転自粛の啓発を行っています。

次世代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、子どもの交通安全意識の高揚を図っています。

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の交通事故防止のため、ドライバーには、横断歩道等における「人優先」の考えを徹底していただき、歩行者に対する保護意識の高揚を図り、歩行者は、夜光反射材の活用や十分な安全確認等の意識付けを図っています。

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解不足から、ルールやマナー違反に繋がっている傾向があるため、学年、年齢に応じた指導、啓発、交通安全教育を行っています。また、放置自転車は、交通事故や景観を損なう原因となることから、放置自転車の整理撤去及び適正な駐車の情報活動を実施しています。

シートベルトとチャイルドシートは、万が一、交通事故にあった時の被害を軽減させることから、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の啓発活動を行っています。

これまでさまざまな交通安全対策がとられ、人身事故は減少傾向にあるものの、今後更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するためには交通安全教育、広報啓発活動を通じて、交通安全の確保に資する必要があります。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	54 A	「選ばれるまちづくり」に向け、交通安全教育、広報啓発などの交通安全活動の推進
◎	54 B	高齢者の交通事故防止
	54 C	子どもの交通事故防止
	54 D	歩行者の安全確保
	54 E	自転車の安全利用の推進
	54 F	全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	54 A	交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることから、交通事故を防止するため、交通安全教育、広報啓発などの交通安全活動を推進し、交通事故のない「住みたい・住み続けたい・訪れたいまち」を目指します。
◎	54 B	加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を理解させるとともに、交通安全活動への参加を促し、また交通安全講習により交通安全意識の高揚を図ります。
	54 C	成長過程に併せて、計画的かつ継続的な交通安全教育を具体的に実施するとともに、保護者に対する交通安全教育を行い、家庭から交通安全活動を推進します。
	54 D	歩行者一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通ルールを実践する必要があることを再認識させ、ドライバーには、歩行者に対する思いやりのある運転と、常に危険を予測した運転を心掛ける意識付けを図ります。
	54 E	身近な交通手段である自転車の安全利用を促進するため、自転車は「車」であるとの原則を踏まえ交通安全教育を実施し、自転車運転中の携帯電話の操作や二人乗り等危険運転を抑止するルール、マナーの啓発活動を推進します。
	54 F	交通事故の衝撃や車外放出から大切な命を守るため、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について広報啓発を図ります。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
交通安全教室受講者数	7,794人	7,800人	7,800人	7,800人	7,800人	幼児、小学生、中学生、高齢者等の受講者数	住民の交通安全意識の向上

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市地域 防災計画	市などの防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	毎年度見直し
	主担当課	危機管理課
伊勢市 避難行動 要支援者避難 支援プラン 全体計画	本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにし、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 25 年（2013 年）～
	主担当課	高齢者支援課、障がい福祉課
伊勢市建築物 耐震改修促進 計画	住宅・建築物の耐震化の目標を定め、それに取り組むことにより、地震による市内の住宅・建築物の被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	建築住宅課

第6章

産業・経済

目指す姿：産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち

第1節

農林水産業

地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します

第2節

商工業

中小企業・小規模事業者の発展を促します

第3節

観光

さまざまな観光客を迎え入れ、賑わいがあふれるまちを目指します

第4節

就労・雇用

働きたい人が働ける環境づくりを進めます

第5節

消費者行政

消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくれます



第1節

農林水産業

地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します

節の目指す 4 年後の数値指標

農業就業者数（認定農業者数及び認定新規就農者数）の維持 減少率 0 %
漁業就業者数（伊勢湾漁業協同組合伊勢市管内）の維持 減少率 0 %
（平成 28 年度 農業就業者数 130 名、漁業就業者数 704 名）

現況

本市の第 1 次産業の就業者数は、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）までで約 14%の減少となっています。これは、高齢化、所得の低迷、生産資材等の高騰による経営の悪化など、農林水産業を取り巻く環境が一層厳しいものになっており、農林水産業を選択する就業者が減少し後継者不足となっていることによるものです。このようななか、平成 28 年（2016 年）5 月に三重県で開催された伊勢志摩サミットでは、伊勢志摩産の食材等が P R によって世界から注目を浴び、そのことが競争力向上へと繋がっており農林水産業に好影響を与えました。

農業は、「守る農業」から「攻めの農業」へと大きな転換期を迎えており、本市においても地域間競争に勝てる特色ある農産物の生産や加工・販売を推進するなど、農業の魅力向上や担い手の確保といった取組が必要といえます。また、安定した農業を営むには、自然災害への対策や、農業・農村環境の整備が必要不可欠といえます。

林業は、経営困難により森林施業が行き届きにくく、本来、森林が持つべき林産物の供給・水源のかん養・土砂災害の防止機能などが発揮できなくなっています。

しかしながら、森林環境整備への関心や要望は高まってきており、森林のもつ多面的機能を持続させるための保全対策が求められています。

水産業は、伊勢湾沿岸でアサリ等の採貝漁業や黒のり養殖業、小型底びき網漁業等が営まれています。近年、海洋環境の変化等で採貝漁業を中心に水揚げが減少しています。また、漁業者の高齢化や新規就業者が確保できないなど漁業経営体の減少が顕著で、水産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。これらのことから、漁業環境の改善を推進するなど水産物の安定供給と新規就業者の確保を図り、持続的な水産業に繋げていくことが求められています。



この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
◎	61 A	新規就農者の育成と担い手の確保
	61 B	農業生産システムの確立
	61 C	農業生産基盤の整備
★◎	61 D	特色ある安全・安心な農産物づくりの推進
◎	61 E	農業・農村環境等の整備
◎	61 F	漁業環境の保全と就業者の確保

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
◎	61 A	新規就農者が農業を生業とするために必要な技術取得や環境整備に対し支援を行っていくとともに、担い手に対し経営安定に繋げる環境づくりに取り組みます。
	61 B	需要に応じた米作りを啓発し、水田農業経営の安定を図ります。また、関係機関と連携し、遊休農地の把握に努め、遊休農地を営農可能な状態に回復するための支援を行います。
	61 C	農道や農業用排水路など農業生産基盤の整備を進め、農地中間管理機構等との連携や人・農地プランの作成を推進し、農地の利用集積を促進します。また、鳥獣被害の防止のため、獣害に強い集落づくりの体制整備を支援します。
★◎	61 D	農作物に応じたブランド化の推進や、より付加価値を高めた農産物加工を進める6次産業化等の取り組みを支援します。また、地産地消の取組や地域の食育を推進し、売れるものをつくる農業生産を進めるため、農産物直売施設の積極的な活用を図ります。
◎	61 E	災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、農業用排水機場の機能保全を推進します。また、林地台帳の整備・更新を推進し、森林の健全化、雇用創出等を図ります。
◎	61 F	藻場、干潟の保全につながる地元組織の活動を支援するとともに、漁業関係者が安全で使いやすい漁港施設の整備を推進します。また、魚食普及を促進し経営安定に繋げるとともに三重県内の漁業関係組織と連携し、就業者確保に取り組みます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数（累積数）	9件	14件	19件	24件	29件	農産物ブランド化推進事業補助金の活用件数	ブランド化の取組に市が支援するものでブランド化の促進度が計れるため



選ばれる
まちづくり



歴史的・文化的
遺産の継承と活用

第2節

商工業

中小企業・小規模事業者の発展を促します

節の目指す 4年後の数値指標

伊勢市の商業について、活気があると感じている市民の割合 40%
(平成29年度 25.1%)

現況

中小企業の景況は、全国的にはリーマンショック以降の低迷していた経済状況から脱し、現在、緩やかではあるものの改善傾向にあります。

しかし、本市の中小企業等においては、依然として厳しい状況が続いています。

ものづくり産業においては、受注の停滞減少や人材育成等の課題があり、また、伝統工芸産業においては、生活様式の変化などにより伝統工芸品の需要が低下し、その結果後継者不足などが課題となっています。

商業においては、商店街への新たな出店はあるものの、人口減少や交通環境の変化、郊外への大型店の出店などを要因として通行量が減少し、また、店主の高齢化や後継者難により空店舗の解消が進まない状況です。商店街は、地域のコミュニティとしての役割が期待されており、本市の中心市街地の活性化を図る上で賑わいある商店街づくりは重要な課題となっています。

一方で、既存企業の成長とともに新たな産業の芽を育てていくことも重要です。創業は地域経済の再生・発展を促し、新たな雇用の創出にも繋がることから、創業しやすい環境づくりが課題となっています。

選ばれるまちを目指す本市においては、商工業の振興のために中小企業等の安定的・持続的な経営が不可欠であり、地域経済の活性化を図るためにも、市内中小企業等の支援、創業の支援に今後とも取り組んでいく必要があります。



商店街（伊勢高柳商店街）



伊勢市産業支援センター

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	62 A	中小企業の支援
	62 B	商店街等の振興
	62 C	地域産品の情報発信
◎	62 D	創業の支援
◎	62 E	ものづくり産業・伝統工芸の振興

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	62 A	地域経済を支える中小企業が安定的・持続的に経営を行えるよう、関係機関と連携し、経営相談や助成制度の充実等の支援に取り組みます。
	62 B	市内商店街等の活性化を図るため、関係機関と連携しながら、地域の賑わいづくりのための新たな事業の創出や商業環境の整備や賑わいづくりを行う商業団体への支援、商店街が取り組む空店舗対策への支援に取り組みます。
	62 C	大都市圏において地域産品のPRを行うとともに、事業者の販路拡大を図るため商談会等へ参加する事業者に対して支援を行います。
◎	62 D	伊勢市産業支援センターのインキュベーション施設の提供、創業相談や助成制度の充実などを行うことで創業者のリスク軽減を図り、創業しやすい環境づくりを推進します。
◎	62 E	市内企業の新商品・新技術開発への助成や伊勢市産業支援センターにおけるセミナー開催による人材育成等への支援に取り組むとともに、木工・漆芸講座の開催や後継者育成等の伝統工芸産業の再生及び発展につながる事業への支援を行うことで、ものづくり産業・伝統工芸の振興に取り組みます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
商工団体における経営相談件数	5,121件	5,150件	5,160件	5,170件	5,180件	伊勢商工会議所中小企業相談所及び伊勢小俣町商工会の実績値	相談しやすい体制を整えることで、中小企業者等の経営安定化に対する支援が図れるため



集約型都市構造・
公共交通体系



選ばれる
まちづくり



自然災害への
備え



歴史的・文化的
遺産の継承と活用

さまざまな観光客を迎え入れ、賑わいがあふれるまちを目指します

節の目指す 4年後の数値指標

神宮参拝者数 900万人（平成29年 879.8万人）

現況

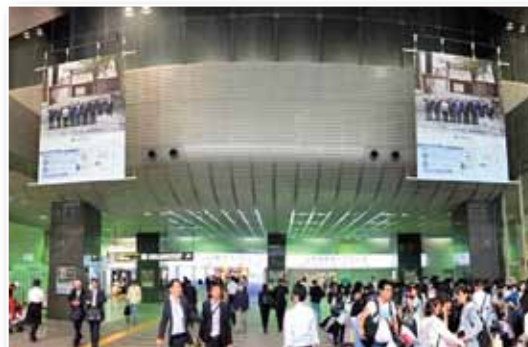
国は、『観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱』と位置づけ、観光を日本の基幹産業へと成長させるとともに、観光の力で地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくとしています。

伊勢は、神宮がご鎮座するまちとして、世界に誇れる歴史・文化などの資源を数多く有し、多くの人達をひきつけています。しかし、第62回神宮式年遷宮の後、年数の経過とともに観光客数が減少していくことが懸念されています。さらには日本国内の人口減少、少子化・高齢化の進展により、まちの活力が一層低下していくことも想定されます。

伊勢市が持続的に発展していくためには、伊勢の魅力をたくさんの人に知っていただくため、誘客・周遊につながる情報発信・情報提供などを行い、観光客数の減少を抑え、さらには増加を目指していかなければなりません。今後開催が予定されている全国高校総体、全国中学校体育大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会という好機を活かし、誘客に活用する必要があります。また、ただ多くの方々に訪れていただければ良いというものではありません。観光により消費を生み出し、地域にその効果を波及させていくことが欠かせません。また、地方創生、地域の活性化のためには、本市の利益だけでなく、伊勢志摩地域、定住自立圏域などの枠組みで、周辺の地域とライバルとして競い合いながらも、互いにメリットのある関係性を築いていくことが求められています。

本市は、外国人の受入体制も含め、障がい者や高齢者などさまざまな来訪者を「笑顔で迎え入れ、笑顔でお帰りいただける」よう、まちとして観光客を受け入れる環境・基盤を整える必要があります。

そして観光は、歴史・文化や食などの観光コンテンツだけでなく、観光客がその地で出会う地元の「人」との交流でもあります。このため、伊勢市が魅力ある観光地としてあり続けるためには、人づくりもとても重要な課題となります。



東京駅構内大型ポスター掲出によるPR

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
◎	63 A	新たな交流を生み出すための地域資源の発掘・発見
◎	63 B	産業視点での観光の推進
★◎	63 C	さまざまな人達に届く情報発信
◎	63 D	満足度を高めるための受入環境・受入基盤整備
◎	63 E	連携による観光の推進
◎	63 F	市民力の向上、人材の育成・活用

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
◎	63 A	市内に広く存在する資源を「観光」の視点で見直し、神宮を中心とした物語性などをまち全体で発掘し、発信していきます。
◎	63 B	スポーツ・イベントなど様々な機会を活かしつつ地域資源を磨き上げ、洗練し、周遊・滞在・消費を促進します。
★◎	63 C	時勢に応じ、ターゲットや手法を定め、戦略的にPRを行うとともに、具体的な目標を立て、常に効果検証に取り組みます。
◎	63 D	外国人や障がい者、高齢者など様々な来訪者に安心して観光を楽しんでいただけるよう受入環境・受入基盤を整備します。
◎	63 E	「競争と協働」を意識し、地域間・官民等で連携して取組を推進します。
◎	63 F	地域を愛し高い市民力を持つ人材、次世代の担い手の育成を推進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
伊勢市 宿泊者数	652,124人	665,000人	700,000人	711,000人	712,000人	伊勢市観光統計より	市内滞在時間の延伸と消費額向上につながるため
観光情報公式 ホームページ セッション数 (※)	1,140,000 セッション	1,360,000 セッション	1,480,000 セッション	1,590,000 セッション	1,710,000 セッション	システムによる計数	観光情報公式ホームページへの訪問数が表されます。

※セッション数…ユーザーがウェブサイトを訪れた回数



節の目指す4年後の数値指標

有効求人倍率 1.0倍以上 (平成28年度 平均1.42倍)

4年間の企業立地件数 4件以上 (基準値 なし)

現況

我が国の生産年齢人口(15～64歳)は、平成9年(1997年)から平成28年(2016年)までに約1,000万人が減少するなど他の先進国と比べて減少傾向が顕著になっています。本市においても、平成22年(2010年)からの20年間で15,000人減少し、59,930人になることが予測されています。

また、県内の高等学校を卒業した大学進学者のうち8割は県外の大学へ進学し、県内の大学卒業者のうち約5割が県外に就職している状況に鑑み、「住みたい・住み続けたい」と思ってもらえるように、安定した雇用の受け皿を整えることも必要です。そのために、雇用機会の創出などU・I・Jターン者を含む働く世代が定着するための取組を引き続き行っていかなければなりません。

一方、現在は景気も回復傾向にあることから、有効求人倍率が高い水準で推移しており、サービス産業をはじめ企業と求職者で雇用のミスマッチが生じている産業では、一層深刻な状況となっています。そのようななか、超高齢社会への対応と人手不足の解消のため、女性、高齢者、障がい者など、意欲のある多様な働き手の就労促進が求められています。

また、国において働き方改革実行計画がまとめられるなか、働く人の視点に立った「働きながら育てられる環境の整備」が課題となっています。



女性の就職支援セミナー

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	64 A	求職者又は就職を考えている人の就職に向けた知識・資格の取得
◎	64 B	企業の雇用機会の確保
◎	64 C	中小企業の福利厚生制度の充実
◎	64 D	企業立地の促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	64 A	セミナーや就職説明会など就職に必要な情報・ノウハウを提供する機会や資格の取得を支援します。
◎	64 B	関係機関と連携しながら、企業の情報発信の機会を増やし、高齢者、若者、女性、障がい者などの求職者とのマッチングをはじめとする雇用対策を推進します。
◎	64 C	中小企業の福利厚生に対する助成を行うとともに、育児休暇制度等の創設・充実を働きかけ、中小企業労働者の働きやすい環境整備を支援します。
◎	64 D	市外からの企業立地を促進するため民有地の活用を図るとともに、市内企業の設備投資を支援し留置に努めます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
いせ若者就業サポートステーションの就職率	69%	70%	71%	72%	73%	就職者／登録者	支援を行い、就職につながっている成果を示すものであるため



第5節 消費者行政

消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります

節の目指す 4年後の数値指標

伊勢市消費生活センターの認知度 60% (平成29年度 42.4%)

現況

私たち消費者を取り巻く環境は、情報の高度化や規制緩和の進展、消費生活におけるグローバル化の進展、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより大きく変化しています。暮らしの利便性の向上が図られる一方で、商品・サービスの多様化・複雑化に伴う消費者トラブルや消費者被害の内容等も変化し、より多様化・複雑化してきています。

本市においては、平成22年(2010年)10月に「伊勢市消費生活センター」を開設して、市民の皆さんからの契約に関するトラブルや悪質商法による被害、商品事故の苦情など、消費生活に関する相談に専門の相談員が対応していますが、環境の変化に伴いセンターに寄せられる相談は複雑多様化し、件数も年々増加しています。

そのようななかで、特に多い振込め詐欺・ワンクリック詐欺や身に覚えのない架空請求に関するトラブルは、事前に対応を知っていれば被害を免れることができるにもかかわらず、残念なことにこのような情報が市民の皆さんに行き渡っていないのが現状です。

そして、そういった情報を発信することもセンターの大切な役目のひとつですが、センターの存在を知る市民は約4割にとどまっています。

このようなことから、市では広報いせへの啓発記事掲載や、パンフレット・啓発用品の配布などによって広くセンターの周知を図るとともに、消費者被害を未然に防ぐため、相談体制の充実、高齢者向けの出前講座や小中学校等への出前授業など消費者教育・啓発の推進に努めており、今後もさらなる強化を図っていく必要があります。



出前講座

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	65 A	消費者教育・啓発の推進
	65 B	相談体制の維持・強化

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	65 A	市民が安心して消費生活を営めるよう、消費者被害を未然に防ぎ、万が一消費者トラブルに直面した時の対応力を身につけて（対応を知って）いただくため、出前講座や出前授業など消費生活に関する教育や啓発を進めます。
	65 B	市民からの複雑・多様化する消費生活に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、相談員の専門的知識の向上や相談環境の充実等、体制の維持・強化に努めます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
消費者教育・啓発による情報提供数	342 件	540 件	590 件	640 件	690 件	出前講座等は参加者数、イベントについてはチラシ等を受け取った人数	より多くの方に情報提供することで、より多く消費者被害を未然に防ぐことができる

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市観光振興基本計画	人口減少、少子・高齢化が進むなか、観光を通じて交流人口を増大させ、伊勢市を活気に満ちた町、住みよい町にしていくことを目的として定めた計画です。次期遷宮が執り行われる20年後を意識しつつ、今後4年間の方向性を示すため、策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）
	主担当課	観光振興課
伊勢志摩地域産業活性化基本計画	伊勢志摩地域における産業集積の形成及び活性化のために当該地域の地方公共団体等が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）
	主担当課	商工労政課
伊勢市農村振興基本計画	農林業を取り巻く環境は、高齢化や小世帯化など社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、グローバル化など社会情勢の変化に対し、積極的な対応が求められています。このようななか、地域の将来像と農村振興施策の基本方針等を示し、個性ある地域づくりを実現することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市鳥獣被害防止計画	平成20年2月21日に施行された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）第4条の規定に基づき、鳥獣による農林業等に係る被害を防止することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成29年度（2017年度）～平成31年度（2019年度）
	主担当課	農林水産課
伊勢市食育推進計画	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする食育基本法の趣旨を踏まえ、食育に関する施策を総合的に推進することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）
	主担当課	農林水産課

目指す姿：誰もが安心して快適に暮らせる魅力あるまち

第1節

道路

幹線道路及び生活道路の整備を推進します

第2節

交通環境

移動しやすい交通環境の整備を推進します

第3節

河川・排水

河川・排水施設を良好に保全します

第4節

住環境

市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

第5節

市街地整備

中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します

第6節

上水道・下水道

安全・安心な水の供給と、快適な生活環境の整備を推進します



第1節

道路

幹線道路及び生活道路の整備を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

身近な生活道路の整備に満足している市民の割合 35% (平成29年度 33%)

現況

道路は市民生活を支える重要な役割を担っており、道路整備は市民生活の向上や都市の発展に直結しますが、その整備には莫大な費用と期間を要することから効率的かつ計画的な整備が必要です。

本市の道路の状況を見ると遷宮や伊勢志摩サミットの効果もあり来訪者が増加し、幹線道路や市民生活に直結する生活道路での渋滞などの課題が生じており、地域住民の生活や安全で円滑な通行を確保することが必要となっています。

幹線道路においては、平成24年(2012年)3月に都市計画道路をはじめとした道路の整備目標を示した「道路整備プログラム」を策定し、幹線道路事業を計画的に進めるとともに、生活道路においても狭隘箇所改善や通学路の安全確保により、安全性や利便性の向上に向けて整備を進めています。

また、道路施設の維持管理については、日常点検による事故の未然防止に加え、施設の長寿命化を図る計画を策定し、より計画的に老朽化した公共施設の維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減に努めています。



橋梁長寿命化 (松尾橋)



通学路対策 (伊勢玉城線)

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	71 A	橋梁長寿命化の推進
◎	71 B	幹線道路の効率的な整備
◎	71 C	市民生活に密着した道路の整備推進
★◎	71 D	通学路の安全対策

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	71 A	橋梁・トンネル長寿命化修繕計画（H 25～H 74）に基づき、計画的に長寿命化対策を実施します。
◎	71 B	道路整備プログラムに基づき、計画的に幹線道路の整備を進めます。
◎	71 C	日常生活に欠かせない道路整備を実施します。
★◎	71 D	伊勢市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路に自転車・歩行者空間を確保します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
橋梁の長寿命化対策実施箇所数（累計）	10箇所	12箇所	17箇所	22箇所	27箇所	長寿命化対策実施橋梁数	道路施設のライフサイクルコストの縮減
伊勢市交通安全プログラムにおける対策必要箇所内、対策済件数（累計）	0箇所	2箇所	2箇所	4箇所	4箇所	交通安全対策実施済箇所数	安全に通行できる通学路の確保

移動しやすい交通環境の整備を推進します



超高齢社会
への対応



集約型都市構造・
公共交通体系



選ばれる
まちづくり



自然災害への
備え

節の目指す 4年後の数値指標

地域の路線バスやバス路線のない地域の移動手段の確保に満足している市民の割合 23%
(平成29年度 18%)

現況

交通は、市民の日常生活を支えるとともに地域間の交流や経済活動の活性を図る上で重要な役割を担っており、公共交通や港湾交通等の交通環境の整備を推進しています。

本市の地域公共交通の取組としては、交通不便地域を中心にコミュニティバスのおかげバスや、おかげバスデマンドなどを運行してきましたが、運行から10年が経過し、人口構成や社会条件の変化により路線の見直しなど改善が求められています。

このため、地域要望や利用状況等を踏まえ、高齢者をはじめ市民や来訪者など、誰もが移動しやすい環境とするため、地域公共交通の充実に向け、更なる取組を推進していく必要があります。

観光交通の取組としては、週末や観光シーズンにおいて神宮周辺で発生する交通渋滞を緩和するため、市営駐車場の運営、臨時駐車場の開設、交通誘導員の配置、パーク&バスライドの実施、公共交通機関の利用促進などを行っていますが、市民が安心して暮らせ、観光客が再び訪れたいまちとするため、更なる交通の円滑化が求められています。

港湾交通の取組としては、本市は、伊勢湾に面し、海岸線は約14 kmあります。そこには、宇治山田港のほか、5箇所の漁港があり、堤防は整備されてから50年以上が経過し、その老朽化が目立ってきました。また、宇治山田港湾は、東日本大震災の津波の影響や河川上流部からの経年的な土砂流入で、港湾内に土砂が堆積し、船舶の安全航行に一部支障が生じています。

このため、伊勢市管内14海岸のうち整備済み及び整備中は9海岸で、港湾浚渫も一部着手されていますが、今後も未整備箇所の早期改修等が求められています。

海岸・港湾の交流機能等の強化として、これまで宇治山田港湾整備促進協議会の提言をもとに、神社海の駅等の拠点整備を進めてきました。現在は、それらの社会資本を活用した地元住民によるまちづくり活動が行われています。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	72 A	地域公共交通の充実
◎	72 B	交通渋滞対策の推進
◎	72 C	海岸堤防・港湾施設の整備促進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	72 A	誰もが安心して移動できるために地域公共交通の充実を図ります。
◎	72 B	公共交通機関利用促進など交通需要マネジメントを実施し、道路交通混雑の緩和に取り組みます。
◎	72 C	主な海岸堤防・港湾施設の整備改修は三重県が行っているため、三重県に対して早期完成に向けた要望活動を行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
市内を走る路線バスのノンステップ車両導入率	52%	55%	57%	60%	62%	三重交通（株）による資料	ノンステップバス車両を導入することにより、誰もが安心して移動できる環境が整うため
コミュニティバスの利用者数	80,993人	82,000人	83,000人	84,000人	85,000人	おかげバス・おかげバスデマンド・沼木バス利用者数	公共交通の利用促進が図られているかどうかを表されるため



おかげバス



第3節 河川・排水

河川・排水施設を良好に保全します

節の目指す 4年後の数値指標

長寿命化に着手したポンプ場の割合 88% (31箇所 / 35箇所)

(平成29年度 11%)

現況

近年の異常気象による局地的大雨、水田の減少や土地開発の増加により、地域に降った雨が短時間で河川・排水路へ流れるようになり、浸水被害が発生しています。

本市においても平成29年(2017年)10月の台風第21号では、豪雨による急激な出水により、断面や勾配が不足している河川・排水路の流域やポンプによる強制排水が必要な地区の一部において、浸水被害が発生しました。

また、市内を流れる宮川と勢田川において、国から洪水により堤防が決壊した場合に浸水被害の発生するおそれがある区域とその浸水深を表す洪水浸水想定区域図が発表されました。これから災害が懸念される流域にお住まいの方々は、大雨のたびに不安を抱えて生活しています。

このため本市では、河川・排水路の整備とともに老朽化した既存施設(35箇所)の排水機能を維持し続けるため、長期補修計画及び長寿命化計画を作成し、施設の更新、延命化を行うことにより、計画的な維持管理を行い、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保に取り組んでいます。また、水位計の設置を行い、避難にあたり的確かつ迅速に河川情報を発信できるよう対策を進めています。

一方、国・県が管理する宮川や勢田川等の浸水被害や河川浸食を防止するための整備については、国・県等関係機関と連携し進めています。



水位計 (矢田川)



ポンプ長期補修計画 (船江ポンプ場)

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★◎	73 A	水位計の設置による水位情報の発信
◎	73 B	流下能力が不足している河川・排水路の堆積土砂の撤去
◎	73 C	既存施設の更新及び延命化
◎	73 D	国・県等関係機関と連携した水害対策を策定

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	73 A	浸水被害のあった河川に水位計を設置し、水位に関する情報発信を行います。
◎	73 B	河川・排水路の通水断面を確保するため、定期的に堆積土砂の撤去を行います。
◎	73 C	長期補修計画、長寿命化計画等に基づく、計画的な改築更新を行います。
◎	73 D	国・県等関係機関と連携し、水害対策の検討を行います。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
水位計の設置箇所数（累計）	0 箇所	4 箇所	6 箇所	8 箇所	10 箇所	水位計の設置箇所数	水位に関する情報を市民に周知する



子どもを産み育てやすい



集約型都市構造・公共交通体系



選ばれるまちづくり



自然災害への備え



歴史的・文化的遺産の継承と活用

市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合 88% (平成29年度 83%)

現況

巨大地震や豪雨など災害リスクの高まりが懸念される中、急速に進行する人口減少・少子高齢化、車社会の進展を背景に空家の増加、都市機能の拡散などによって、住宅や土地利用等、住環境に関わる様々な問題が生じています。

住宅については、管理不全の空家の増加による地域住民の生活環境の悪化が危惧されることから、「伊勢市空家等対策計画」に基づき、地域と連携を図りながら、空家所有者等の適正管理を促し安全・安心の確保を図るとともに、空家バンク制度による空家等の利活用の促進を進めています。

また、公営住宅については、住宅市場を補完するセーフティネットとして、「伊勢市営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅整備等を、住宅・建築物の耐震化については、地震等による被害を最小限とするため、「伊勢市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めています。

土地利用や都市構造については、郊外への市街地の拡大等により都市機能の拡散や市街地の空洞化に加え、伊勢市固有の歴史的景観や豊かな自然、公園などやすらぎの空間が失われようとしているため、秩序ある土地利用や効率的な都市構造への転換を図るとともに、景観や自然を守り後世に残していく必要があります。このため、伊勢市都市マスタープランや伊勢市立地適正化計画に基づき、土地利用の誘導や郊外への無秩序な市街地の拡大を抑えた集約型都市構造の実現が課題となっています。

公園については、市民のレクリエーションの場や災害時の避難地、ヒートアイランド現象の緩和など様々な機能を持つため、長寿命化対策を図りながら、地域の特性を生かした空間となるよう計画的な見直しを進めています。

地籍調査の成果は、土地の情報であり、事前防災や被災後の迅速な復旧・復興のほか、民間開発事業・インフラ整備の円滑化、土地取引等に大きく貢献します。

しかしながら、平成28年度(2016年度)末時点の全国の進捗率は52%、三重県の進捗率は9%であり、本市全域の進捗率は8.9%、重点地域(市街地や沿岸部など津波・洪水の被災が想定される地域及び事業効果が大きい地域)の進捗率は、32.1%にとどまっていることから、地籍調査の推進に取り組んでいます。

これらの対策については、財源の確保や短期・中長期など課題に応じて効果的かつ計画的に取り組むことが重要となっています。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	74 A	空家等対策計画の推進
★◎	74 B	地籍調査事業の推進
◎	74 C	公園遊具の更新
◎	74 D	一般住宅の耐震化率の向上
◎	74 E	伊勢市景観計画の推進
◎	74 F	伊勢市立地適正化計画の推進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	74 A	空家等対策計画を総合的かつ計画的に推進していくために、地域や空家所有者等の理解と意識が向上するよう普及・啓発の促進を図ります。
★◎	74 B	第6次国土調査十箇年計画（H22～H31）及び次期第7次国土調査十箇年計画のもと計画的かつ効果的な推進を図ります。
◎	74 C	伊勢市公園施設長寿命化計画（H26～H35）に基づき、計画的に公園遊具の更新を実施します。
◎	74 D	耐震補強補助や、空家を含めた耐震性のない住宅の除却を促進し、一般住宅の耐震化率の向上を図ります。
◎	74 E	住む人の誇りとなる伊勢の景観を守り、つくり、育てるために、計画を普及させ、市民一人ひとりの意識向上を図り、良好な景観形成を推進します。
◎	74 F	交通施策と連携し、中心市街地活性化等、行政主体の事業のほか、税制特例など民間が誘導し易い環境を整え計画を推進します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
空家等の除却・管理済等件数（累計）	135件	180件	220件	260件	300件	調査等の確認による	空家等の改善を推進するため
地籍調査の進捗率	8.9%	9.0%	9.1%	9.3%	9.4%	(地籍調査済面積 / 要調査面積) × 100	成果を生かせる環境であるかどうかを表せる
重点地域の地籍調査進捗率	32.1%	33.0%	33.4%	33.7%	34.1%	(地籍調査済面積 / 重点地域面積) × 100	成果を生かせる環境であるかどうかを表せる



第5節

市街地整備

中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

中心市街地の商店街の歩行者通行量 2,780人（平成28年度 2,751人）

現況

人口減少や超高齢社会の到来、車社会の進展などによって住宅や大型小売店の郊外化など都市構造に関わる問題が全国的に起きています。本市においても、その傾向は顕著であり、中心市街地の空洞化による賑わいの喪失などへの対応が重要課題となっています。

また、国においても人口減少、少子高齢化に対応し持続可能なまちづくりを進めるため、平成26年（2014年）8月に都市再生特別措置法の一部を改正し、都市機能の立地や居住を誘導する立地適正化計画制度を創設しました。これらの状況を踏まえ、本市においても伊勢市都市マスタープラン〔平成21年（2009年）5月策定〕や伊勢市立地適正化計画に基づき、土地利用の誘導や無秩序な市街地の拡大を抑えた集約型都市構造を実現していくことが課題となっています。

中心市街地においては、賑わい創出と活性化を図るため、基本ビジョンに「暮らしやすく、また訪れたい 伊勢のまち」を掲げ策定した伊勢市中心市街地活性化基本計画が平成28年（2016年）3月15日に内閣総理大臣の認定を受け、活性化に向けた取組を伊勢市中心市街地活性化協議会の各実施団体により進めています。

また、伊勢市駅周辺においては、平成25年度には伊勢市駅前ジャスコ跡地、平成28年度（2016年度）には三交百貨店跡地に再開発事業によってホテルが開業し、周辺商店街にも活性化の兆しが現れています。

今後は、伊勢市駅前の再開発事業や伊勢市中心市街地活性化基本計画など中心市街地活性化に向けた取組や伊勢市駅前～外宮周辺の景観の向上を官民連携して推進し、この賑わいを高め周辺へ拡大していくかが課題となっています。



伊勢市駅前

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課 題
★◎	75 A	中心市街地の賑わいの創出

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★◎	75 A	官民連携の下、伊勢市中心市街地活性化基本計画を各事業者が推進するとともに、伊勢市景観計画によって誘導や規制を行い、伊勢市駅前～外宮周辺の景観の向上を図り、中心市街地の活性化につなげていきます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
商店街 新規店舗数	28 (26～28年度の累計)	10	10	10	10	中心市街地（5商店街）の現地調査による	店舗の開店は賑わい創出の要因となるため



選ばれる
まちづくり



自然災害への
備え

第6節

上水道・下水道

安全・安心な水の供給と、快適な生活環境の整備を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

水道耐震管延長	184 km	(平成 28 年度 151.4 km)
下水道を利用できる区域の人口	69,300 人	(平成 28 年度 65,356 人)

現況

近年、東日本大震災に代表される地震災や頻発する風水害を受け、災害に強いライフラインの重要性が改めて認識される社会情勢の中、地域でのインフラ整備が施行されている状況にあります。

上水道については、本市でも高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、更新時期を迎えていますが、多額の工事費を要する等、全国的にも施設の更新がなかなか進まない現状にあり、耐用年数を経過した老朽管の更新について、計画的な対策が求められています。

また、配水池や水管橋等施設の耐震化に優先的に取り組んできましたが、今後は水道管路の耐震化更新が、喫緊の最重要課題となっております。

下水道は、汚水処理の普及による生活環境の改善、公共用水域の水質保全等多様な役割を目的に平成元年に事業着手し、整備を進め普及拡大を図ってきましたが、未だ普及率は全国レベル（平均）に達していないのが現状です。

また、施設の耐震化に取り組むとともに、老朽化が進んでいる設備等の長寿命化を図ることも重要です。

選ばれるまちづくりを推進するため、上水道事業はボトルドウォーター『伊勢の水』を販売促進することにより、「伊勢らしさ」の情報発信、安全でおいしい水のPRに努めています。下水道事業は、各種イベントでの出展等で、快適かつきれいな水環境づくりについて積極的に啓発活動に取り組んでいます。

今後も人口減少や急激な高齢化等の社会情勢を踏まえ、効率的かつ効果的な整備・維持管理手法の選定を行いながら、上水道・下水道事業の運営に取り組んでいく必要があります。



この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
	76 A	健全な事業運営
◎	76 B	啓発活動の推進
★◎	76 C	水道管路の耐震化
	76 D	老朽管の更新
★	76 E	下水道普及率向上
◎	76 F	下水管路施設の耐震化
	76 G	下水道施設の長寿命化

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
	76 A	水道料金・下水道使用料、資金の安全かつ効果的な運用等財源確保に努めるとともに、経費節減に取り組み、健全経営を目指します。
◎	76 B	安全でおいしい水や快適できれいな水環境づくりに取り組む上水道・下水道事業の普及啓発活動を積極的に行います。
★◎	76 C	災害時に、避難所や病院等の重要拠点への給水を確保するため、水道管路の耐震化を進めます。
	76 D	漏水等がなく、安全で安心である水道水を安定的に供給するため、老朽管の更新を進めます。
★	76 E	流域関連公共下水道事業の整備を進めるとともに、処理区域内の下水道への接続を推進します。
◎	76 F	地震時に下水道機能を確保するためのマンホール浮上防止対策を推進します。
	76 G	下水道の機能を継続的に確保するとともに、優先順位を付け下水道施設を適正に維持・更新します。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
水道耐震管延長	160km	166km	172km	178km	184km	事業計画に基づく	課題に対しての成果を表す数値である
下水道を利用できる区域の人口	65,900人	66,500人	66,900人	68,500人	69,300人	事業計画に基づく	課題に対しての成果を表す数値である

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

計画名	計画概要	
伊勢市都市マスタープラン	都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示し、地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針を市民の参加・参画によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年（2009 年）～平成 45 年（2033 年）
	主担当課	都市計画課
伊勢市土地利用基本方針	現在の土地利用の課題や開発動向等を踏まえた市全体の土地利用方針を示し、その土地利用方針を実現するための方策である都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画決定）を行う際の根拠となる考え方を示すことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成 23 年（2011 年）～平成 45 年（2033 年）
	主担当課	都市計画課
伊勢市中心市街地活性化基本計画	人口減少や大規模小売店舗の郊外流出による空洞化などによって、賑わいが喪失している中心市街地の活性化を図るため、「暮らしやすく、また訪れたい伊勢のまち」をビジョンとして、行政や民間事業者で構成された中心市街地活性化協議会が活性化に向けたさまざまな取り組みを推進する計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	都市計画課
伊勢市立地適正化計画	急速に進行する人口減少・少子高齢化の下、安心できる快適な生活環境や地域の財政及び経済が持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっているため、拡散型の都市構造を見直し、医療・福祉施設、商業施設といった都市機能増進施設や居住地を誘導して、集約型都市構造への転換を推進する計画です。	
	計画期間	平成 30 年（2018 年）～平成 45 年（2033 年）
	主担当課	都市計画課
伊勢市景観計画	景観法に基づき、市の景観形成の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすとともに、個別の建築物や工作物の行為に関する景観形成の誘導方針を明確にし、良好な景観形成に関する方針とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年度（2009 年度）～
	主担当課	都市計画課

計画名	計画概要	
伊勢市 道路整備 プログラム	都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進するとともに、整備着手時期の目標を示すことにより計画的な土地利用を可能とするため、各路線の整備の重要度を整理し、市が事業主体となる市道について、整備時期の目標（平成24年度から10年間）を示すことを目的とし、策定したプログラムです。	
	計画期間	平成24年（2012年）～
	主担当課	都市計画課
伊勢市 橋梁長寿命化 修繕計画	高齢化を迎える橋梁に対して、従来の事後保全型の維持管理を続けた場合橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となり、適切な維持管理が困難となることから、より計画的な橋梁の維持管理を行い、合理的かつ効果的に橋梁を維持していくための取組が不可欠となります。そこで、従来の事後保全型から予防保全型へ転換を行い、道路交通の安全性・信頼性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年度（2013年度）～平成74年度（2062年度）
	主担当課	維持課
伊勢市 トンネル 長寿命化 修繕計画	長期的な展望を見据えて、応急的かつ部分的な対策ではなく、建設当初の機能回復又は現在の要求性能の確保を目的とした計画的な維持管理を実践することにより、従来の事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成25年度（2013年度）～平成74年度（2062年度）
	主担当課	維持課
伊勢市 公園施設 長寿命化 計画	都市公園におけるストックマネジメントは、多種・多様で膨大な数の公園施設を対象とすることが特徴であるが、全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で、効率的行っていくことが求められています。 さらに長期的な視点から、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識し、公園施設の維持管理コストの縮減を図るために、策定した計画です。	
	計画期間	平成26年度（2014年度）～平成35年度（2023年度）
	主担当課	維持課

計画名	計画概要	
伊勢市 ポンプ場 長期補修計画	ポンプ設備等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 88 年度（2076 年度）
	主担当課	維持課
伊勢市 排水樋門等 保全計画	排水樋門等の老朽化に伴う更新費用増大への懸念に対し、これらの延命化を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理の実現を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性を確保することを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～平成 89 年度（2077 年度）
	主担当課	維持課
伊勢市営 住宅等 長寿命化計画	住民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、市営住宅の効率的かつ円滑な維持管理の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、良質なストックを効果的に長期活用するための方針を定め、長寿命化による更新コストの削減を図るために策定した計画です。	
	計画期間	平成 26 年度（2014 年度）～平成 35 年度（2023 年度）
	主担当課	建築住宅課
伊勢市空家等 対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針を明確にし、地域と連携しながら、空家等の適正管理や活用の促進を図るとともに、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進するために策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）
	主担当課	建築住宅課
伊勢市建築物 耐震改修 促進計画	住宅・建築物の耐震化の目標を定め、それに取り組むことにより、地震による市内の住宅・建築物の被害を軽減し、市民の生命及び財産を守ることを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	建築住宅課

計画名	計画概要	
伊勢市地籍 調査実施計画	地籍調査の推進に関する特別措置法に基づき、計画的かつ効果的な推進を図るため地籍整備の方針を定めた計画です。	
	計画期間	平成 22 年度（2010 年度）～平成 31 年度（2019 年度）
	主担当課	用地課
伊勢市地域 公共交通網 形成計画	人口減少や少子高齢化など公共交通を取り巻く状況が厳しさを増す中で、公共交通機関の輸送人員の減少、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されるため、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的に策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	交通政策課
伊勢市 水道事業 基本計画	事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示すものとして、地域特性を勘案し、将来にわたる安全でおいしい水の安定供給を持続するため、伊勢市水道事業のあるべき姿を目指し、策定した計画です。	
	計画期間	平成 21 年度（2009 年度）～平成 30 年度（2018 年度）
	主担当課	上水道課
流域関連 伊勢市 公共下水道 全体計画	生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的達成のために、人口減少の進行、財政状況といった社会的要因に加え、上位計画である三重県が定める中南勢水域流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、効率的な事業推進を進めるための計画です。	
	計画期間	平成 21 年度（2009 年度）～平成 37 年度（2025 年度）
	主担当課	下水道建設課
伊勢市 下水道総合 地震対策計画	地震時に下水道施設が被災することが危惧されます。雨水排水機能の喪失による浸水被害や道路陥没による交通障害等を防止するとともに、トイレ機能の確保等、住民の生活・財産、社会経済活動を確保し、地震対策に取り組む必要性が高い地域において、重要な下水道施設の耐震化等を図ることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	下水道建設課

計画名	計画概要	
伊勢市下水道 長寿命化 計画	下水道施設の点検・調査結果により現在の健全度を判定したうえで、施設の計画的な改築・更新を実施するためにライフサイクルコストを含めた費用比較を行い、既存施設の長寿命化を図ることを目的として策定した計画です。	
	計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 32 年度（2020 年度）
	主担当課	下水道建設課

第8章

市役所運営

目指す姿：市民から信頼される市役所

第1節

行財政運営

積極的に情報発信するとともに、持続可能な行財政運営を進めます

第2節

行政組織力

職員のプロ意識を向上させ、行政全体の組織力強化を推進します

第8章 市役所運営

第1節

行財政運営

積極的に情報発信するとともに、持続可能な行財政運営を進めます

節の目指す 4年後の数値指標

知りたい情報が提供されていると感じている市民の割合 60%以上（平成24年度 34.9%）

経常収支比率 90.0%以下（平成28年度 91.8%）

現況

市町村合併により、新たな伊勢市がスタートしてから10年が経過し、取り巻く状況は大きく変化しました。大規模自然災害を教訓とした防災対策、急速な高齢化の進展等に伴う社会保障費等の増加、老朽化施設の更新・維持管理など新たな課題が生まれています。

現在は堅調な財政運営となっておりますが、地方交付税の合併算定替（※）特例措置の段階的な縮減、今後ピークを迎える公債費の償還とともに人口減少に伴う労働力人口の減少により、市税等の減収が予測され、今後は厳しい財政状況が予想されます。

これから変化する地域課題や社会状況に対応しながら、持続可能なまちを実現するためには、多様化する市民ニーズを的確に把握しつつ財源を確保し、限られた財源のなかで、総合計画に基づき、事業の「選択と集中」を行い、効率的・効果的な行財政運営を進めることが必要不可欠です。そのためには、事務事業の見直しなど行財政改革を推進するとともに、単独自治体での事業展開が非効率な場合は、近隣市町も含めた地域全体で住民の生活機能の確保を図るなど、広域行政を推進する視点が求められています。

また、行財政運営を進めるうえでは、市民と行政の信頼関係が重要であり、総合計画に掲げるまちづくりの基本理念とまちの将来像の共有を図るとともに、市民の市政への理解を得るため、広報紙等を活用した正確かつ迅速でわかりやすい行政情報の提供が求められます。加えて、市の総合的な魅力を積極的に発信することは、市のイメージや知名度の向上・誘客促進・市民の郷土への愛着と誇りの醸成につながることから、シティプロモーションを推進していく必要があります。

公共施設については、将来の多大な施設更新コストを踏まえつつ、長期的な視点による適正化を図る必要があります。このため、公共施設の現状や今後の大規模改修・更新に要する経費を把握し、平成28年（2016年）3月に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。今後は、施設の総合的・計画的な管理を行う必要があります。

さらに、「第4次産業革命」と呼ばれるAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）、ビッグデータ等による技術革新が急速に進展しており、行政運営においてもその活用が求められています。

※ 合併算定替…「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく、合併後の一定期間、別々の市町村が存在するものとみなして計算した地方交付税額を保障し、合併によって不利益を被らないための制度

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
	81 A	公共施設マネジメントの推進
★	81 B	市政情報の積極的な発信
	81 C	多様な市民ニーズの把握
★	81 D	総合計画に基づく効率的、効果的な行財政運営
	81 E	広域連携の推進
★	81 F	シティプロモーションの推進

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
	81 A	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正配置を実現するため、複合化や集約化、長寿命化対策など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。
★	81 B	さまざまな方法で市民へ伝えたい情報、市民が求めている情報などをわかりやすく提供し、情報の共有化を図ります。
	81C	市に意見を伝えやすい環境の整備や、アンケート等により、市民ニーズの把握に努め、市民と行政の協働化を図ります。
★	81 D	総合計画の進行管理や予算の編成と執行を通じ、事業の「選択と集中」、ICTの活用など事業手法の改善等を行い、行政運営の効率化やコスト削減に取り組むとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤の確立を目指します。
	81E	定住自立圏構想を推進するなど、近隣市町との連携を深め、広域的な課題に取り組みます。
★	81F	全庁的にシティプロモーションを推進し、市の総合的な魅力や優位性を市内外へ発信することで、市民のまちへの愛着と誇りを醸成するとともに、誘客促進を図ります。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
市から提供されている情報がわかりやすいと思う割合	42.1% (H24 値)	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	市民アンケートによる	市から提供される情報がわかりやすいと思う市民実感が表されます。
総合計画基本構想の認知度	—	20%	30%	40%	50%	市民アンケートによる	市の目指す姿等の市民の認知度を表します。
伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う割合	78%	80%	82%	84%	86%	市民アンケートによる	まちへの愛着と誇りが醸成された状態を表します。

行政組織力

職員のプロ意識を向上させ、行政全体の組織力強化を推進します

節の目指す 4年後の数値指標

市職員が責任感を持って業務に取り組んでいると感じている市民の割合 60%
(基準値 なし)

現況

少子高齢化の進行による人口減少や人口構造の変化、多様化・高度化する市民ニーズなど、社会情勢は急速に変化しています。また、地方分権の一層の推進による国・県からの権限移譲により、市役所が果たすべき役割はますます大きくなっています。

一方で、限られた財源のなか、持続可能な行政運営を実現するために、本市の職員数は市町村合併後の平成18年度（2006年度）に比べ、平成29年度（2017年度）においては約15%の職員減となっており、さまざまな行政課題を解決していくためには職員個人の意識と能力を向上させるとともに、市民ニーズや社会の情勢に柔軟に対応できる組織づくりを行い、行政全体としての組織力を強化することが今後の行政運営において重要な課題となっています。

また、近年では南海トラフ地震や大型台風などの脅威が迫るなか、大規模災害発生時には災害対応業務を迅速に実施していく必要があります。

このため、平成28年度（2016年度）から災害対策本部体制を、従来の組織の枠組みを超えたプロジェクト型のチーム制に移行し、より柔軟に、また、迅速に災害対応に従事できる体制を構築しました。今後は、伊勢市業務継続計画をマネジメントしていくなどにより、職員一人ひとりが一層役割を認識し、各チームが連携して災害対応することが求められています。

さらに、災害対応と同様に武力攻撃や大規模テロなどの危機管理体制についても、伊勢市危機管理計画や伊勢市国民保護計画に基づき強化していかなければなりません。

こうした課題解決に向けて、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上とともに、自身に与えられたミッションを達成しようという強い使命感を持って職務を遂行することが重要であることから、職員の能力向上とともに意識向上に資する研修等に取り組むことや、強い使命感を持った人材の確保に努めることを通じて、職員のプロ意識を向上させ、行政全体の組織力強化を推進していく必要があります。

この4年間で取り組む課題 ★：重点課題、◎：まちづくりの主要課題と関連した課題

	課題コード	課題
★	82 A	信頼される職員・組織づくり
	82 B	危機管理体制の強化

課題解決の方向性

	課題コード	方向性
★	82 A	総合計画に示すまちの将来像を実現しようとする強い意志を持ち、伊勢市人材育成基本方針に示された求められる職員像（語れる・感じる・考える・行動する・極める）を実現できる人材の育成に取り組めます。また、市民ニーズや社会の情勢の変化に柔軟に対応し、効率的かつ効果的な組織づくりを進めます。
	82 B	チーム制の成熟度を上げるため職員向け図上訓練を実施します。また、業務継続計画を実効性のあるものにするため業務継続マネジメントを実施し、円滑な災害対応を行います。なお、危機管理全般において迅速に対応できるよう組織強化していきます。

重点課題の成果指標

指標	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
	H 29	30	31	32	33		
研修内容が意識・業務の向上に役立ったと感じた職員の割合	72.5%	74%	76%	78%	80%	職員アンケートによる	効果的な研修内容とすることで職員の能力・意識の向上につながるため



図上訓練

◆◆◆ 分野別の関連計画等 ◆◆◆

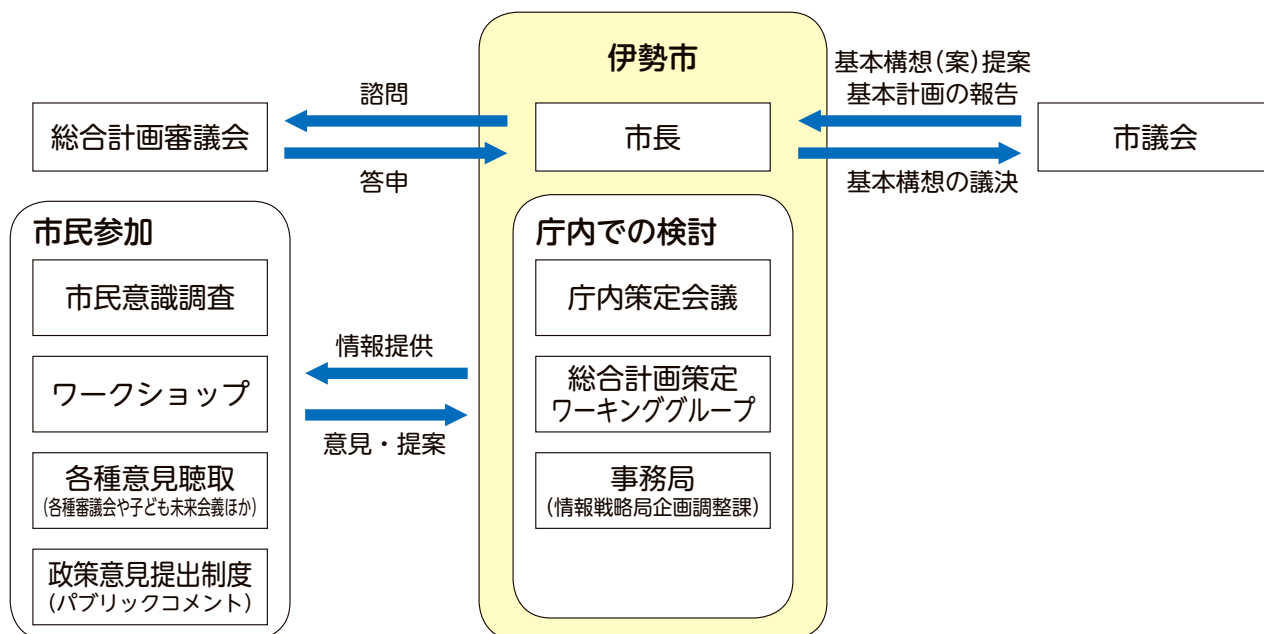
計画名	計画概要	
情報提供の ガイドライン	市民が知りたいであろう行政情報や、市から市民に知ってほしい情報、市民が入手することにより官民協働による行政運営が期待できる情報などを選び、市民に提供していく仕組みを示し、多様な手法による情報提供を総合的に推進するためのガイドラインです。	
	計画期間	平成 19 年（2007 年）～
	主担当課	広報広聴課
伊勢市 公共施設等 総合管理計画	人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、将来、学校などの公共施設及び道路や上下水道施設などのインフラ資産に係る更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現するため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方などを示した計画です。	
	計画期間	平成 27 年度（2015 年度）～平成 56 年度（2044 年度）
	主担当課	情報調査室
伊勢市 施設類型別 計画	公共施設等総合管理計画の実施計画として、公共施設とインフラ資産における各施設の今後の管理方針を示した計画です。	
	計画期間	策定年度～平成 56 年度（2044 年度）
	主担当課	情報調査室
伊勢市 指定管理者 導入指針	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度の導入についての基本的な考え方、取組方針をまとめた指針です。	
	計画期間	平成 18 年（2006 年）～
	主担当課	管財契約課
伊勢市 人口ビジョン	人口の現状及び産業動向を分析するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、本市の課題と潜在する可能性を整理したうえで、2060 年までの目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。	
	計画期間	平成 27 年（2015 年）～
	主担当課	情報調査室

計画名	計画概要	
伊勢市 まち・ひと・ しごと 創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するため、伊勢市人口ビジョンを基に、伊勢市のまち・ひと・しごと創生に向けた目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめたものです。	
	計画期間	平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)
	主担当課	企画調整課
伊勢市シティ プロモーション 推進計画	市民及び国内外の人々から選ばれる自治体となるべく、本市の地域資源・魅力の認知度向上を目指すシティプロモーションの方向性を定めた計画です。	
	計画期間	平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)
	主担当課	企画調整課
伊勢志摩 定住自立圏 共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確認し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。	
	計画期間	平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度)
	主担当課	企画調整課
伊勢市 人材育成 基本方針	社会環境・市民ニーズの変化に適切に対応することのできる職員の育成、職場の風土・制度の優れた点を生かしつつ、自己実現の場としての職場づくりや信賞必罰等の職場環境の整備、職員の意欲・やる気の高揚を図ることなど、人材育成に関わる制度、仕組み、職員意識の面から総合的な改革へ向けた新たな取組を推進していくことを目的とし、策定した方針です。	
	計画期間	平成18年(2006年)～
	主担当課	職員課
伊勢市 業務継続計画	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。	
	計画期間	平成29年(2017年)～
	主担当課	危機管理課

計画名	計画概要	
伊勢市 国民保護計画	国民保護法に基づき、台風や地震といった自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロといった有事にも的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、策定した計画です。	
	計画期間	平成 19 年（2007 年）～
	主担当課	危機管理課
伊勢市 危機管理計画	本市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産の被害又は軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とし策定した計画です。	
	計画期間	平成 20 年（2008 年）～
	主担当課	危機管理課

III 參考資料

1 策定体制



2 策定経過

(1) 伊勢市総合計画審議会

	年 月 日	会議の名称	内 容
平成29年度	平成29年 6月20日	第1回審議会	・ 正副会長選出、諮問ほか
	平成29年 8月31日	第2回審議会	・ 基本構想に係る意見交換
	平成29年 10月 2日	第3回審議会	・ 第2次総合計画の進行管理について ・ 基本構想(案)について
	平成29年 12月 4日	第4回審議会	・ 今後のスケジュールについて ・ 基本構想(修正案)について
	平成29年 12月19日	第5回審議会	・ 基本構想(修正案②)について ・ 第3次総合計画・前期基本計画の取組方針(案)について
	平成30年 1月23日	第6回審議会	・ 序論～基本構想(案)について ・ 第3次総合計画・前期基本計画(案)について
	平成30年 2月 1日	第7回審議会	・ 第3次総合計画・前期基本計画(案)について
	平成30年 2月13日	第8回審議会	・ 第3次総合計画基本構想・前期基本計画(案)について
	平成30年 2月23日	第9回審議会	・ 第3次総合計画基本構想・前期基本計画(修正案)について ・ 答申に向けての意見交換
平成30年度	平成30年 5月15日	第1回審議会	・ 答申(案)について
	平成30年 5月21日	第2回審議会	・ 答申(案)について
	平成30年 6月 1日	答申	・ 市長に対し、伊勢市総合計画審議会から答申

(2) 第3次伊勢市総合計画庁内策定会議

年 月 日	会議の名称	内 容
平成 29 年 5 月 25 日	第 1 回庁内策定会議	・第 3 次伊勢市総合計画の策定のすすめ方について ・策定に係る体制について
平成 29 年 8 月 10 日	第 2 回庁内策定会議	・基本構想、基本計画、実施計画の雛形について ・基本計画策定に向けた準備について
平成 29 年 9 月 27 日	第 3 回庁内策定会議	・第 3 回審議会について ・基本計画策定作業依頼について
平成 29 年 11 月 27 日	第 4 回庁内策定会議	・第 3 次総合計画に係る現況と課題について ・第 3 次総合計画・基本構想（案）について ・第 3 次総合計画・前期基本計画の体系図（案）について
平成 29 年 12 月 14 日	第 5 回庁内策定会議	・第 3 次総合計画・序論及び基本構想（修正案）について ・第 3 次総合計画・前期基本計画の取組方針（案）について

(3) 市民参加

市民意識調査	調査対象：市内在住の平成 29 年度中に 16 歳～ 80 歳となる方 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出により 3,500 人を抽出 調査方法：郵送による送付回収 調査期間：平成 29 年 5 月 10 日～ 5 月 24 日 調査項目：伊勢市全体のまちづくりの方向性に対する希望、まちづくりへの意見等	回答者数 1,155 名 (回答率 33%)
ワークショップ	内 容：市の目指すべき将来像等を語る住民参加のワークショップ 参加対象：上記市民意識調査回答者のうち希望者 実 施 日：①平成 29 年 7 月 29 日（土）午後 1 時 30 分～ （於：伊勢市生涯学習センター学習室 3） ②平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 1 時 30 分～ （於：ハートプラザみその保健会議室） ③平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 7 時～ （於：ハートプラザみその保健会議室）	参加者数 ① 10 名 ② 6 名 ③ 8 名
伊勢市 子ども未来会議	内 容：大人になっても住み続けたい伊勢市になるために 必要なこと、すべきことをテーマに意見交流 参加対象：伊勢市立小中学校児童生徒 各校 2 名 実 施 日：平成 29 年 8 月 17 日（木） ≪中学生の部≫午前 9 時 30 分～ 11 時 ≪小学生の部≫午後 1 時 30 分～ 3 時 （於：伊勢市生涯学習センター 研修室 1・2）	≪中学生の部≫ 22 名 ≪小学生の部≫ 46 名
パブリック コメント (政策意見提出制度)	対 象：第 3 次伊勢市総合計画基本構想・前期基本計画（案） 対 象 者：伊勢市内に在住、通勤又は通学している人など 募集期間：平成 30 年 4 月 2 日（月）～ 5 月 1 日（火）	意見者数 76 名 意見数 108 件

(4) 地域審議会

諮問事項：第 3 次伊勢市総合計画基本構想（案）について

	諮問	答申
伊勢地区地域審議会	平成 30 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 15 日
二見地区地域審議会	平成 30 年 4 月 26 日	平成 30 年 5 月 2 日
小俣地区地域審議会	平成 30 年 4 月 20 日	平成 30 年 5 月 1 日
御園地区地域審議会	平成 30 年 4 月 24 日	平成 30 年 5 月 7 日

3 伊勢市総合計画審議会

(1) 伊勢市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属団体等	委員区分
会長	新田 均	皇學館大学 現代日本社会学部長	学識経験者
副会長	福井 夏美	三重県南勢志摩地域活性化局 局長	関係行政機関の職員
委員	浅野 聡	三重大学 工学研究科准教授	学識経験者
委員	池田ミチ子	伊勢市社会福祉協議会 会長	公共的団体等の代表者
委員	岩崎 良文	伊勢商工会議所 専務理事	公共的団体等の代表者
委員	酒徳 雅明	伊勢農業協同組合 常務理事	公共的団体等の代表者
委員	竜田 和代	伊勢市環境会議 副会長	公共的団体等の代表者
委員	永井 正高	伊勢地区医師会 会長	公共的団体等の代表者
委員	西村 純一	(公社)伊勢市観光協会 専務理事	公共的団体等の代表者
委員	西村 幸泰	連合三重伊勢志摩地域協議会 議長	公共的団体等の代表者
委員	美濃 松謙	伊勢市 PTA 連合会 顧問	公共的団体等の代表者
委員	三村 和也	三重交通株式会社伊勢営業所 所長	その他市長が必要と認める者
委員	森 裕美	伊勢市女性団体連絡協議会	公共的団体等の代表者
委員	山本 誠	伊勢市総連合自治会 会長	公共的団体等の代表者
委員	山本 康史	特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長	公共的団体等の代表者

(平成 30 年 5 月 21 日現在)

(2) 諮問書

29 企 第 239 号
平成 29 年 6 月 20 日

伊勢市総合計画審議会会長 様

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市総合計画について(諮問)

第3次伊勢市総合計画を策定するにあたり、伊勢市総合計画条例第8条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(3) 答申書

平成 30 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市総合計画審議会
会長 新 田 均

伊勢市総合計画について(答申)

平成 29 年 6 月 20 日付け 29 企第 239 号で諮問のありました第 3 次伊勢市総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

市長におかれましては、本答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、総合計画を策定されるとともに、その運用に努めていただきますよう要望します。

記

1 調査審議の経過

本審議会は、平成 29 年 6 月 20 日から平成 30 年 5 月 21 日まで 11 回の調査審議を行った。基本構想案については、平成 29 年 12 月 19 日の第 5 回審議会で、ほぼ執行機関と審議会の意見が一致し、「基本構想の『まちづくりの基本理念』は、全ての行動規範のようなもので、それに基づいて基本計画を策定します」ということになった。

前期基本計画案については、平成 30 年 1 月 23 日の第 6 回審議会から調査審議を開始し、平成 30 年 2 月 23 日の第 9 回審議会までに大方の調査審議を終了した。ただし、第 2 章教育第 1 節「学校教育」と第 4 節「文化」についてだけは、基本構想案の「まちづくりの基本理念」③「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」の実現という点で、執行機関の見解と審議会の見解との隔たりが大きく、以下の観点から執行機関案に変更を求めることになった。

「学校教育」について

- ①. 「地域を愛し」という文言を学校教育の目標に入れること。
- ②. 地域の担い手を育成するという観点からの分析を現況に入れること。
- ③. 郷土教育の成果を推し量る指標を重点課題の成果指標に加えること。

「文化」について

- ①. 「神宮にかかわる行事など」の継承を課題解決の方向性書き加えること。
- ②. その成果を推し量れる指標を重点課題の成果指標に加えること。

しかし、執行機関との間で調整がつかず、平成 30 年 4 月 2 日から 5 月 1 日にかけて募集されたパブリックコメントでは、教育分野については審議会案と執行機関案とが併記され、市民の意見が求められることになった。

平成 30 年 5 月 15 日開催の平成 30 年度第 1 回審議会では、事務局からパブリックコメントの結果についての説明があり、それを受けて、答申案の内容についての議論が行われ、平成 30 年 5 月 21 日、平成 30 年度第 2 回審議会を経て答申が決定された。

2 答申内容

(1) 基本構想案について

伊勢らしい内容で、適当であると認められる。

(2) 前期基本計画案について

ア 「第2章教育」を除く分野は、概ね適当と認められる。

イ 「第2章教育」については、まちづくりの基本理念③との関係で、執行機関と審議会との間で「郷土教育」と「伊勢神宮関係の行事など」の扱いについての認識に隔たりが残った。この課題解決のために以下のような取組を提案する。

(ア) パブリックコメントの結果を見ると、郷土や神宮に関する教育を全くしなくてよいという意見はごく少数だった。総じていえば、郷土や神宮に関する教育については期待が6割、懸念が4割であり、この結果を無視することはできないと考える。そこで、こうした市民の願いを実現し、懸念を払拭する課題解決型の市政を考えていただきたい。その場合、第1章第1節の「コミュニティ」に「郷土への愛」や「地域に伝わる文化や伝統」が新しく入れられたように、複数の分野の連携や協働による解決方法もあると考える。

(イ) 海外経験のある方々からのコメントを見ると、グローバル化の時代においては、自らの地域の特徴を知っていることが特に大切になっているように思われる。世界中がより近づき情報が氾濫する現代において、郷土について語れることがアイデンティティを育む上で重要であることを踏まえ、学校教育などを通じて、市民だれもが「神宮ゆかりの地」伊勢について他者に語れるように教える工夫をしていただきたい。

また、世界に目を向け多様な方々と交流するためには、その方々の思想の背景にある考え方や習慣とともに信仰についても基礎的な理解をしておくことが重要である。このことを踏まえ、世界の主要な宗教および日本の神道、仏教などの基本知識を学ぶ教育を工夫していただきたい。

(ウ) 神宮に関わる行事などによって地域の絆が保たれてきたという事実も忘れないでほしい。平成30年から移行期に入った新学習指導要領における改定のポイントの一つとして「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられている。伊勢市にはそれらを学ぶ活きた教材となる地域行事・伝統行事が多数あることを踏まえ、新しいカリキュラムに地域行事への参加などを積極的に位置づける工夫をしていただきたい。

(3) 総合計画の運用について

ア 基本構想案のまちづくりの基本理念を伊勢市職員及び伊勢市民に普及・啓発するための取組を行っていただきたい。

イ 市の事業を立案・実施・評価する際に、常に総合計画を意識できるような仕組みを導入していただきたい。

ウ 前期基本計画案の序章で書かれているように、各政策や各課を横断する取組が増えていくように市政を運用していただきたい。

3 要望事項

(1) 今回のパブリックコメントの結果は、貴重な財産として保存するとともに、一層の分析を加えていただきたい。

(2) 市民アンケートを行う際には、その中に「郷土教育」や「神宮に関する教育」の項目を入れ、年齢や男女の別による意識の違いがあるのか把握していただきたい。

(3) 宗教に関する教育については、他府県の教育委員会の実践例、他国の実態等についての理解を深め、認識の共有化を図るための取組を行っていただきたい。

【参考】パブリック・コメントにおける計画（案）への添付資料

第3次伊勢市総合計画 前期基本計画（案）に係る考え方と論点について

前期基本計画（案）の立案に際し、伊勢市総合計画審議会から「第2章 教育」に係る修正案が提出されたため、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱第5条第2項第2号の規定に基づき、審議会の修正案に対して整理した実施機関の考え方等を下記のとおり公表します。

記

■第2章 教育

節 【46頁】	第1節 学校教育												
審議会の考え方	本市の歴史的・文化的背景から、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人としての倫理観を育む教育を学校教育で重点的に取り組むべき												
審議会の修正案	前期基本計画（案）の次の箇所について修正されたい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前期基本計画（案）</th> <th>審議会修正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節の取組方針</td> <td>心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。</td> <td>郷土を愛し、心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。</td> </tr> <tr> <td>節の現況 （3段階目）</td> <td>そのために、学校教育では全ての子どもたちが学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、意欲を持って取り組むとともに、安心して学校生活が送れるよういじめや不登校を生まない学習環境を整えるために家庭・地域と連携・協働して取り組む必要があります。</td> <td>また、「教育」には地域を動かすエンジンとしての役割を担うことが期待され、そのために、小中学校等の教育機関では、地域の将来を担う子供を育てるため、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人としての倫理観を育む教育の推進が必要となってきました。</td> </tr> <tr> <td>重点課題の成果指標 （2つめに追加する。）</td> <td>人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合</td> <td>以下の①～③のいずれか ①地域や社会の課題に将来取り組みたいと思う児童生徒の割合 ②私の参加により、地域や社会を少しはよくできるのではないかと考える児童生徒の割合 ③伊勢市には素晴らしい魅力があるとと思う児童生徒の割合</td> </tr> </tbody> </table>		前期基本計画（案）	審議会修正案	節の取組方針	心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。	郷土を愛し、心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。	節の現況 （3段階目）	そのために、学校教育では全ての子どもたちが学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、意欲を持って取り組むとともに、安心して学校生活が送れるよういじめや不登校を生まない学習環境を整えるために家庭・地域と連携・協働して取り組む必要があります。	また、「教育」には地域を動かすエンジンとしての役割を担うことが期待され、そのために、小中学校等の教育機関では、地域の将来を担う子供を育てるため、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人としての倫理観を育む教育の推進が必要となってきました。	重点課題の成果指標 （2つめに追加する。）	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	以下の①～③のいずれか ①地域や社会の課題に将来取り組みたいと思う児童生徒の割合 ②私の参加により、地域や社会を少しはよくできるのではないかと考える児童生徒の割合 ③伊勢市には素晴らしい魅力があるとと思う児童生徒の割合
	前期基本計画（案）	審議会修正案											
節の取組方針	心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。	郷土を愛し、心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます。											
節の現況 （3段階目）	そのために、学校教育では全ての子どもたちが学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、意欲を持って取り組むとともに、安心して学校生活が送れるよういじめや不登校を生まない学習環境を整えるために家庭・地域と連携・協働して取り組む必要があります。	また、「教育」には地域を動かすエンジンとしての役割を担うことが期待され、そのために、小中学校等の教育機関では、地域の将来を担う子供を育てるため、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人としての倫理観を育む教育の推進が必要となってきました。											
重点課題の成果指標 （2つめに追加する。）	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	以下の①～③のいずれか ①地域や社会の課題に将来取り組みたいと思う児童生徒の割合 ②私の参加により、地域や社会を少しはよくできるのではないかと考える児童生徒の割合 ③伊勢市には素晴らしい魅力があるとと思う児童生徒の割合											
実施機関の考え方	学習指導要領において、「子どもたちの生きる力（社会を生き抜く力、知・徳・体のバランスのとれた力）を育む」ことが求められ、その中の一つとして「郷土教育」は位置付けられており、本計画においても既に掲載しているところです。 郷土を愛し、誇りに思う心を醸成して、地域の活性化及び伊勢市の将来を担う人材の育成を図ることについては、学校教育に特化するのではなく、学校、家庭、地域が連携して実現できるものと考えているため、前期基本計画（案）のとおりとしています。												
節 【52頁】	第4節 文化												
審議会の考え方	伊勢の文化伝統、特に神宮にかかわる行事などを積極的に担っていこうとする若者を育成するという課題、そのための取組、その成果指標を加えるべき												
審議会の修正案	前期基本計画（案）の次の箇所について修正されたい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前期基本計画（案）</th> <th>審議会修正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この4年間で取り組む課題 （24A）</td> <td>文化財（有形・無形）等の保存・活用</td> <td>伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者育成の支援</td> </tr> <tr> <td>課題解決の方向性 （24A）</td> <td>伊勢市固有の文化、民俗芸能などに市民が触れる機会を設け、文化財と伝統文化の保存継承及び整備活用を支援し、伊勢の魅力を高めていくことを目指します。</td> <td>伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化、民族芸能などに市民や児童生徒が触れる機会を設け、文化財、伝統文化を継承しようとする態度を育成するとともに、それらの適切な保存管理を支援し、活用していきます。</td> </tr> <tr> <td>重点課題の成果指標 （新規追加）</td> <td></td> <td>伊勢市固有の文化芸術活動の継承が大切だと考えている市民児童生徒の割合</td> </tr> </tbody> </table>		前期基本計画（案）	審議会修正案	この4年間で取り組む課題 （24A）	文化財（有形・無形）等の保存・活用	伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者育成の支援	課題解決の方向性 （24A）	伊勢市固有の文化、民俗芸能などに市民が触れる機会を設け、文化財と伝統文化の保存継承及び整備活用を支援し、伊勢の魅力を高めていくことを目指します。	伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化、民族芸能などに市民や児童生徒が触れる機会を設け、文化財、伝統文化を継承しようとする態度を育成するとともに、それらの適切な保存管理を支援し、活用していきます。	重点課題の成果指標 （新規追加）		伊勢市固有の文化芸術活動の継承が大切だと考えている市民児童生徒の割合
	前期基本計画（案）	審議会修正案											
この4年間で取り組む課題 （24A）	文化財（有形・無形）等の保存・活用	伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化芸術活動への参加のきっかけづくりと後継者育成の支援											
課題解決の方向性 （24A）	伊勢市固有の文化、民俗芸能などに市民が触れる機会を設け、文化財と伝統文化の保存継承及び整備活用を支援し、伊勢の魅力を高めていくことを目指します。	伊勢神宮関係の行事など伊勢市固有の文化、民族芸能などに市民や児童生徒が触れる機会を設け、文化財、伝統文化を継承しようとする態度を育成するとともに、それらの適切な保存管理を支援し、活用していきます。											
重点課題の成果指標 （新規追加）		伊勢市固有の文化芸術活動の継承が大切だと考えている市民児童生徒の割合											
実施機関の考え方	伊勢市には、神宮にかかわる文化以外にも地域において古くから伝わる民俗芸能や伝統行事も受け継がれていることから、神宮に特化することなく、伊勢市で育まれてきた全てを文化として捉える必要があると考えているため、前期基本計画（案）のとおりとしています。												

4 地域審議会

(1) 地域審議会を設置することに関する協議

(趣旨)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会を設置するものとし、同条第2項の規定に基づき、その設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 地域審議会の名称及び設置区域は、それぞれ次のとおりとする。

名称	設置区域
伊勢地区地域審議会	合併前の伊勢市の区域
二見地区地域審議会	合併前の度会郡二見町の区域
小俣地区地域審議会	合併前の度会郡小俣町の区域
御菌地区地域審議会	合併前の度会郡御菌村の区域

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、合併前の各市町村の区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用状況に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他新市の長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、地域審議会は、必要と認める事項については、新市の長の諮問によることなくこれを審議し、当該新市の長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、それぞれの設置区域に住所を有する者又は設置区域内の事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、新市の長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された者

2 前項第3号による委員の数は、5人以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、前条第1項の資格を満たさなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 地域審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(設置期間)

第9条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成33年3月31日までとする。

(庶務)

第10条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

(補則)

第11条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の議事、運営に関し必要な事項については、会長が地域審議会に諮って定める。

附 則

この協議は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 諮問書

	30企 第 14 号 平成30年 月 日
(伊勢) (二見) 地区地域審議会会長 様 (小俣) (御園)	伊勢市長 鈴木 健一
第3次伊勢市総合計画基本構想(案)について(諮問)	
伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議第3条第1項第4号の規定に基づき、「第3次伊勢市総合計画基本構想(案)」について、貴審議会の意見を求めます。	

(3) 答申書

【伊勢地区地域審議会】

平成30年 5月15日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢地区地域審議会
会長 櫻井 治男

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成30年5月2日付け30企第14号で諮問のありました「第3次伊勢市総合計画基本構想案」について、本審議会で審議した結果、適当であると認められますので、ここに答申します。

なお、基本構想が、まちづくりの基本理念を示す内容であることの重要性を十分認識され、諸施策に取り組みられるよう望みます。

以上

【附記】

審議会においては、基本構想が、基本計画、実施計画の上位にあるところから、その理念が連動性を意識し施策実行されること、伊勢市の現状を踏まえた内容であること、諸事項間の統一性の観点から貴重な意見が述べられ、慎重に審議が行われたことを申し添えます。

【二見地区地域審議会】

平成30年 5月 2日

伊勢市長 鈴木 健一 様

二見地区地域審議会
会長 松本 昌純

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成30年4月26日付け30企第14号で諮問のありました「第3次伊勢市総合計画基本構想(案)」について、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議第3条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について適当であると認めます。

なお基本構想と基本計画及び実施計画の整合性を保障するため、PDCAサイクルを着実に行うことが重要と考えます。

今後とも住民福祉の向上に取り組みられることを要望いたします。

【小俣地区地域審議会】

平成30年 5月 1日

伊勢市長 鈴木 健一 様

小俣地区地域審議会

会長 織家 貞雄

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成30年4月20日付け30企第14号で諮問のありました「第3次伊勢市総合計画基本構想（案）」について、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議第3条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について適当であると認めます。

なお平成30年度から平成41年度までの12年間に及び基本構想において、前期基本計画の4年間の計画・実行・検討が中期及び後期基本計画に大きな影響を及ぼすものと考えます。今後は市民生活のさらなる向上のための行政運営と住民福祉の向上に取り組まれることを要望いたします。

【御園地区地域審議会】

平成30年 5月 7日

伊勢市長 鈴木 健一 様

御園地区地域審議会

会長 中村 正

第3次伊勢市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成30年4月24日付け30企第14号で諮問のありました「第3次伊勢市総合計画基本構想（案）」について、本審議会において慎重に審議した結果、適当であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、審議の過程において、基本理念にある「人と人とのつながり」は、市民の意識や未来を担う子どもたちの意見が反映されており評価できるものであり、新しい発想をどう実現していくかがまちづくりの重要な役割であるとの意見がありましたので、申し添えます。

5 関係例規

(1) 伊勢市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。

(4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第4条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の進行管理)

第7条 市長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を公表するものとする。

(伊勢市総合計画審議会)

第8条 総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市総合計画審議会条例の廃止)

2 伊勢市総合計画審議会条例（平成26年伊勢市条例第3号）は、廃止する。

(2) 伊勢市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市総合計画条例（平成29年伊勢市条例第8号）第9条の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

6 指標一覧

《節の目指す4年後の数値指標一覧》

章	節	節の取組方針
1 市民自治・市民交流	第1節 地域コミュニティ	地域の連携を深め、地域活動を活性化します
	第2節 市民活動	個人やNPO等の市民活動を促進します
	第3節 人権尊重・男女共同参画	人権意識を高めるとともに、心のバリアフリーを推進します
	第4節 国際交流・多文化共生	国際理解を深めるとともに、多様な文化を認め合えるまちづくりを進めます
2 教育	第1節 学校教育	心豊かでたくましい子どもたちが育つ教育環境づくりを進めます
	第2節 社会教育	生涯にわたり学習できる環境の充実を図ります
	第3節 スポーツ	ライフステージに合わせてスポーツを楽しめる環境の充実を図ります
	第4節 文化	郷土愛を醸成するとともに伊勢らしい文化・芸術の振興を図ります
3 環境	第1節 循環型社会	資源の有効活用及び循環型のまちづくりを進めます
	第2節 環境保全	豊かな自然を守り快適な生活環境との
	第3節 環境教育	環境を守り育てる文化の醸成を図ります
4 医療・健康・福祉	第1節 医療・健康	誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます
	第2節 地域福祉	地域みんなで支えあうまちづくりを進めます
	第3節 共生	誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
	第4節 子育て支援	全ての子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めます
	第5節 高齢者福祉	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます
5 防災・防犯・消防	第1節 防災・減災	市民の防災意識を高め、災害に備える地域づくりを推進します
	第2節 防犯	市民の防犯意識を高め、犯罪被害防止対策を推進します
	第3節 消防・救急	火災などの災害から市民を守る消防・救急体制の整備を推進します
	第4節 交通安全	交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止を推進します
6 産業・経済	第1節 農林水産業	地元産物の魅力を生かし、持続可能な農林水産業を振興します
	第2節 商工業	中小企業・小規模事業者の発展を促します
	第3節 観光	さまざまな観光客を迎え入れ、賑わいがあふれるまちを目指します
	第4節 就労・雇用	働きたい人が働ける環境づくりを進めます
	第5節 消費者行政	消費者が安心・安全に暮らせるまちをつくります
7 都市基盤	第1節 道路	幹線道路及び生活道路の整備を推進します
	第2節 交通環境	移動しやすい交通環境の整備を推進します
	第3節 河川・排水	河川・排水施設を良好に保全します
	第4節 住環境	市民が住んでいたいと感じる住環境の整備を推進します
	第5節 市街地整備	中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を推進します
	第6節 上水道・下水道	安全・安心な水の供給と、快適な生活環境の整備を推進します
8 市役所運営	第1節 行財政運営	積極的に情報発信するとともに、持続可能な行財政運営を進めます
	第2節 行政組織力	職員のプロ意識を向上させ、行政全体の組織力強化を推進します

※出典を「市民アンケート」とするものについては、設問に対して肯定的な回答又は否定的な回答を集計して市民の割合・認知度を算出しています。

節の目指す 4 年後の数値指標		基準値		出典
地域活動に参加したい市民の割合	42%	(平成 29 年度)	37%	市民アンケート
市民活動団体数	200 団体	(平成 28 年度)	182 団体	伊勢市民活動センター
人権を侵害されたと思う市民の割合の減少	5 ポイント減	(平成 29 年度)	16%	市民アンケート
市民の国際交流への関心度	50%	(平成 29 年度)	45%	市民アンケート
子どもたちの学校生活満足度	小学生 68.0% 中学生 72.0%	(平成 29 年度)	小学生 63.9% 中学生 69.5%	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート
市民 1 人当たりの社会教育施設の年間利用回数	2.20 回	(平成 28 年度)	1.76 回	市 (社会教育課)
週 1 回以上スポーツ (運動) を行っている市民の割合	43.0%	(平成 29 年度)	32.3%	市民アンケート
文化・芸術事業の満足度	80.0%		-	市 (文化振興課)
市民 1 人 1 日当たりの家庭系燃えるごみ排出量	540.77 g	(平成 28 年度)	562.67 g	市 (清掃課)
勢田川 BOD 値	3.0mg / ℓ	(平成 28 年度)	6.1mg / ℓ	国土交通省中部地方整備局
レジ袋辞退率	93.0%	(平成 28 年度)	90.7%	ええやんか!マイバッグ (レジ袋有料化) 検討会
健康寿命の延伸	男性 79 歳 女性 83 歳	(平成 27 年)	男性 77.8 歳 女性 80.3 歳	三重県医療保健部
暮らしの中で困りごとがあったとき相談するところがある市民の割合	90%	(平成 29 年度)	80.6%	市民アンケート
障がいの有無に関らず、誰もが暮らしやすいまちであると感じている市民の割合	60%	(平成 29 年度)	20%	市民アンケート
伊勢市は子育てしやすいまちであると感じている市民の割合	60%	(平成 29 年度)	47%	市民アンケート
高齢者の生きがいづくりや介護サービスが充実したまちであると感じている市民の割合	60%	(平成 29 年度)	24%	市民アンケート
避難所運営マニュアル策定の地域数	6 地域	(平成 29 年度)	2 地域	市 (危機管理課)
刑法犯認知件数減少率 (平成 28 年比)	5%	(平成 28 年)	748 件	伊勢警察署
伊勢市の消防力・救急体制に満足している市民の割合	90%以上	(平成 29 年度)	消防力 93% 救急体制 86%	市民アンケート
交通事故の人身事故発生件数減少率 (平成 28 年比)	15%	(平成 28 年)	412 件	三重県警察
農業就業者数 (認定農業者数及び認定新規就農者数) の維持 漁業就業者数 (伊勢湾漁業協同組合伊勢市管内) の維持	減少率 0%	(平成 28 年度)	農業就業者数 130 名 漁業就業者数 704 名	市 (農林水産課)・ 伊勢湾漁業協同組合
伊勢市の商業について、活気があると感じている市民の割合	40%	(平成 29 年度)	25.1%	市民アンケート
神宮参拝者数	900 万人	(平成 29 年)	879.8 万人	伊勢市観光統計
有効求人倍率 4 年間の企業立地件数	1.0 倍以上 4 件以上	(平成 28 年度)	平均 1.42 倍 -	三重労働局、 市 (商工労政課)
伊勢市消費生活センターの認知度	60%	(平成 29 年度)	42.4%	市民アンケート
身近な生活道路の整備に満足している市民の割合	35%	(平成 29 年度)	33%	市民アンケート
地域の路線バスの充実とバス路線のない地域の移動手段の確保に満足している市民の割合	23%	(平成 29 年度)	18%	市民アンケート
長寿命化に着手したポンプ場の割合	88% (31 / 35 箇所)	(平成 29 年度)	11%	市 (維持課、下水道建設課)
伊勢市に住み続けたいと思う市民の割合	88%	(平成 29 年度)	83%	市民アンケート
中心市街地の商店街の歩行者通行量	2,780 人	(平成 28 年度)	2,751 人	市 (商工労政課)
水道耐震管延長 下水道を利用できる区域の人口	184km 69,300 人	(平成 28 年度) (平成 28 年度)	151.4km 65,356 人	市 (上下水道部)
知りたい情報が提供されていると感じている市民の割合 経常収支比率	60%以上 90.0%以下	(平成 24 年度) (平成 28 年度)	34.9% 91.8%	市民アンケート、 市 (財政課)
市職員が責任感を持って業務に取り組んでいると感じている市民の割合	60%		-	市民アンケート

《重点課題の成果指標》

章	節	指標	単位	現状値	年度別目標値					指標の算出方法	指標の設置理由
				H29	30	31	32	33			
第1章 市民自治・市民交流	第1節 地域コミュニティ	まちづくり協議会の認知度の向上	%	52	54	56	58	60	市民アンケートによる	地域コミュニティの活性化	
	第2節 市民活動	市民活動事業参加者数	人	21,660	22,100	22,500	23,000	23,400	各事業参加者数の計	意識が醸成された市民の数として成果の目安になるため	
	第3節 人権尊重 ・男女共同参画	啓発事業の参加者数	人	970	1,010	1,060	1,110	1,160	講演会等における参加人数の計	人権に関心を示す市民の数として、成果の目安になるため	
	第4節 国際交流 ・多文化共生	国際交流事業参加者数	人	2,605	2,680	2,760	2,850	2,930	各事業参加者数の計	理解する市民の数として成果の目安になるため	
第2章 教育	第1節 学校教育	自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	%	小学校 78.3 中学校 73.0	小学校 80.0 中学校 75.0	小学校 82.0 中学校 77.0	小学校 84.0 中学校 79.0	小学校 85.0 中学校 80.0	小学校6年生、中学校3年生に行った「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の質問において肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合	児童生徒の自己肯定感の高さが示されるため	
		人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	%	小学校 91.1 中学校 93.5	小学校 92.5 中学校 94.0	小学校 93.5 中学校 94.5	小学校 94.5 中学校 95.0	小学校 95.5 中学校 95.5		児童生徒の自己有用感の高さが示されるため	
	第2節 社会教育	1ヶ月に1冊以上読書をする子ども(中学生)の割合	%	87.9	88.5	89.0	89.5	90.0	全校対象にアンケートを実施し、1ヶ月に本を1冊以上読んだと回答した子ども(中学2年生)の割合	読書離れが顕著な中学生の読書習慣の定着度が表されるため	
	第3節 スポーツ	スポーツ大会等への参加人数	人	5,052	6,250	7,500	8,750	10,000	市主催大会等への参加人数	スポーツに親しむきっかけづくりに寄与するため	
第4節 文化	市博物館施設の入館者数	人	20,793	22,000	23,000	24,000	25,000	文化振興課所管の博物館施設の入館者数	伊勢の歴史文化等への興味・関心の高まりを表すため		
第3章 環境	第1節 循環型社会	未利用食品の量	t	1,739	1,673	1,642	1,615	1,579	家庭系燃えるごみ量(収集量+直接搬入量)×組成調査に基づく未利用食品の割合	ごみの発生抑制が表されます	
	第2節 環境保全	汚水処理人口普及率	%	72.6	74.7	76.4	79.0	80.8	(下水道処理人口+合併処理浄化槽処理人口)/市総人口×100※環境省が実施する浄化槽等処理人口調査の算出方法による	伊勢市の生活排水処理の状況が表されます	
	第3節 環境教育	企業と連携して環境教育を推進している小中学校の割合	%	52.9	58.8	61.8	67.6	70.6	三重県教育ビジョンに関する調査において、企業と連携して、環境教育を推進していると回答した伊勢市の小中学校の割合	学校教育における環境教育の充実の状況が表されるため	
第4章 医療・健康・福祉	第1節 医療・健康	助産師による産前産後相談の充実	カ所	1	2	3	4	4	年1カ所ずつ設置	各総合支所の単位(身近な場所で相談できる機会を拡大する)	
		紹介率(病院)	%	59	61	63	65	67	地域医療支援病院紹介率	病院連携の進捗度を表すため	
	第2節 地域福祉	「福祉何でも相談窓口」の開設	カ所	-	3	6	9	12	小学校区・中学校区に年3地区ずつ設置	身近な生活圏域で困った時、気軽に相談できる地域の拠点づくりが必要	
		フリースペースの充実	カ所	1	1	2	3	4	本庁・総合支所単年に1カ所ずつ設置	身近な生活圏域で高齢者、障がい者、ひきこもり等の居場所づくりが必要	
		地域ネットワーク会議の設置	圏域	2	3	4	4	4	地域包括支援センター圏域に1カ所ずつ設置	連携を強化し、地域で丸ごと支える体制づくりが必要	
	第3節 共生	障がい者サポーター登録者数	人	800	1,000	1,200	1,400	1,600	各年度末時点の登録者数	制度の普及状況を表すため	
	第4節 子育て支援	一時保育実施箇所数	箇所	4	4	5	5	6	一時保育実施箇所数	多様な保育サービスのひとつである一時保育の充実	
		子育て支援センター利用者数	人	49,235	50,000	50,000	52,000	52,000	年間利用者数	子育て家庭の交流の場としての子育て支援センターの活用	
高等職業訓練促進給付金受給者数		件	11	13	15	17	20	高等職業訓練促進給付金受給者数	一人親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進する給付金であるため		
第5節 高齢者福祉	認知証サポーター数	人	7,372	8,700	10,200	11,700	13,200	各年度12月末時点の人数	認知症に対する市民の支援度合いを表すため		

章	節	指標	単位	現状値	年度別目標値					指標の算出方法	指標の設置理由
				H29	30	31	32	33			
第5章 防災・防犯・消防	第1節 防災・減災	防災講習等実施回数	回	139	140	145	145	145	145	市の主催及び共催する防災講習、防災訓練及び防災イベントの合計回数	市民の防災意識の向上のため、さまざまな講習等を催していく。また、東日本大震災以降大幅に増えた講習会等の件数が、近年減少傾向にあるため現在の状況を維持し、啓発方法を工夫する。
	第2節 防犯	地域安全講習会の実施回数	回	31	35	35	35	35	35	地域安全講習会の実施回数	市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するために実施しているため
		青色防犯パトロールの実施回数	回	87	95	95	95	95	95	青色防犯パトロールの実施回数	市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するために実施しているため
	第3節 消防・救急	延焼阻止率	%	83	84	85	86	87	87	(他に延焼しなかった建物火災件数 / 建物火災件数) × 100	住民及び消防隊の有効な消火活動の実施度合いが表される
応急手当講習受講者数		人	4,094	4,010	8,020	12,030	16,040	16,040	第3次総合計画期間中における累計受講者数	救護意識の向上度合いが表される	
第4節 交通安全	交通安全教室受講者数	人	7,794	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	幼児、小学生、中学生、高齢者等の受講者数	住民の交通安全意識の向上
第6章 産業・経済	第1節 農林水産業	市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数(累積数)	件	9	14	19	24	29	29	農産物ブランド化推進事業補助金の活用件数	ブランド化の取組に市が支援するものでブランド化の促進度が計れるため
	第2節 商工業	商工団体における経営相談件数	件	5,121	5,150	5,160	5,170	5,180	5,180	伊勢商工会議所中小企業相談所及び伊勢小俣町商工会の実績値	相談しやすい体制を整えることで、中小企業者等の経営安定化に対する支援が図れるため
	第3節 観光	伊勢市宿泊者数	人	652,124	665,000	700,000	711,000	712,000	712,000	伊勢市観光統計	市内滞在時間の延伸と消費額向上につながるため
		観光情報公式ホームページセッション数	セッション	1,140,000	1,360,000	1,480,000	1,590,000	1,710,000	1,710,000	システムによる計数	観光情報公式ホームページへの訪問数が表される
	第4節 就労・雇用	いせ若者就業サポートステーションの就職率	%	69	70	71	72	73	73	就職者/登録者	支援を行い、就職につながっている成果を示すものであるため
第5節 消費者行政	消費者教育・啓発による情報提供回数	件	342	540	590	640	690	690	出前講座等は参加者数、イベントについてはチラシ等を受け取った人数	より多くの方に情報提供することで、より多く消費者被害を未然に防ぐことができる	
第7章 都市基盤	第1節 道路	橋梁の長寿命化対策実施箇所数(累計)	箇所	10	12	17	22	27	27	長寿命化対策実施橋梁数	道路施設のライフサイクルコストの縮減
		伊勢市交通安全プログラムにおける対策必要箇所の内、対策済件数(累計)	箇所	0	2	2	4	4	4	交通安全対策実施済箇所数	安全に通行できる通学路の確保
	第2節 交通環境	市内を走る路線バスのノンステップ車両導入率	%	52	55	57	60	62	62	三重交通(株)による資料	ノンステップバス車両を導入することにより、誰もが安心して移動できる環境が整うため
		コミュニティバスの利用者数	人	80,993	82,000	83,000	84,000	85,000	85,000	おかげバス・おかげバスデマンド・沼木バス利用者数	公共交通の利用促進が図られているかどうかを表されるため
	第3節 河川・排水	水位計の設置箇所数(累計)	箇所	0	4	6	8	10	10	水位計の設置箇所数	水位に関する情報を市民に周知する
	第4節 住環境	空家等の除却・管理済等件数(累計)	件	135	180	220	260	300	300	調査等の確認による	空家等の改善を推進するため
		地籍調査の進捗率	%	8.9	9.0	9.1	9.3	9.4	9.4	(地籍調査済面積 / 要調査面積) × 100	成果を生かせる環境であるかどうかを表せる
		重点地域の地籍調査進捗率	%	32.1	33.0	33.4	33.7	34.1	34.1	(地籍調査済面積 / 重点地域面積) × 100	
第5節 市街地整備	商店街新規店舗数	店舗	28 (26~28年度の累計)	10	10	10	10	10	中心市街地(5商店街)の現地調査による	店舗の開店は賑わい創出の要因となるため	
第6節 上水道・下水道	水道耐震管延長	km	160	166	172	178	184	184	184		
	下水道を利用できる区域の人口	人	65,900	66,500	66,900	68,500	69,300	69,300	69,300	事業計画に基づく	課題に対する成果を表す数値である

章	節	指標	単 位	現状値	年度別目標値				指標の算出方法	指標の設置理由
				H29	30	31	32	33		
第8章 市役所運営	第1節 行財政運営	市から提供されている情報がわかりやすいと思う割合	%	42.1 (H24 値)	50.0	55.0	60.0	65.0	市民アンケートによる	市から提供されている情報がわかりやすいと思う市民実感が表されます
		総合計画基本構想の認知度	%	-	20	30	40	50		市の目指す姿等の市民の認知度を表します
		伊勢市に自分のまちとしての愛着、魅力を感じていると思う割合	%	78	80	82	84	86		まちへの愛着と誇りが醸成された状態を表します
	第2節 行政組織力	研修内容が意識・業務の向上に役立ったと感じた職員の割合	%	72.5	74	76	78	80	職員アンケートによる	効果的な研修内容とすることで職員の能力・意識の向上につながるため

第3次 伊勢市総合計画 基本構想・前期基本計画

平成30年7月

発行：伊勢市

編集：伊勢市情報戦略局企画調整課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1-7-29

TEL 0596-21-5510

FAX 0596-21-5522

E-mail kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

